

Int'lecowk

通巻1105号

特集

社会政策における 政策理解と政策評価

社会政策における〈政策〉理解をめぐる

同志社大学社会学部 教授 ● 埋橋 孝文
T.Uzuhashi

関西福祉科学大学社会福祉学部 助教 ● 朴 蕙彬
H.Park

大阪市立大学都市研究プラザ 特別研究員 ● 楊 慧敏
H.Yang

同志社大学大学院社会学研究科博士後期課程院生 ● 孫 琳
L.Sun

福祉国家研究と政策論

—〈社会分析〉と〈政策分析〉の接点を求めて—

東京大学大学院人文社会系研究科 准教授 ● 金 成垣
S.Kim

社会政策論における政策論の位置づけと特徴

—障害者福祉政策の評価をめぐる課題—

日本大学法学部 准教授 ● 山村 りつ
R.Yamamura

ジェンダーの視点から社会政策を評価する

—指標化をめぐる国際動向を手がかりにして—

武庫川女子大学 専任講師 ● 田中 弘美
H.Tanaka

正会員の議案書分析

議案書を読む(2020年・最終回)

早稲田大学社会科学総合学術院 教授 ● 篠田 徹
T.Shinoda

2020春闘 産別組織インタビュー

全日本自動車産業労働組合総連合会 副事務局長 森口 勲氏



創業20年で日本に進出してきた米国車

長崎県立大学 准教授 小原 篤次

国際経済やアジア経済を教えてきたが、今年度、初めて日本経済論を担当している。いわば、世界史や東洋史の先生が日本史を教えるようなものなのだ(歴史学は年代・地域ごとに専門性が細かいため、世界史の先生が日本史を教えることはないのかもしれない)。日本にとってのグローバルズムや国際化をどこから教えるかという難題にぶつかる。

現在の住吉大社あたりを港とする遣隋使(7世紀初頭、6回)・遣唐使(7世紀から9世紀にかけて約20回)、13世紀の元寇(対馬、壱岐を進撃して九州沿岸)。これらは外交・軍事として位置づけられてきた。室町時代になると、遣明使の関係で「勘合貿易」という史事が登場し、国際経済とつながる。欧州との関係は、種子島に鉄砲、カソリックで初めて海外布教を目的として設立された修道会イエズス会のフランシスコ・ザビエル、その後であれば、織田・豊臣・徳川の対外政策につながっていく。米国との関係は米国海軍の砲艦外交、黒船来航にさかのぼることができる。他方、日本経済史の専門家は、江戸時代、明治時代、戦後という範囲で比較的自由に著述している。

独自性を求めて、産業史の文献(宇田川勝『日本の自動車産業経営史』文真堂2013年、佐藤正志「革新官僚・岸伸介の思想と行動」『経営情報研究』2014年)を広げると、1936(昭和11)年の自動車製造事業法に目が止まった。日本における自動車生産・販売は、フォード・モーターやゼネラル・モーターズが優位な状況であったが、米国車を排除する国産化政策が採用されたのだ。フォードは大正最後の1925年、GMは2年遅れで横浜と大阪にそれぞれ拠点を設けた。米国設立はフォードが1903年、GMは1908年で、創業後20年前後で日本進出だ。比較の物差しとして、日本初の米国4輪車工場(1982年)、バブル崩壊後30年の日本、改革・開放後の中国40年などが脳裏をよぎり、当時、自動車を購入できる国や地域が限られていたとはいえ、素朴な感想は「20年は早い」。両者は組み立て生産を始め、全国的な販売網、割賦販売(自動車ローン)という近代的な手法を日本に持ち込んだ。米国企業撤退後、新しく参入した日本メーカーが人材を引き継ぎ、特に販売ノウハウを吸収していく。

安倍前首相の祖父である岸伸介が自動車製造事業法を制定に商工省官僚として関与している。岸は1930年5月から11月にかけて産業政策の調査のため、欧米を訪問、途中、臨時産業合理局兼特許局事務官に任命されている。ドイツを念頭に「産業合理化の運動は之を経済史的に考察すれば世界大戦に拠りて一劃期(時代区分)を作られたる世界経済立直しの運動に外ならず」と書簡に残している。長州・山口出身の木戸孝允の孫である幸一(のちに天皇側近の内大臣)に宛てたものである。自動車製造事業法は米国メーカーを排除するものの、提携の余地を残し、日本メーカーの乱立防止策も盛り込まれていた。自動車製造事業法は日本経済の国際化を戦後に限定すると、令和では想像しがたい国際化のエピソードである。



CONTENTS Page

■特集：社会政策における政策理解と政策評価

グローバルズムを点検する (2)
 第11回：創業20年で日本に進出してきた米国車
 小原 篤次

地球儀 (3)
 コロナ感染と中国事情
 板東 慧

特集：社会政策における政策理解と政策評価 (4)
 社会政策における<政策>理解をめぐって
 埋橋 孝文
 朴 慧彬
 楊 慧敏
 孫 琳

福祉国家研究と政策論 (16)
 — <社会分析>と<政策分析>の接点を求めて—
 金 成垣

社会政策論における政策論の位置づけと特徴 (25)
 —障害者福祉政策の評価をめぐる課題—
 山村 りつ

ジェンダーの視点から社会政策を評価する (34)
 — 指標化をめぐる国際動向を手がかりにして—
 田中 弘美

春闘インタビュー 2020 (44)
 森口 勲氏(自動車総連 副事務局長)

論壇ナビ2020 (46)
 第10回：日本学術会議会員の 任命拒否問題と「学問の自由」
 秦 正樹

リサーチファイル (47)
 第10回：巨海公子インタビューを巡って(1)
 本田 一成

議案書を読む(2020年・最終回) (50)
 篠田 徹

2020Int'lecowk年間索引 (54)

主要経済労働統計 (57)

Project News (58)

※ 今月の「Monthly Review」は、休載させていただきます。

コロナ感染と中国事情

本欄ですでに、このテーマは数回取り上げてきたが、依然として重要なので今回も取り上げる。

—新型コロナウイルス感染は、昨年12月に中国湖北省武漢市で医師1人の小さな診療所に発熱や咳の患者が次々と訪れたことに始まる。当時は「華南海鮮卸売市場」に近い老朽化した住宅がひしめく狭い路地に市場従業員も多数住んでいた居住区「馬場社区」から多数の患者が出て、当局がウイルス性肝炎患者27人の存在を初公表したのは12月31日のことである。その時4人がこの診療所にかかり、60代後半の住民女性は「拡大後も診察を受けていたが、医師は連行され行方は分からない」と声を潜めた。なお、別の居住区にある診療所の40代男性医師も「風邪の患者が例年より多い」と違和感を覚えた。12月中旬には妙な風邪や原因不明の肺炎の情報が流れた—

以上は、11月26日神戸新聞朝刊で「感染拡大の謎」として取り上げられた論稿で、表題には「真相封印、武漢で何が」とつけられ、さらに詳しくこの間の事情や中国市民や学者の告発の経緯と当局の抑圧や混乱の実情が細かく紹介されている。

今や、1日当たり感染者数が欧州全体1200万人・米国1200万人・インド900万人・ブラジル600万人という実態が世界的に明らかになりパンデミックに至ったこの問題の経過と怪しげな問題点が次第に明らかになってきた。いずれにしても怪しげな問題の焦点は中国当局の対応にあることもほぼ否定できないだろう。 (会長・板東 慧)

特 集

社会政策における 政策理解と政策評価

社会課題の解決や改善にとって、社会政策の果たす役割は非常に大きいといえる。本号では、埋橋孝文氏(同志社大学社会学部教授)にご協力いただき、「社会政策における政策理解と政策評価」の特集を企画した。多角的な視点から、この問題についての理解を深めたい。

特集1では、「社会政策における〈政策〉理解をめぐる」と題して、埋橋孝文氏(同上)、朴蕙彬氏(関西福祉科学大学社会福祉学部 助教)、楊慧敏氏(大阪市立大学都市研究プラザ 特別研究員)、孫琳氏(同志社大学大学院社会学研究科博士後期課程院生)にご執筆いただいた。本稿は、日中韓英の比較をまじえ、社会政策をめぐるどのような学術的議論が展開されてきたのかを論じている。本稿での課題は、社会政策の先行研究における政策理解がどのようなものであったかを確認することと、社会政策論における「政策効果」「政策評価」の領域を充実させるための予備的考察を行うことである。また、近年注目が集まる政策に対する「評価」を具体的にどのように見ればよいのかについても検討を加えている。むすびとして、政策のアウトカムや目標の達成度を測る「指標」の重要性が指摘されている。

特集2は、「福祉国家研究と政策論—〈社会分析〉と〈政策分析〉の接点を求めて—」と題して、金成垣氏(東京大学大学院人文社会系研究科 准教授)にご執筆いただいた。本稿は、福祉国家研究と政策論の接合関係について論じたものである。筆者は、これまでの研究の再検討から、重要な部分である〈社会分析〉の視点が弱いことを明らかにする。加えて「福祉レジーム論」からみた場合、日本がいずれにも適合的だといえなかったことを挙げる。その上で、日本固有の特徴を社会分析するために、新しく視点が追加されるようになった雇用政策や家族主義から議論を展開している。むすびでは、福祉国家化がさらに進むと予想される未来において、時間軸の視点を取り入れた社会分析を提唱する。

特集3は、「社会政策論における政策論の位置づけと特徴—障害者福祉政策の評価をめぐる課題—」と題して山村りつ氏(日本大学法学部 准教授)にご執筆いただいた。本稿は、政策評価に着目し、その視点から障害者福祉政策について論じたものである。まず先行研究で提示された4つの政策評価の対象の考えを基に、マクロ・メゾ・ミクロという次元で確認し、次元ごとに生じる課題について論じている。次いで、現在の趨勢として「個別化」「個人化」が進んでいることを指摘し、障害者福祉政策においてもこの観点が取り入れられていることを明らかにする。同時に、その「個別化」「個人化」を踏まえた政策の評価をどのように行うのか、という難しさが生じることも指摘している。

特集4では、「ジェンダーの視点から社会政策を評価する—指標化をめぐる国際動向を手がかりにして—」をタイトルに、田中弘美氏(武庫川女子大学 専任講師)にご執筆いただいた。本稿は、ジェンダーの視点から社会政策の在り方を論じている。本稿によると、社会政策に対して論拠に基づいた精確な評価を行う実証研究が、ジェンダー社会政策研究においては乏しかったという。続いて各府省の取り組みをみながらエビデンスに基づく評価を行う際の、諸問題について論じられる。一方で、ジェンダー主流化が進行する国際的な動向に目を向け日本の政策研究が学ぶべき点について議論を展開する。

社会政策における〈政策〉理解をめぐって

同志社大学社会学部 教授 埋橋 孝文
関西福祉科学大学社会福祉学部 助教 朴 蕙彬
大阪市立大学都市研究プラザ 特別研究員 楊 慧敏
同志社大学大学院社会学研究科博士後期課程院生 孫 琳

はじめに

今年2020年は社会政策学会が戦後に再建されて70周年目にあたり、「記念誌」も発行された^(注1)。本稿ではそのことに触発されたわけではないが、最初に「社会政策」および関連学問分野の学術論文の量的趨勢を日、中、韓、英の学術文献データベースで概観する。本稿の課題は第1に社会政策の先行研究における政策理解がどのようなものであったかをみることであり、第2に、そこで浮き彫

りになった社会政策論のブラックボックスともいえる「政策効果」「政策評価」の領域を充実させるための予備的考察をすることである。管見の限りこうした検討はこれまで試みられることがなかった。本稿の目的はこれまでの社会政策論の〈政策論〉としての特徴を浮き彫りにし、不十分な点を明らかにし、今後の学問的発展のための議論に資することである。

1. 社会政策および関連分野研究の量的趨勢

ここでは社会政策および公共政策、労働政策など6つの専門用語をキーワードに含む学術論文の発行件数を、日本語、韓国語、中国語、英語の言語文献ごとに順番にみてその特徴を押さえておく。なお、どの国においても2010年以降には発行件数が減少している。これは実態を反映しているというよりも登録がまだ済んでいないことにも一因があると考えられ、以下では2010年までの傾向を見ることにする。

3ヵ国4種類の文献データベースを比較するには、全体としての登録文献数などの基本的情報が必要である。たとえばA国で社会政策に関する文献数が多いとしても社会科学の文献数が多いことによる場合もあれば社会政策への関心が高い場合も考えられる。一つの方法として社会科学に関する文献の総数に対する割合を検討するのもありえるが、社会科学のデータ数を得ることが

困難なデータベースもあったので、その方法の採用を断念した。したがって、4種類のデータは、各データの中での趨勢を見ることができるが、それぞれの相互の比較ができない性質のものであることに注意が必要である^(注2)。

(1) 日本

〈社会政策〉は1950年代からそこそこの数の学術論文があったが(～50件)、1980年以降2000年にかけて増加し、2010年で年間150件強の学術論文が発行されている。〈公共政策〉は、1995年まではごくわずかであったが、1995年以降急増し、2005年～2010年には〈社会政策〉を上回って200件を超えるようになっている。〈労働政策〉はより極端であり2005年以降激増し、2005～2010年にはほぼ400件に達している。この激増の背景としては、雇用ポートフォリオという構想を打ち出

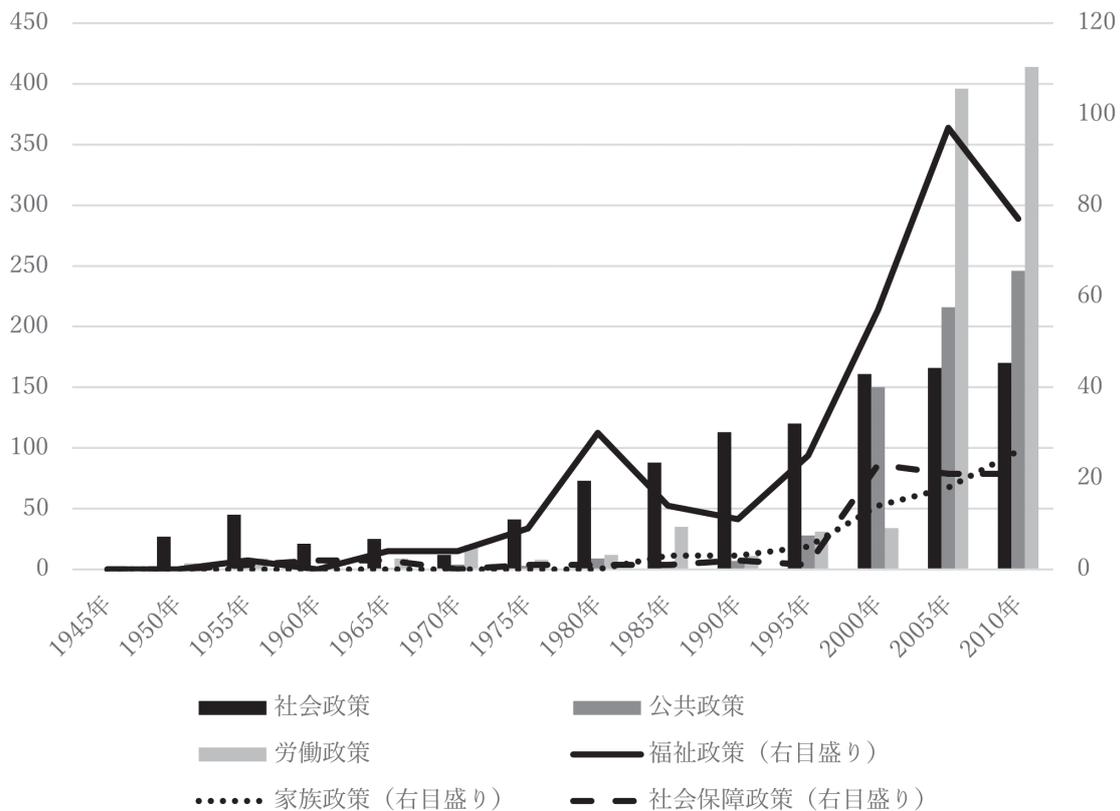
した1995年の日経連『新時代の「日本的経営」』の発表、1997年から顕著になっていった正規労働者の減少(非正規労働者の増加)などが考えられるが、その詳細は不明であり、今後の解明が必要である。

〈福祉政策〉は1990年代後半からの増加傾向が観察されるが(2005年に100件)、これはおそらく介護保険法の準備、制定と施行(1990年代、1997年、2000年)によるところが大きいと思われる。これらに比べて家族政策と社会保障政策の数は少ないが、1995年ころからやや増加傾向にある(20件ほど)。

なお、社会政策と公共政策との関連を見るために両者を同時にタイトル等を含む件数をチェックすると、1990年から2010年まででわずか12件しかない。それぞれの領域に係る研究は相互に無関係におこなわれてきたことを側面から物語っている。他の国、データベースの状況については後でふれる。

(2) 中国

〈社会政策〉は1980年～2000年ころまでは年間50件までであったが、2000年以降急増している。ピーク時の2010年には年間400件もの論文が公表されている。量的にもっとも多いのは〈公共政策〉であり、1990年以前はゼロであるが、2000年以降激増し、1300件を上回る勢いである(注3)。なお、中国では〈労働政策〉という用語は一般的に使用されておらず発表件数は年間20件を超えることはない。ここでの労働政策はそれと中国語でほぼ同義の〈人力資源政策〉で検索したものである。ちなみに、労働問題を管轄する政府機関の名称も「人力資源と社会保障部」という。大まかに示せば、2010年時点で、公共政策1300件、社会政策400件、福祉政策および社会保障政策140件、労働政策100件、家族政策40件、というようになる。



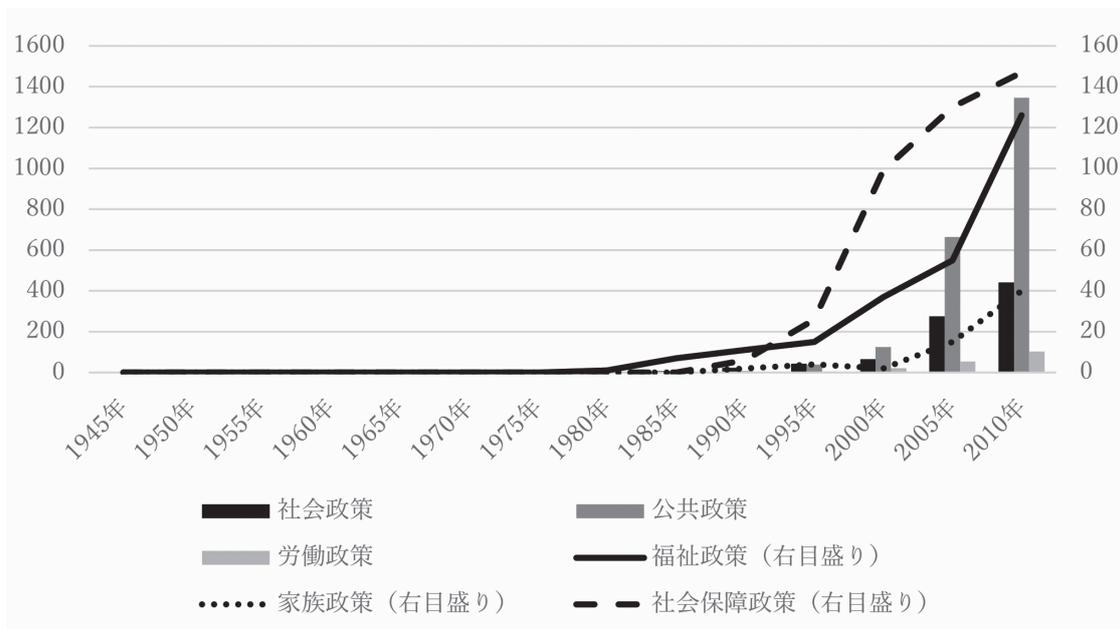
閲覧日) 2020年10月15日

図1 社会政策、公共政策ほかの学術論文数—日本 (CiNii、キーワード検索、1945—2010年)

(3) 韓国

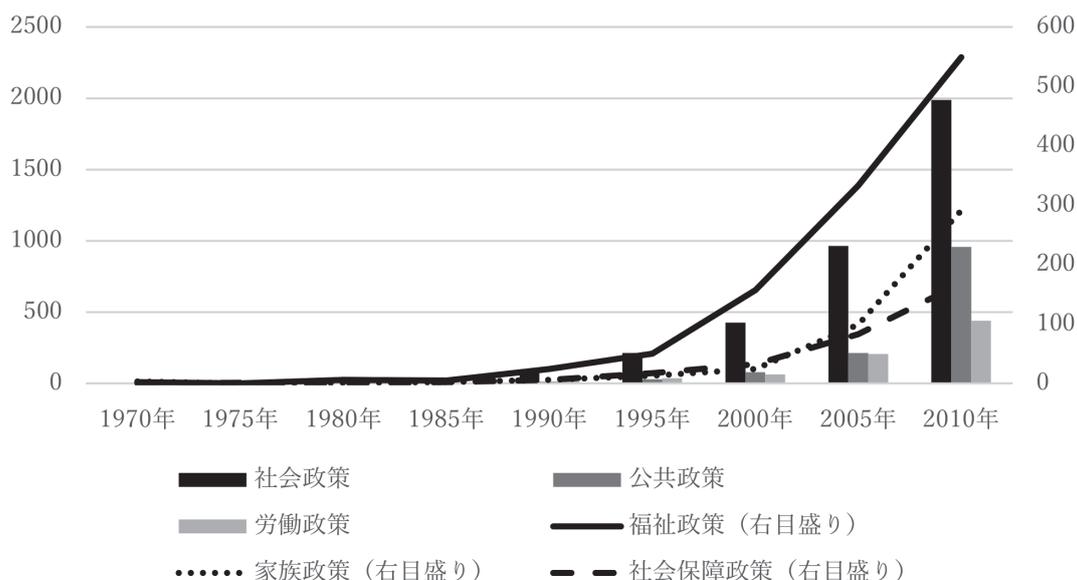
韓国での6つの専門用語に係る学術論文は1980年代後半の「民主化」以降の時期に出てくる。〈社会政策〉についてみると2010年ではほぼ2000件に達している。それに対して〈公共政策〉は1000件、〈労働政策〉は400件となっており、日

中韓3ヵ国の中で、〈社会政策〉が〈公共政策〉を上回る唯一の国となっている。〈福祉政策〉も1995年以降に急増し、2010年には600件近くになっている。家族政策、社会保障政策は、この間、漸増にとどまっている(2010年で200件前後)。



注) CNKIの正式発足は1999年。 閲覧日) 2020年8月19日

図2 社会政策、公共政策ほかの学術論文数—中国 (CNKI、キーワード検索、1945 - 2010年)



閲覧日) 2020年10月8日

図3 社会政策、公共政策ほかの学術論文数—韓国 (DBpia、キーワード検索、1970 - 2010年)

(4) 英語

〈公共政策〉と〈社会政策〉の両方とも1995年ころからの伸びが著しい。前者は後者よりも若干多いがそれほどの差はない(2010年で6500件と5700件)。それに比べて残りの専門用語の文献は少ないが、その中では、〈家族政策〉の数の割合が日中韓3カ国に比べて相対的に多い(2010年で1700件)。

〈まとめ〉

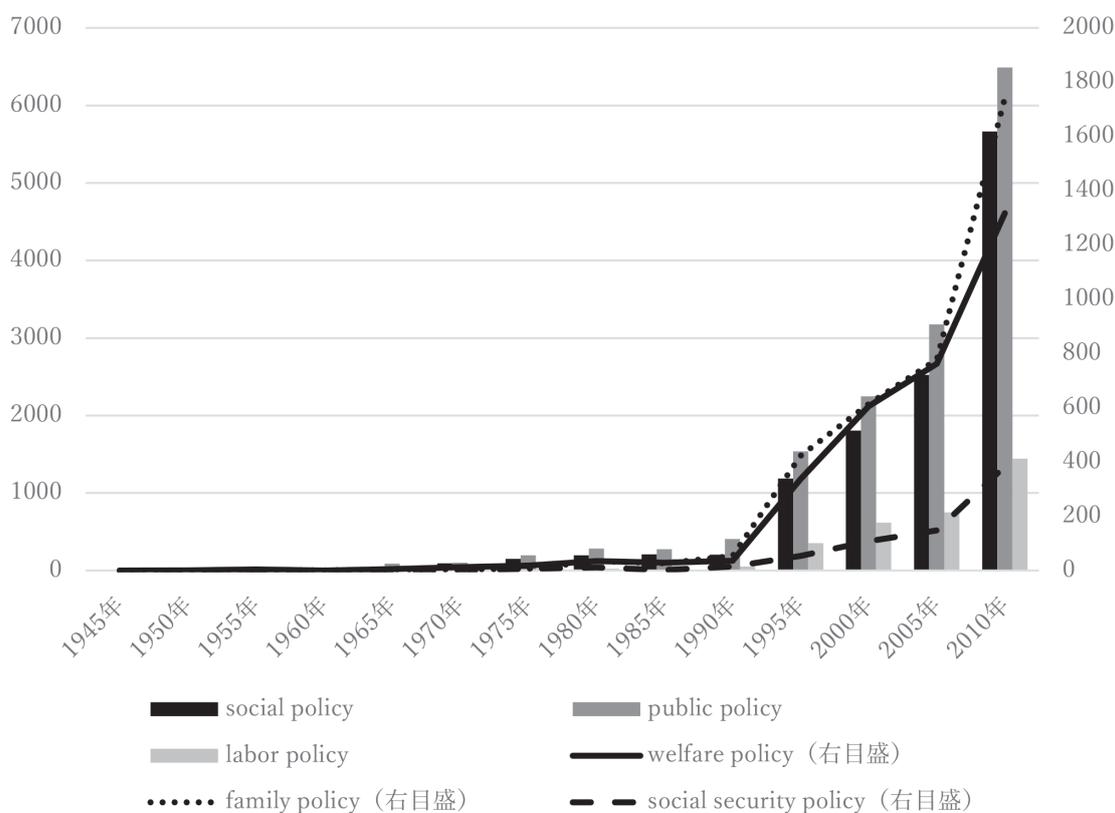
以上、4つのデータベースから6つの専門用語それぞれをキーワードに含む学術論文数を検討してきた。

明らかになったことを箇条書きでまとめておけば次のようになる。

- ① 日本ではかなり古い時期から社会政策の学術論文が刊行されているが(1955年50件)、中国では2000年以降、韓国では1995

年以降に増えている。

- ② 日本では1995年以降、中国では2000年以降に公共政策の論文数の急増がみられる。日本と中国ではその数は社会政策の論文数を上回っている。ただし、韓国では社会政策の論文数の方が多いという特徴がある(2010年でおよそ2000件と500件)。
- ③ その他、日本では2000年以降の労働政策の論文数の急増がみられ、社会政策と公共政策を上回っており、福祉政策も1990年以降の伸びが著しい(90年11件、2010年77件)。家族政策は日中韓3カ国では少ないが英語データベースでは、社会政策や公共政策の4分の1ほどを占め、日中韓と比べて相対的に多い。
- ④ 2010年時点での収録論文数の多い順位を4つのデータベースごとに示せば表1のようになる(太字は他と異なる特徴をもつことを示す)。



閲覧日) 2020年8月9日

図4 社会政策、公共政策ほかの学術論文数—英語文献
(Web of Science、キーワード検索、1945 - 2010年)

⑤ 日本では公共政策と社会政策を共通のキーワードにもつ論文はごく少なく、両系統の研究は相互に無関係におこなわれていることがう

かがえた。他の国、データベースと比べてもその傾向が強いことがわかる。逆に韓国では両系統の研究の結びつきが強い(表2参照)。

表1 論文数の順位(2010年)

	1位	2位	3位	4位	5位	6位
日本	労働政策	公共政策	社会政策	福祉政策	家族政策	社会保障政策
中国	公共政策	社会政策	社会保障政策	福祉政策	労働政策	家族政策
韓国	社会政策	公共政策	労働政策	福祉政策	家族政策	社会保障政策
英語	公共政策	社会政策	家族政策	福祉政策	労働政策	社会保障政策

表2 キーワードに社会政策と公共政策の両方を含む論文数の割合(1990～2010年の累計総数、%)

	社会政策の論文数に占める割合	公共政策の論文数に占める割合
日本	0.38 (12 / 3155)	0.44 (12 / 2736)
中国	3.52 (115 / 3263)	1.37 (115 / 8374)
韓国	9.83 (1363/13860)	36.62 (1363/3722)
英語	3.12 (154 / 4932)	1.21 (154 / 12729)

2. 社会政策論の〈社会〉理解をめぐって

本稿の第1の課題は「社会政策」の後半部分、つまり〈政策〉に焦点をあてて、これまでの社会政策論では政策がどのように捉えられてきたかを探ることである(注4)。前半部分の〈社会〉については、つまり政策が働きかける対象をめぐっては、この20年ほどの間に大きな地殻変動ともいえるほどの認識の変化が生じた。それまでは下に引用するような大河内一男の理論が長きにわたって影響力をもち、その結果、「労働力の確保、保全、培養」に係る労働力政策として社会政策を理解するという認識が根強かった。

「無用の誤解を避けようと思うなら、われわれは社会政策という言葉の代わりに労働政策・労働者政策、或いはことの本質をよりよく表示する名称を選ば

うとするなら、『労働力政策』という、一層明確で具体的な名称を選んだ方がいいのである」(大河内一男『社会政策(総論)改訂版』1963、p.10)。

この大河内の説に対する批判は多様な側面から何度となく試みられたが、政策の対象を含む社会政策の定義に関する批判は武川正吾のものももっとも有力である。武川によると労働力政策に重点を置いて社会政策を捉えた大河内学説は、「脱商品化」の程度の低い時代の社会政策と位置づけられる。「脱商品化の程度の低い時代」とは、社会保障制度がいきなり福祉国家的施策が備わる時代「以前の」時代を指す(武川1999、5章)。

言い換えれば、大河内の説はいわゆる後発資本主義ないし後発福祉レジームの段階に特徴的

なとらえ方であるという解釈が成り立つ。その当時は、国民一般の生活を問題にするよりも生産に従事する労働者の生活水準の維持、向上が政策的に優先されていたのである。しかし今日では、社会政策は労働力政策だけでなくいわゆる社会保障や社会福祉なども含むことが定説になっている。

上のような「社会」の捉え方の大きな変化はわが国での福祉国家施策の充実が背景にあったといえる。つまり、国民生活の水準や質を左右するのが雇用だけでなく年金や医療、社会福祉などの社会保障も含まれるようになってきたという時代背景の変化があったのである。そうした中で、社会政策がもともと国民生活に密着した事象を取り扱うという性格をもっていた以上、そうした変化に合わ

せて自らが扱う対象を広げる必要があった。対象範囲を広げることによって、政策分析や政策提言などの現実への対応能力を保持しようとしたともいえる。今から振り返るとそのことは一定程度の成功を収め、公共政策における社会政策の存在感は高まったように感じられる。

本稿での問題意識は、そうした扱う対象範囲の拡大、ウイングの広がりとは別に、政策科学としての社会政策論の奥行き、あるいは政策分析能力、政策提言能力の「深み」が伴っていたかを先行研究を素材にして検討するものである。もし、そうした深みがみられないことが明らかになった場合、どこが不十分な点かを探り、今後の議論の発展のための糸口を見出すことを目的としている。

3. 社会政策論における分析フレームワークを振り返る

ここでは、これまでの社会政策論の定評あるテキストが、学問的枠組みをめぐってどのような特徴をもっているかを、社会政策の概念規定、〈定義〉を中心に探る。

最初に取り上げるのは大河内一男『社会政策総論』（改訂版、1963年）であり、社会政策の概念規定の特徴は次のように描ける。

〈対象〉一賃金労働者、〈担当(主体)〉一社会的総資本たる国家(近代国家)、〈目的〉一「労働力」の確保、〈定義〉一「労働力」の保全のための政策の体系、〈手段〉一3つの時期(①労働力の創出期、②原生的労働関係の克服期、③労働者組織そのものを資本が把握する必要のある時期)によって異なる。ただ概して、「規制」と「再分配」の2分法によれば、①のギルドの解体、②の工場法、③の労働組合を法認する立法(いわゆる「解放立法」)など、「規制」に重点がかかっている。③の時期にみられる「再分配」に位置づけられるであろうドイツでの社会保険制度の創設などについては叙述がほとんどないことに気づき、驚きを禁じ得ない。

なお、「政策の社会的総結果」に関する次の叙

述は注目に値する。〈(結果の)測定〉という表現が興味深い。というのはこの概念は、政策の成果や評価と関連付けやすいものであるからである。

「社会政策の理論的究明にとって必要なことは、その『政策』に対する主体の意図とは一応別個に、その社会的総結果において、社会政策は何をもたらすか、という点の測定または分析にある」(p.267)。「…その社会的総結果こそが重要ではなからうか。この点を見通し、それを測定すること、この点もまた、社会政策の『理論』にとっての基本的な部分なのである」(p.268)。

次に取り上げるのは大山博・武川正吾【編】『社会政策と社会行政—新たな福祉の理論の展開を目指して』(1991年)の総論部分(第1章)である^(注5)。

本書は「イギリス的社会政策概念」の紹介と検討を意図しており、今から振り返るとその面の意義が大きい。しかし、本稿の問題関心からすれば、その「イギリス的社会政策概念」の定義が明示されていないことが悔やまれる。したがって、たとえば上でふれた〈担当(主体)〉〈目的〉〈定義〉〈手段〉〈結果の測定(=政策評価)〉などについてのまとまった叙述はない。

ただ、イギリス的概念が次のような「政策的な利点」を含んでいるとされているという指摘は注目される。第1に、「現代社会における必要の高次化に対応している」、第2に、「人間の生活の統一性に対応している」、第3に、「政策間の調整へと導く」の3点である。

三番目は玉井金五・大森真紀【編】『新版 社会政策を学ぶ人のために』(2000年)の序章である。本書は、先にふれたような政策対象の拡大を受け継いで「生活政策としての社会政策」を強調したものである。しかし、「社会政策の起点」「戦後社会政策の枠組み」「伝統的社会政策論の修正」「新しい社会政策的課題」という表現はあるが、上の文献と同じように「社会政策」の〈定義〉はなく、〈担当(主体)〉〈目的〉〈手段〉についての叙述もない。また、政策効果、政策評価などの項目は本文に叙述はなく、事項索引にも掲載されていない。

四番目は三重野卓・平岡公一【編】『福祉政策の理論と実際』(2000年)の第1章である。本書は社会政策ではなく福祉政策にフォーカスしているのであるが、いわゆる広義の福祉政策であり、「その中核として社会保障制度が挙げられる」「雇用政策も含まれる」(p.5)ことから社会政策とほぼ同義と捉えて差し支えないであろう。なお、次の叙述は筆者の見解と重なることが多い。

「国際比較研究により・・・日本の特色を明らかにすることが可能になるとともに、それを踏まえて、福祉国家の再構成の方向性を議論することが可能になるかもしれない」(p.3)。

これまでの上記3著作に関するコメントは〈担当(主体)〉〈目的〉〈定義〉〈手段〉〈政策評価〉に沿って検討してきた。それを踏襲すれば、〈担当(主体)〉はそれほど明示されているわけではないが、公共当局と考えられ、〈目的〉〈定義〉についての直接的な言及はない。ただし、「・・・こうしたニーズから福祉目標、政策目標が設定される」(p.15)と指摘され、それぞれ説明されている。〈手段〉については、広義と狭義が区別されており、前者は政策、制度のシステム、後者は「現物給付、現金

給付の方法、民間部門に対する補助、指導、規制、民間部門との協働などの具体的な政策手段のシステムや・・・社会サービス」である(p.16)。

なお、〈目的〉という用語が使われている訳ではないが、「社会的価値」「福祉価値」「生活の質の確保」などが〈目的〉と近い意味をもっていると思われる。ここで注目されるのは「(国民の社会的価値が)政策の大きな理念として作用するとともに、実際の政策基準としても作用する」(p.11)とされていることである。

そして「政策のための基準として作用するもの」として平等、公正、公平、適切性、「政策の運営基準」として効果、効率、接近可能性が挙げられている。これらは別に福祉政策に限られたものでなく、公共政策一般にあてはまるものといえる。ここで政策基準、政策の運営基準と表記されているものの区別がややわかりにくいということがある。また、どちらも政策立案に際しての参照基準と理解した方がいいが、それは別の側面からみれば「政策評価」基準になりえる。効果に関して「効果という視点は、政策を考える場合、不可欠なものといえよう」(p.20)という指摘がある。政策評価、公共政策、指標(化)という用語は索引にはないが、後の二者については本書の16頁、21頁で用いられている。

なお、「より具体的な政策基準」として、社会権、普遍性と選別性、費用負担の一般法則(応益負担や応能負担ほか)などが列挙されているが、上の2つとの区別がわかりにくいという点に加えて、この「より具体的な政策基準」には若干の混乱がみられる。というのも、社会権の拡充は政策立案に際しての政策基準であるとともに政策評価基準になりうるが、普遍性と選別性、費用負担の一般法則などは、政策評価基準になりえず、これらは単なる「分類」基準と理解した方が適切である。わかりやすくいえば、そもそも選別性を旨とする生活保護制度を普遍性の観点から評価することはできず、また、費用負担の一般原則も同じく政策評価の基準を提供するものではなく、政策の特徴づけと分類の基準を提供するにとどまる。

本書は、その他に、(福祉)政策との関係で、

「規範科学」(p.6)への言及や、ニーズ、社会的価値と評価基準、福祉目標と政策目標、政策手段の関係などを示している点(図1 政策分析の枠組み、p.17)などで注目される。

五番目は武川正吾『福祉社会—社会政策とその考え方』(2001年)である。PART2「社会政策のあり方」の第7章が「社会政策の体系」、「社会政策の目的と手段」を論じている。注目されるのは、公共政策を秩序政策、経済政策、社会政策の3つに分類し、社会政策を「市民生活の安定や向上を直接の目的として策定されたり実施されたりする」公共政策と〈定義〉している点である。その上で、雇用、所得保障、保健・医療、対人社会サービス(社会福祉)、住宅、教育その他の計7つの個別政策が社会政策に含まれるとしている。〈目的〉をめぐっては「プラスの価値とマイナスの価値」の指摘がユニークであり、〈手段〉については、給付と規制の2種類を区別し、挙げている。〈政策効果〉〈政策評価〉については本文中でふれられておらずまた索引にも挙がっていない。

六番目は椋野美智子・田中耕太郎『初めての社会保障—福祉を学ぶ人へ』(初版は2001年)である。本書は初版以来2020年までに17版を重ねているベストセラー本である。序章(「社会保障の見取図」)では「国民の生活の安定が損なわれた場合に、国民に健やかで安心できる生活を保障することを目的として、公的責任で生活を支える給付を行うものである」という1993年社会保障制度審議会社会保障将来像委員会第一次報告を引用し、目的および定義に代えている。

本書の主たるねらいは「『なぜ?』『どうして?』と考えるうちに制度の構造を立体的につかめるように工夫」した点にある。したがって、〈担当(主体)〉〈目的〉〈定義〉〈手段〉〈政策評価〉などの叙述は序章ではふれられていない。もちろん、1章以降の医療保険、生活保護と社会福祉、介護保険、年金などの各論ではそれぞれの制度の〈目的〉〈定義〉〈手段〉などはふれられている。しかし、序章でもまた1章以降の各論でも一切ふれられていないのは、〈政策評価〉である。もちろん、入門書と

してそれをあえて避けたということも考えられる。しかし、本書が「制度の構造を立体的につかめるように工夫」したことという以上、政策がどのようなアウトカムを生み、それがどのようなインパクトを与えているか、などの検討があってもよいと思われる。つまり、制度の効果や成果を評価することが最初から除外されているのは、何のための「制度の構造」の学習なのかということが問われることになるのではないと思われる。

〈まとめ〉

刊行時期の異なる6つの啓蒙的テキストのうち、用語が異なるが一応「政策評価」に関係すると考えられる叙述のあるのは大河内(1963)と三重野・平岡(2000)の2つであった。大河内(1963)では短い叙述であるが、〈政策の社会的総結果〉〈(結果の)測定〉という表現が盛り込まれており、文字通り先駆的に「社会政策は何をもたらすのか」という問題意識をもっていた。さすがという他ない。三重野・平岡(2000)の場合、「政策のための基準」、「政策の運営基準」、「より具体的な政策基準」の3つが用いられており複雑であるが、その中身は政策の立案と施行にあたっての準拠基準という性格が強い。とりわけ後の2つについてはそうであり、立案・施行の担当者が参照すべきマニュアル的な性格をもつ。一つ目の「政策のための基準」は、未分離ではあるが、平等、公正、公平、適切性などを含み、政策「評価」基準にもなりえる。

他の4つの著作ではそうした政策効果や政策評価に関する問題意識は見つけることができなかった。その理由については別途詳しい検討を必要とするが、取り急ぎ、①新しい政策の導入自体の是非に関心が偏り、導入後の議論が不足していたのではないか、②政策の導入によって何らかの成果を生み出すことが一種の当然の前提として捉えられている傾向があったのではないか、③各論の中で検討されている事例がマクロの社会政策であることが多く、政策だけの成果を取り出して論じることが難しかったのではないか、などの原因が考えられる。

4. 「政策評価」の視点から社会政策を見直す

本稿の第2の課題は、近年著しく研究が進展している「政策評価」理論の観点から社会政策論を見直すことである。こうした目的を達成するための一つの参照基準としてこの間の公共政策学の発展を視野に入れていく。公共政策学の分野において、政策決定、政策過程、政策評価などの各論で貴重な理論的、実証的知見が積み重ねられているが、こうした動向が社会政策論にどのような関連をもつのが興味を引く。より直截的にいえば、社会政策論はこうした公共政策研究からどのような影響を受け、自らの政策論の豊富化に努めたのか、あるいは努めなかったのか、という点の確認作業が必要である。

ただし、残された紙数でこうした分野に踏み込むことはできない。以下では、取り急ぎ、上で述べたような点の検討が社会政策論を発展させるために必要であるという認識の上に立って、いまだ試論的な考察に過ぎないが、近年の「プログラム評価」理論が社会政策の評価研究に示唆するいくつかの基礎的事柄を整理していく。社会政策における評価研究の水準向上のために、「プログラム評価」という理論地平から利用できるものを選び取っていく作業にはそれなりの意義があると考えられる。ただし、紙数の関係から、基礎的事柄に限定せざるをえず、本格的な検討は別稿でおこなうことになる。

(1) 社会政策におけるマクローメゾーマイクロ

マクロー政策(policy)、メゾー施策(program)、マイクロ事業(project)の3つに分けるならば、マクロ的な政策の評価をめぐってはそれほど厚い研究蓄積はないようである。欧米を視野に入れても研究蓄積の多くはメゾの施策とマイクロの事業に係る。「プログラム評価」理論もどちらかというメゾ、マイクロの社会的介入政策を念頭に置いているように思われる。マクロの政策評価の場合には、単純にあるいは純粋に政策の実施だけに帰せられないさまざまな要因がアウトカムに影響することがあり、このことが評価を難しくしている。しかも、それら

の要因を取り除くための検証方法として現時点でもっとも科学的として捉えられているランダム化比較試験(Randomized Controlled Trial、RCT)などを用いるには、メゾ、マイクロの社会的介入の試みと異なって、費用や時間などの資源制約から容易なことではない。

ここで注意すべきは、社会政策はもっぱらマクロの介入政策と考えられてきたが、それは自明のことではなく、再考の余地があるということである。社会政策も〈規制〉もしくは〈再分配〉の機能を発揮してその政策目的を実現しようとし、公共政策の一つとして予算措置を講じられ、また、国民に対して、政策効果についての説明責任を有している。実は社会政策にも強弱の差はありつつもメゾ(施策)、マイクロ(事業)的側面がある。たとえば、ある目標や目的を達成するために政策がある(基本政策)。この基本政策は、ある目標や目的の達成のための基本方針を示すだけにとどまると考えられる。そこで、この基本政策の目標を達成するためのより具体的な、あるいは限定的な目標を設定した下位の政策が必要になってくる。こうしたとき基本政策と下位の関連政策との合理的な関連が検証する必要があるが、それはともかくここで上位一下位という表現を用いたが、マクロ、メゾ、マイクロと言い換えてもいい。これまでの社会政策論でこうした上位一下位の区別と関係、もしくはマクローメゾーマイクロの区別と関係などの議論がどの程度深められてきたのが問われる。今後は個別的、具体的な社会政策の分野に沿ってマクローメゾーマイクロがどのように配置されるかを見極めるといふ初歩的な作業が必要とされる。

(2) 「福祉の生産モデル」

「福祉の生産モデル」はヒルとブラムリー(Hill & Bramley)によって開発されたものであり(ミッチェル1993)また、後でふれるロジックモデルなどでも踏襲されている。このモデルについて、以下の2点を確認しておきたい。

第1に、これはインプットに始まり生産とアウトプットを経て成果(アウトカム)に至る道筋とそれぞれのステージの構造と構成要素を明らかにしたものであるが、それ自体としては因果関係を示すものではなく、また、評価の基準を指し示すものでもない。ただ、生産モデルの図式に、それぞれのステージの時系列の変化や国際比較上の特徴などの実証的数値を組み込むことで有益な情報を引き出すことができる。

第2に、ただし、「本書で私は、これらの4つの段階をそれぞれ個別に取り扱うと同時に、インプットと成果、生産と成果、アウトプットと成果を関連づけて検討する」(前掲書、pp.11-12)という引用文が示しているように、それぞれのステージ間の関係(因果関係を含む)を探ることは可能であり、また、別個設定される評価基準で一連の道筋を評価することも可能である。このモデルはそうした利用のための素材を提供するものである。

(3) ロジックモデル

プログラム(評価)理論の中のロジック(論理)モデルは、「福祉の生産モデル」と類似したインプット、アクティビティ、アウトプット、アウトカム(初期、中期、長期あるいは近位、遠位に分けたりする)、インパクトという5つの構成要素からなり、しかも「福祉の生産モデル」と異なって、これらの要因間の関係性を“if-then”つまり、もし～ならば～するという、仮定と(その仮定の下で生じると想定あるいは期待される)結果、つまり論理を示す。筆者はロジックモデルをもとにした以下のような評価クエスチョンによって、社会政策の評価がある程度可能になると考えている(ロッシほか2005、pp.147-149)。

「ゴールと目標は十分に定義されているか」「ゴールと目標は実現可能か」「プログラム理論が仮定している変化のプロセスには説得力があるか」「標的集団のメンバーを同定する、彼らにサービスを提供する、サービスが終了するまでそれを維持する、といった手続きはよく定義され十分であるか」「プログラムの構成要素、活動、機能はよく定義され、十分であるか」「プログラムに配分された資源や様々な活動は適切か」

(4) プログラム評価階層と評価クエスチョン

上のロジック(論理)モデルは論理性と説得性をチェックするために用いられるが、それは「プログラム評価階層」の下から2番目に相当するものである。この評価階層の出発点(最下位)には「プログラムのための(以下、略)ニーズアセスメント」が位置し、その上にこの「デザインと理論のアセスメント」があり、さらにその上に「プロセスと実施のアセスメント」「アウトカム/インパクトのアセスメント」があり、最上位に「費用と効率のアセスメント」が位置する。この評価階層については「アウトカムをアセスメントするインパクト評価に着手するには、評価階層でその下に位置するアセスメントから満足な結果が得られていることが前提になる(前掲書pp.78-79)」。そうした階層ごとの評価を繰り返し、積み上げていくことで総合的な評価が可能になるといえよう。

ここでは詳しく述べられないが、それぞれの評価階層にそった以下のような「評価クエスチョン」(前掲書pp.74-75から一部抜粋)を社会政策の個々の具体的な分野で立て、それにこたえる形で政策評価の第一歩を歩めるのではないか。

① ニーズアセスメント

- ー ニーズのある集団の特徴は何か、また、その集団のニーズは何か。
- ー どのようなサービスが必要なのか。

② プログラム理論のアセスメント

- ー 最良のサービスの提供方式は何か。
- ー そのプログラムに対してどのような資源が必要であり、また適切であるのか。

③ プログラムプロセスのアセスメント

- ー 利用者はサービスに対して満足しているか。
- ー 行政、組織、および個人はうまく機能しているか。

④ インパクトアセスメント

- ー アウトカムのゴールや目標は達成されているか。
- ー そのサービスは受益者に対して副作用効果をもっているか。

⑤ 効率アセスメント

- ー 資源は効率的に使われているか。
- ー 便益の大きさに対する費用は妥当であるか。

5. むすびに代えて

これまでふれてきたことについては〈まとめ〉で内容を要約しているため、ここでは繰り返さない。「4.政策評価の視点から社会政策を見直す」は、今後、長い歴史と豊富な研究蓄積をもつ社会政策論の分野において本格的な政策評価を行っていくための基礎的準備作業をおこなったものである。

最後に、社会政策における政策評価にあたっては、とりわけ、政策のアウトカムや目標の達成度を測る「指標」(インデックス)に注目していく必要があることを確認しておきたい。そうした指標が果たし

て適切に設定されているかどうか、あるいはそもそも設定されているかどうか、欠けている指標にはどのようなものがあるかを検討することは重要な意味をもつ。もちろんインプットやプロセスに関する指標も重要であるが、本稿の「2. 社会政策論における分析フレームワークを振り返る」が明らかにしたように、これまでの社会政策論でとりわけ手薄なのがアウトカムや目標の達成度を測る指標であることに鑑みれば、大河内(1963)がかつて述べた「政策の社会的総結果」、「(結果の)測定」がとりわけ重視されるべきであろう。

【参考文献】

武川正吾(1999)『社会政策のなかの現代』東京大学出版会。
デボラ・ミッチェル(埋橋孝文、三宅洋一、伊藤忠通ほか2名訳)(1993)『福祉国家の国際比較研究』啓文社。

ピーター・ロッシ、マーク・リップセイ、ハワード・フリーマン(大島巖、平岡公一ほか2名訳)(2005)『プログラム評価の理論と方法』日本評論社。

脚注

-
- (注1) 社会政策学会『社会政策学会戦後再建70周年記念誌』2020年。
- (注2) 日本: CiNii(国立情報学研究所、Citation Information by National Institute of Informatics)-収録論文数61万9676件(2010年)、中国: CNKI(China National Knowledge Infrastructure-収録文献数367万7290件(2010年)、韓国: DBpia(Data Base Periodical Information Academics)-収録論文数357万2842件(2020年)、英語: Web of Science-2万1200学術誌(2019年9月)。
- (注3) 中国の教科書によると、社会政策の内容はおおまかに、①社会保障、②公共医療衛生、③公共住宅、④公共教育、⑤労働と就労政策、⑥社会福利、⑦その他で構成されている。そのうち、①から⑤までの課題を扱う研究者はほとんど、公共政策学の研究者と同じく「公共管理学院」に所属しているが、「⑥社会福利」の研究者は「社会学部」に所属するのが一般的である(清華大学公共管理学院P.D:史 邁による)。
- (注4) これまでの社会政策の研究を示す場合には社会政策論という用語を使い、これからの社会政策の研究を示す場合には社会政策研究という用語を用いる。
- (注5) 総論部分に限るのはそこで全体としての社会政策の概念や定義が示されるからである。2番目以降に検討する文献についても同じことがいえる。各論部分に立ち入った検討は今後の課題として残されている。また、やや入門的なテキストに限定しているのも個別の分野を掘り下げる傾向のある専門書よりも社会政策の概念や定義にふれる可能性が高いと考えられたからである。

福祉国家研究と政策論 ——〈社会分析〉と〈政策分析〉の接点を求めて——

東京大学大学院人文社会系研究科 准教授 金 成垣

はじめに

本稿では、先行研究のレビューを通して、福祉国家研究と政策論の接合関係について論じる。

埋橋孝文が2008年に発表した論文で、福祉国家研究の「3段階」論を示した(埋橋 2008)。すなわち、福祉国家研究がこれまで「外国研究の段階」→「国際比較の段階」という2つの段階を経て、2008年の時点で「政策論の段階」に突入しようとしているという認識である。実際にそれ以降、福祉国家研究の分野では、各種政策の問題点や限界を指摘しその改善に向けての提言を行う政策論が以前より活発に展開されるようになった。

筆者は、それら政策論の展開に対して、高く評価しながらも、些か不満をもっている。なぜなら、政策論として展開されている多くの研究が、個別政策あるいは政策パッケージの分析(いわゆる〈政策

分析〉)に終始する傾向が強く、「政策論の段階」以前の段階とくに「国際比較の段階」で行われたそれら政策がおかれている社会経済政治的文脈についての分析(いわゆる〈社会分析〉)の成果を十分にふまえていないからである。〈社会分析〉なき〈政策分析〉が望ましい〈政策分析〉たりえとは考えにくい。

以上の問題意識を背景にしながら本稿では、まず、埋橋の「3段階」論にそってこれまでの福祉国家研究の展開を概観する(第1節)。次に、現在の「政策論の段階」における〈政策分析〉に対して問題提起をしつつ、「国際比較の段階」における〈社会分析〉の意義を浮き彫りにする(第2節)、それをふまえて最後に、「政策論の段階」の課題、いうならば、〈社会分析〉を取り入れた〈政策分析〉のための課題について考える(第3節)。

1. これまでの福祉国家研究

(1) 福祉国家研究の「3段階」

埋橋による福祉国家研究の「3段階」論は、以下の引用文に示されている。

「(日本の福祉国家研究は)これまで次のような2つの段階を踏んできた。①特定先進諸国の制度・事例の移植・導入の段階……、②多国間比

較や類型論を通しての自国の特徴や位置づけをめぐる『自省』の段階、……今後の国際比較研究は、豊富な海外の事例やその長所、短所を認識しながら、また、国際比較という鏡に映る自国の姿を見ながら、今後の進路に関する政策論の展開に貢献するという役割をこれまで以上に期待されることであろう」(埋橋 2008:68)。

1990年代初頭から福祉国家研究に精力的に携わってきた埋橋によるこの見解は、日本における福祉国家研究のこれまでの経緯と今後の展開を的確に捉えたものといえる。実際、埋橋だけでなく他の研究者においても類似の見解を確認することは難しくない。ここでは、埋橋とともに他の研究者の見解を参照しつつ、日本におけるこれまでの福祉国家研究の展開を、「外国研究の段階」(1990年代後半まで)→「国際比較の段階」(2000年代後半まで)→「政策論の段階」(2000年後半から)として概観してみたい。

(2) 日本における福祉国家研究の展開

「外国研究の段階」: 1990年代後半まで

まず、1990年代前半までの「外国研究の段階」である。次の文章は、1997年の埋橋の著書『現代福祉国家の国際比較——日本モデルの位置づけと展望』において、彼が、それ以前の研究と異なる自らの研究の新しさを強調するために書いたものである。

「わが国では、これまでの福祉国家や社会保障の分野で一種の国際比較研究が広範におこなわれており、その研究蓄積には誇るべきものがある。しかし厳密に言えば、これらの研究は『比較研究(comparative study)』ではなく、『外国研究(foreign study)』あるいは『地域研究(regional study)』と命名されるべきものである。これらは、特定の国(多くの場合、欧米諸国)をとりあげ、歴史的経緯をたどり、そのあいだの紆余曲折、経緯を論じる。こうした外国研究は、わが国がこの分野で『遅れている』ことを暗黙理に前提としている場合が多く、日本の位置を国際比較的に明らかにするという本書のような問題意識は希薄であった」(埋橋 1997:7-8)。

このような問題意識にもとづいて書かれた同書は、日本におけるそれまでの福祉国家研究と一線を画したものとして、本格的な国際比較研究の嚆矢とされる(大沢編 2004:9)。

同書以前のもっとも代表的な福祉国家研究としては、1984～5年に出された東京大学社会科学研究所の『福祉国家』シリーズ(全6巻)があげられ

る。上記の引用文における埋橋の外国研究という評価は、その『福祉国家』シリーズを念頭においたものである。同シリーズが、単なる外国研究と評価されて良いか否かに関しては異論があるものの¹、同シリーズの刊行に直接かかわっていた大沢真理が、それに対して「国際比較の要素がいかにも弱く……痛感したのは、国際比較のしっかりした枠組みの必要性だった」(大沢 1995)と評価したことをみると、そこに埋橋の問題意識が共有されているといえる。

実際、1990年代後半以降になると、埋橋や大沢をはじめ、『福祉国家』シリーズを含むそれ以前の研究に対して同様の問題意識を共有する研究者によって、以前の外国研究とは異なる新しい立場や視点から本格的な国際比較研究が行われるようになる。それが、次にみる「国際比較の段階」である。

「国際比較の段階」: 1990年代後半から

埋橋や大沢とともに、「国際比較の段階」における代表的な福祉国家研究者の1人として武川正吾をあげることができる。彼は、2008年に発表した論文「社会政策学会の再々出発」において、1990年代後半以降この分野にみられた研究動向の特徴を次のように指摘している。

「(1990年代後半以降に新しく登場した研究傾向の1つは)国際比較である。従来からの外国研究や比較研究に加えて、1990年代にエスピン-アンデルセンの福祉国家レジーム論が国際的に影響力をもったことによって、日本でも、単なる制度記述や制度比較を超えた社会科学的な意味での比較研究が始まった。また欧米諸国だけでなく東アジア諸国が比較対象として加わることによって、東アジアに焦点を置いた新しい比較研究の潮流も生まれた」(武川 2008:11)

確かにここに、1990年代後半以降に入り、埋橋のいう外国研究とは異なるかたちで、国際比較研究が活発化したことが指摘されている。それまでの外国研究と区別される特徴的な点としては、大沢(1995)の指摘した「国際比較のためのしっかりした枠組み」として、エスピン-アンデルセンの『福

社資本主義の3つの世界』(Esping-Andersen 1999=2001)で示された福祉レジーム論が採用されたことがあげられる。それにより、単なる外国研究を超えて、欧米諸国だけでなくアジア諸国・地域をも含む「複数の国々を共通した統一的な視点と方法で分析し、その分析軸に照らしてそれぞれの国の性格と位置を明確にしようとする」(埋橋 1997:8) 国際比較研究が積極的に進められるようになったのである。いうまでもなく、それらの研究は、日本を中心に据えつつ、他の国との比較で日本の特徴や国際的な位置づけを明らかにすることを目的としたものが主流であった。

そのような目的から実際、1990年代後半以降、直接であれ間接的であれエスピン-アンデルセンの福祉レジーム論に依拠しながら数多くの研究が展開されてきた(岡沢・宮本編 1997;武川 1999;2007;大山ほか編 2000;三重野編 2001;埋橋編 2003;新川 2005;大沢 2007;宮本 2008など)。

「政策論の段階」:2000年代後半から

以上の「国際比較の段階」の研究成果をふまえて、2000年代後半以降になると、冒頭で述べたように、福祉国家研究は「政策論の段階」に入る。2011年に刊行された埋橋の著書『福祉政策の国際動向と日本の選択——ポスト「3つの世界」論』で、彼は次のように述べている。

「そもそも福祉の国際比較は何のために行われるのだろうか。……この比較の目的は論者により異なるが、何らかの意味での政策論と関係することが多い。つまり、比較を通じて今後の改良点や変更点についての何らかの示唆を得ようとする姿勢である」(埋橋 2011:18)

ここでは「国際比較の段階」において日本の特徴や国際的位置づけを明確にしようとしてきた研究は、それ自体が目的というより、それを、各種政策の問題点や限界を指摘しその改善に向けての提言を行う政策論へと発展させていくことの重要性が強調されている。同書の副タイトルが「ポスト『3つの世界』論』であることからわかるように、エスピ

ン-アンデルセンの『福祉資本主義の3つの世界』に代表される国際比較研究の時代は終わり、「ポスト『エスピン-アンデルセン』論」(埋橋 2011:i)として政策論が要請されているという認識である。

そういった認識には、20世紀末までうまく機能していた日本の福祉国家が、それ以降、「失われた10年」「失われた15年」といわれつつ、その問題や限界を露呈し、それを解決あるいは改善するための制度改革や新しい制度の導入が求められるようになったという時代的な背景があった。実際、そのような背景のもとで、2000年代後半以降、とくに2010年代に入ると、それまでの「国際比較の段階」で積極的に福祉国家研究にかかわっていた多くの研究者が政策論に取り組んでいく状況がみられる。

埋橋は、上記の著書が刊行された2011年を前後とした時期から、政策提言を行う研究を積極的に進めており(埋橋編 2010;2018;2019;埋橋・矢野編 2015;埋橋ほか編 2015;2019)、大沢も、それまで行ってきた国際比較研究をベースにしながら政策論を展開してきている(大沢編 2011;大沢 2014)。2010年代前半に刊行された武川のいくつかの著書も、以前に比べると政策論的性格が強くなっている(武川 2012a;2012b)。また、埋橋や大沢そして武川とともに、2000年代前半まで積極的に国際比較研究を行ってきた代表的な福祉国家研究者の1人である宮本太郎も、2010年代前半以降になると、政策論の色合いの強い研究書を次々と刊行している(宮本 2013;2017;宮本編 2017)。

以上、日本における福祉国家研究の展開過程を、「外国研究の段階」→「国際比較の段階」→「政策論の段階」として分けてそれぞれの概要をみてきた。それをふまえて以下では、2000年代後半以降の「政策論の段階」における研究に対する問題提起を行いたい。

2. 「政策論の段階」への問題提起

(1) 「3層のセーフティネットから4層のセーフティネットへ」

2000年代後半以降、福祉国家研究が「政策論の段階」に入り、年金や医療および介護あるいは公的扶助など個別政策に関する研究や、雇用および社会保障政策また家族政策などを含む政策パッケージを対象とした研究などさまざまな政策論が行われてきている。ここではそれに対する問題提起を行うために、1つの政策論を取り上げてみたい。埋橋の「3層のセーフティネットから4層のセーフティネットへ」（埋橋 2011；第7章）という議論である。

上記の2011年の著書で彼は、日本の福祉国家における雇用および社会保障政策の重要な特徴として、「雇用政策－社会保険－社会扶助」からなる3層体制を指摘したうえで、次のように述べている。

「（日本の福祉国家の現状は）比喩的にいえば、『安全ストッパー』のない「滑り台社会」のもつ危うさを示している。安全ストッパーとは、多くのOECD諸国で制度化されているような、第2層の社会保険と第3層の社会扶助の間にあって生活保障機能を担う各種社会手当のことをさす。日本のセーフティネットは、雇用（労働）、社会保険、公的扶助（社会扶助）の3層から構成されているが、広すぎる2層と3層の狭間を埋めるための新たなセーフティネット導入が必要である」（埋橋 2011：145-146）

特に2000年代に入り、労働市場の柔軟化や雇用の流動化などによって、非正規労働者など働いても貧しい人々が増大してきたが、その「ワーキングプア層への所得『保障』措置がとられていない」（埋橋 2011：144）という問題意識が以上のような政策提言の背景となっている。何より、日本の社会保障政策が社会保険を中心に運営されているがゆえに、多くの非正規労働者がそこから排除されている現状が問題視される。そこで、社会保険と社会扶助の間に、失業扶助や家族手当などの社会手当を導入することで、「雇用政策－社会

保険－社会手当－社会扶助」からなる「4層のセーフティネット」への制度改革を求めているのである。その制度改革のために大いに参考とされているのが、各種社会手当を整備している他の先進諸国の事例である。

(2) 〈社会分析〉をブラックボックスにした〈政策分析〉

以上の埋橋の政策論に対して、日本の福祉国家の現状把握、問題点と限界についての認識、今後の改革の方向性や具体的な政策案の提示などにおいて異論はない。ただし、前節でみてきた福祉国家研究の展開との関連で考えると、以下のような疑問点を示すことができる。

何より、埋橋の政策論が、「国際比較の段階」における研究成果を十分にふまえていないのではないかという点である。

上記の埋橋の政策論は、その出発点において、「3層のセーフティネット」という国際比較を通して見た日本の特徴を指摘している。それをみると「国際比較の段階」の研究成果をふまえているといえるかもしれない。しかしながら、本当にそうであろうか。

周知の通り、「国際比較の段階」の研究においてメインストリームであったエスピン＝アンデルセンの福祉レジーム論は、脱商品化のための諸制度・政策とそれをめぐる諸勢力に着目しつつ、それらがおかれている社会経済政治的文脈、具体的にいえば、階級構造や産業および就業構造についての分析を通して、それぞれのレジーム、つまり、自由主義・保守主義・社会民主主義レジームの特徴づけを行っている。そういった社会経済政治的文脈についての分析があったからこそ、従来の国際比較（たとえば、ウイレンスキーやティトマスの研究）をいっそう発展させることができたといえる。何より、その社会経済政治的文脈についての分析によって、それぞれのレジームが創り出された歴史的経路を明らかにしたことが、福祉レジーム論の主な成

果であり、それが「国際比較の段階」における研究をリードできた理由でもある。

しかしながら、埋橋の政策論をみると、「国際比較という鏡に映る自国の姿」(埋橋 2008:68)をみることの重要さが強調されながらも、「国際比較の段階」にみられた社会経済政治的文脈についての分析＝〈社会分析〉の視点が弱く、ある政策あるいは政策パッケージの特徴や実態についての分析＝〈政策分析〉のみが先行しているようにみえる。実際、埋橋の「3層のセーフティネット」に即していえば、そういった特徴をもった日本の福祉国家が創り出された歴史的経路に関してはほとんど言及されておらず、その特徴と問題点のみが浮き彫りになっている。この意味において、埋橋の政策論が、「国際比較の段階」における研究成果を十分にふまえているとはいいいにくいのである。

より重要なのは、以上のことが、政策論の展開において重大な限界をもたらしていることである。

すなわち、〈社会分析〉の視点が弱いことは、なぜ日本が「4層のセーフティネット」ではなく「3層のセーフティネット」を創ったのか／創らざるをえなかったのかという要因より、その帰結、つまり「3層のセーフティネット」の抱える問題の実態の分析に焦点をおいていることになる。上述したように、そこにはその問題の原因といえる「3層体制のセーフティネット」が創り出された歴史的経路はブラックボックスになっている。そのため、「3層のセーフティネットから4層のセーフティネットへ」のための改革課題の提示においても、いうならば、問題の原因に着目した「原因療法」ではなく、問題の実態のみに着目した「対症療法」に近いものになってしまっている。そのため、その「対症療法」として、単に他の国の事例を参考にした日本の政策課題が提言されることが多い。

このようにみると、「国際比較の段階」における〈社会分析〉の成果を十分にふまえないまま展開される政策論は、「わが国がこの分野で『遅れている』ことを暗黙理に前提」(埋橋 1997:8)としていた「外国研究の段階」へと退化しているようにも思える。「3層のセーフティネットから4層のセーフテ

ィネットへ」の可能性は、「対症療法」のみならず、「なぜ」という歴史的経路を問う〈社会分析〉をふまえた「原因療法」の視点を積極的に取り入れることでより広がるのではないか。

もちろん、以上のような問題提起が埋橋の他の政策論や埋橋以外の政策論にすべて当てはまるわけではない。しかしながら、近年の多くの政策論の展開に多かれ少なかれ共有されている限界のようにみえる。たとえば、一例として、大沢の2014年の著書『生活保障のガバナンス』で展開されている政策論がそうである。そこで大沢は、日本の福祉国家に対して、北欧諸国にみられる「両立支援型」あるいはアメリカにみられる「市場志向型」という特徴と区別される「男性稼ぎ主」という特徴を見出し、その現状と問題点を明らかにしたうえで、主にEUの貧困や社会的排除に対する近年の取り組みを参考に「男性稼ぎ主型からの脱却」という政策論を提示している。上でみてきた埋橋の政策論と同様、この大沢の政策論の展開においても、〈政策分析〉が中心になっており、「原因療法」を見出しうる〈社会分析〉の視点は弱いといわざるをえない(金 2015)。

以上の意味において、「政策論の段階」の研究における〈政策分析〉のなかに、いかにして「国際比較の段階」の研究における〈社会分析〉の成果を取り入れるかというのが、重要な課題であるといえる。それは、「言うは易し、行うは難し」かもしれない。その難しさを認識しつつ、以下では、これまでの〈社会分析〉の成果と限界を改めて検討し、それと〈政策分析〉の接点を探ることで、今後の政策論の展開のための課題を考えてみたい。

3. 〈社会分析〉と〈政策分析〉の接点を求めて

(1) 〈政策分析〉のための〈社会分析〉

〈社会分析〉と〈政策分析〉の接点を考えるさいに、「国際比較の段階」における研究において何が明らかになったかを検討する必要がある。すなわち、日本の特徴や国際的位置づけについて、エスピン-アンデルセンの福祉レジーム論にもとづいて展開されてきた研究で明らかになったのは何か。

上記のように、福祉レジーム論は、脱商品化のための諸制度・政策とそれをめぐる諸勢力がおかれている社会経済政治的文脈を分析し、各国の福祉国家がそれぞれ異なる3つのレジーム、すなわち、自由主義・保守主義・社会民主主義レジームとして形成される歴史的経路を明らかにしたことに重要な意義がある。それによって、「福祉後進国」と「福祉先進国」という、かつて福祉国家研究にみられた二分法的な認識からの「量的相違」ではなく、各国の「質的相違」を分析する基準が確保できたといえる。

ここで重要なのは、その福祉レジーム論からみた日本の特徴である。日本は、3つのレジームのうちいずれにも「ぴったり」合うことがなかった。そこで、どのレジームに属するかをめぐる論争が起こったり、または2つあるいは3つのレジームの「混合型」、さらには「第4のレジーム」として特徴づけられたりするような状況があらわれたのである²。これについては、かつて二分法的な認識によって日本が「福祉後進国」として位置づけられたこととは異なり、日本の福祉国家のもつ多様な特徴が明らかになったという点でその意義を評価することもできる。しかし、明確な答えがみつからないまま、どのレジームに属するかをめぐる論争が繰り返られていたことは、福祉レジーム論に依拠することで、日本の特徴や国際的位置が明らかになったというより、むしろ「座りの悪さ」だけが浮き彫りになったといえることができる。

確かに、そのため「3つのレジームは……西欧社会の通時的かつ共時的な分析の産物である。したがってこれら3つのレジームを、非西欧社会に

機械的に適用することにはそもそもの無理がある」といわれる(武川 2007:121-122)。それに対しては、福祉レジーム論における3つのレジームが欧米の福祉国家の歴史的経験に拘束された類型であるという事実があるという点が指摘される(宮本 2008:18)。つまり、福祉レジーム論は、主にアメリカ、ドイツ、スウェーデンなど欧米諸国の社会経済政治的文脈から、それぞれ自由主義、保守主義、社会民主主義レジームが創り出された歴史的経路を明らかにしたものであって、その欧米諸国の〈社会分析〉の成果をそのまま日本に適用しても、日本の特徴や国際的位置づけを的確に捉えることはできないというのである。

こういった限界を受け止めつつ、多くの研究者によって、「混合型」あるいは「第4のレジーム」といった「座りの悪さ」ではなく、固有の特徴をもつ日本の福祉国家の〈社会分析〉のために、福祉レジーム論では明確に指摘されていない新しい視点が追加されるようになったことに注目すべきである。さまざまな視点が提示されるなか、もっとも重要な視点としてあげられるのが、1つは雇用政策をみる視点であり、もう1つは家族主義をみる視点である³。

まず、雇用政策をみる視点についてである。福祉レジーム論からみた場合、日本は、社会保障政策とかかわる支出規模の低さから自由主義レジームに近い側面をもつとされることが多い。しかしながらそれは、エスピン-アンデルセンがアメリカの〈社会分析〉を通じて明らかにした自由主義的伝統によるものではなく、日本で長らく安定した雇用状況を維持させた雇用政策が、社会保障政策の機能を代替した結果とみるべきであるとされる。実際、日本では、終身雇用で代表される大企業の雇用慣行に加え、農業や都市自営業また零細中小企業に対する保護政策および「土建国家」といわれるほどの公共事業の展開など、雇用政策の積極的な推進によって人々の安定した雇用が保障され、働けなくなった場合に所得を保障する社会保障政策は相対的に少なくすんだ⁴。

次に、家族主義をみる視点である。日本は、福祉における伝統的な家族の役割を重視する家族主義が強く、育児や介護の負担が家庭内で女性の負担となっているのが、日本の福祉国家のもう1つの重要な特徴であるとされる。実際、日本は、他の国に比べて社会保障政策における家族関係の支出規模が少なく、それが、家庭内での女性の育児負担の多さを示すものであると指摘される。育児や介護に関する家庭内での女性の負担が大きいのは、福祉レジーム論における保守主義レジームとも共通するものであるが、日本の場合、その特徴が、福祉レジーム論でドイツの〈社会分析〉によって明らかになった保守主義的伝統からのものではなく、上記の雇用政策が、家庭内での女性の無償労働を前提に男性労働者を中心とした「男性稼ぎ主型」で展開されたことによるものであるとされる。

以上の、雇用政策をみる視点であれ、家族主義をみる視点であれ、日本の福祉国家が、それとの、いわゆる「代替関係」のなかで歴史的に形成されたことを物語っている。本稿の問題関心からして、日本の福祉国家の特徴が形作られた歴史的経路が、その「代替関係」との関連性によって明らかになったのが、「国際比較の段階」における〈社会分析〉のもっとも大きな成果であるといえる。ちなみに、「代替関係」としての雇用政策と家族主義は相反するのではなく、両者が結合して、トータルとしての日本の福祉国家の特徴や国際的位置づけを解明しているのである。

以上の「国際比較の段階」における〈社会分析〉の成果を慎重に受け止めるのであれば、前節で取り上げた埋橋の政策論においては、何より、雇用政策と家族主義からなる「代替関係」との関連で、日本で「3層のセーフティネット」が形成された歴史的経路を強く認識すべきであるといえる。実際、第2層の社会保険と第3層の社会扶助の間の家族手当や失業扶助などの社会手当が未(微)整備の日本の状況は、家庭内での女性の無償労働を前提に、男性労働者を中心とした安定した雇用が長期に渡って持続されていたことと不可分の関係である(武川 2007; 金 2016)。それをふ

まえ、「4層のセーフティネット」の構築を求めるとすれば、今日における雇用政策と家族主義の揺らぎを背景にしたその必要性だけでなく、「3層のセーフティネット」を形成および持続してきたその「代替関係」との関連で、「4層のセーフティネット」の実現可能性および持続可能性を検討すべきであろう。「代替関係」とかかわらせて考えることで、他の先進諸国の事例を参照した「4層のセーフティネット」の構築は、現状の「3層のセーフティネット」のもつ問題を解決あるいは改善するための唯一の選択肢ではなく、多様な選択肢のうち1つになるかもしれない。というのは、これまで日本で他の国と異なり「代替関係」が重要な役割を果たしてきたとすれば、今後それに対して新しい役割が期待されることもありうるし、あるいはそれとは別の新しい「代替関係」が生まれることも十分ありうるからである。その多様な選択肢と合わせてみることで始めて、「4層のセーフティネット」の構築の必然性についての検討も可能になるであろう。

埋橋の政策論に限ることではなく、近年の多くの「政策論の段階」における研究では、「国際比較の研究」における〈社会分析〉が明らかにした「代替関係」についての認識が背景に退いていることがしばしばみられる。「国際比較という鏡に映る自国の姿」(埋橋 2008:68)を重視しながら「政策論の段階」の研究を展開するためには、以上のように、「国際比較の段階」における研究成果をより積極的に活かすことが必要なのではないか。

(2) 〈社会分析〉の次なる課題

最後に、雇用政策と家族主義からなる「代替関係」を明らかにした、「国際比較の段階」における〈社会分析〉の成果を大きく評価しつつも、そのもつ課題についても簡単に指摘しておきたい。

すなわち、「国際比較の段階」の研究が、日本における福祉国家の形成の歴史的経路において雇用政策と家族主義からなる「代替関係」が重要な役割を果たしたことを明らかにした点は、確かに大きな意義であるといえる。しかしながら、なぜ日本では他の国と異なりその「代替関係」の役割が

重視されるようになったのかという点に関しては必ずしも明らかになっていない。これまでいくつかの研究によって、その「なぜ」という問いに対して、欧米諸国に比べて遅れて福祉国家化に乗り出した「後発型の福祉国家」(宮本 2008:20)としての日本という位置づけから、福祉国家の国際比較において時間軸の視点を重視すべきであるという問題提起が出されてきた(武川 2007;宮本 2008;金 2016)。しかしそれについて本格的な分析が十分に行われてきたとはいえない。その時間軸の視点を取り入れた国際比較分析が〈政策分析〉をより豊かにするための〈社会分析〉の次なる課題であるといえよう。

それは単に、日本だけに限ることではない。周知の通り、20世紀末以降、多くのアジア諸国・地域が、日本よりさらに遅れて福祉国家化に乗り出している、あるいは乗り出そうとしている。そのさい、日本の歴史的経験以上に多種多様な「代替関係」への期待が寄せられている現状が見受けられる(金 2020a)。それらの国・地域の特徴や国際的位置を明らかにするための国際比較に対しても、今後の進路や展望をめぐる政策論の展開に対しても、時間軸の視点を取り入れた〈社会分析〉の視点は示唆に富むに違いない。

以上の点を日本の福祉国家研究の今後の課題として指摘し、ここで論を閉じることにしたい。

【参考文献】

Esping-Andersen G. (1990) *The Three World of Welfare Capitalism*, Cambridge Polity. (岡沢憲芙・宮本太郎監訳(2001)『福祉資本主義の3つの世界——比較福祉国家研究の理論と動態』ミネルヴァ書房。)

Kim, Sung-won (2020) "Weak social security but strong employment security in the Japanese welfare state," in Jea-jin Yang ed. *The Small Welfare State; Rethinking Welfare in the US, Japan, and South Korea*, Edgar Elgar Publishing.

金成垣 (2015) 「書評:大沢真理編『生活保障のガバナンス——ジェンダーとお金の流れで読み解く』」『季刊社会保障研究』50(4)。

金成垣 (2016) 『福祉国家の日韓比較——「後発国」の雇用保障と社会保障』明石書店。

金成垣 (2020a) 「アジアは『福祉後進国』なのか——『福祉国家的ではないもの』が示す未来」埋橋孝文編『どうする日本の福祉政策』ミネルヴァ書房。

金成垣 (2020b近刊予定) 「社会福祉の国際比較」『社会福祉の原理と政策』ミネルヴァ書房。

金成垣編 (2010) 『現代の比較福祉国家論——東アジア発の新しい理論構築に向けて』ミネルヴァ書房。

三重野卓編『福祉国家の社会学——21世紀における可能性を探る』東信堂。

宮本太郎 (1997) 「比較福祉国家の理論と現実」岡沢憲芙・宮本太郎『比較福祉国家論——揺らぎとオルタナティブ』法律文化社。

宮本太郎 (2006) 「ポスト福祉国家のガバナンス——新しい政治対抗」『思想』983。

宮本太郎 (2008) 『福祉政治——日本の生活保障とデモクラシー』有斐閣。

宮本太郎 (2013) 『社会的包摂の政治学——自立と承認をめぐる政治対抗』ミネルヴァ書房。

宮本太郎 (2017) 『共生保障——〈支え合い〉の戦略』岩波書店。

宮本太郎編 (2017) 『転げ落ちない社会——困窮と孤立を防ぐ制度戦略』勁草書房。

岡本英男 (2007) 『福祉国家の可能性』東京大学出版会。

岡沢憲芙・宮本太郎『比較福祉国家論——揺らぎとオルタナティブ』法律文化社。

- 大山博・炭谷茂・武川正吾・平岡 公一編(2000)『福祉国家への視座——揺らぎから再構築へ』ミネルヴァ書房。
- 大沢真理(1995)「『福祉国家比較のジェンダー化』とベヴァリッジ・プラン」『社会科学研究』47(4)。
- 大沢真理(2007)『現代日本の生活保障——座標とゆくえ』岩波書店。
- 大沢真理(2014)『生活保障のガバナンス——ジェンダーとお金の流れで読み解く』有斐閣。
- 大沢真理編(2004)『アジア諸国の福祉戦略』ミネルヴァ書房。
- 大沢真理編(2011)『承認と包摂へ——労働と生活の保障』岩波書店。
- Powell, Martin, Ki-tae Kim & Sung-won Kim(2019) “The puzzle of Japan’s welfare capitalism: a review of the welfare regimes approach,” *Journal of International and Comparative Social Policy*, No. 35.
- 新川敏光(2005)『日本型福祉レジームの発展と変容』ミネルヴァ書房。
- 武川正吾(1999)『社会政策のなかの現代——福祉国家と福祉社会』東京大学出版会。
- 武川正吾(2007)『連帯と承認——グローバル化と個人化のなかの福祉国家』東京大学出版会。
- 武川正吾(2008)「社会政策学会の再々出発」『社会政策』創刊号。
- 武川正吾(2012a)『政策志向の社会学』有斐閣。
- 武川正吾(2012b)『福祉社会学の想像力』弘文堂。
- 埋橋孝文(1997)『現代福祉国家の国際比較——日本モデルの位置づけと展望』日本評論社。
- 埋橋孝文(2008)「社会政策における国際比較研究」『社会政策』創刊号。
- 埋橋孝文編(2010)『参加と連帯のセーフティネット——人間らしい品格ある社会への提言』ミネルヴァ書房。
- 埋橋孝文(2011)『福祉政策の国際動向と日本の選択——ポスト「3つの世界」論』法律文化社。
- 埋橋孝文編(2003)『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房。
- 埋橋孝文編(2018)『貧困と生活困窮者支援——ソーシャルワークの新展開』法律文化社。
- 埋橋孝文編(2019)『貧困と就労支援再考——経済給付とサービス給付』法律文化社。
- 埋橋孝文・大塩まゆみ・居神浩編(2015)『子どもの貧困／不利／困難を考えるⅡ——社会的支援をめぐる政策的アプローチ』ミネルヴァ書房。
- 埋橋孝文・矢野裕俊編(2015)『子どもの貧困／不利／困難を考えるⅠ——理論的アプローチと各国の取り組み』ミネルヴァ書房。
- 埋橋孝文・矢野裕俊・田中聡子・三宅洋一編(2019)『子どもの貧困／不利／困難を考えるⅢ——施策に向けた総合的アプローチ』ミネルヴァ書房。

脚注

- ¹ この点については、岡本(2007:16)の見解を参照されたい。なお、埋橋のいう「外国研究の段階」における研究について、「国際比較の段階」における研究との対比で、そのアプローチの方法の意義や成果を検討しているものとして、金編(2010:第5章)や金(2016:1章)をあげることができる。
- ² この点については、金(2016:序章)やPowell, Kim and Kim(2019)を参照されたい。
- ³ この2つの新しい視点からみた日本の特徴や国際的位置づけに関しては、宮本(1997)および金(2020b)とKim(2020)を参照されたい。
- ⁴ 西欧諸国とくに北欧諸国の完全雇用政策と異なる日本の雇用政策のもつ特徴に関しては、宮本(2008:第1章)や金(2016:第3章)を参照されたい。

社会政策論における政策論の位置づけと特徴 — 障害者福祉政策の評価をめぐる課題 —

日本大学法学部 准教授 山村 りつ

1. はじめに: 何を評価するのか

政策¹評価といった場合に実際に何を評価するのが最初の課題となる。これは、その政策が障害者福祉政策であるかどうかにかかわらず共通の課題といえるだろう。政策評価についての様々な学術研究書や指南書がみられる昨今、政策の対象についてもさまざまな考えがあるが、ここでは龍・佐々木(2004)の4つの政策評価の対象の考えを基に、マクロ・メゾ・マイクロという次元でその対象を確認しておきたい。

まず、龍・佐々木(2004)は政策評価の対象を①理論(セオリー:政策の理論的基盤と妥当性の確認)、②実施過程(プロセス:計画に沿った手続きの順守性の確認)、③改善効果(インパクト:政策のアウトプットとアウトカムの確認)、④効率性(コスト・パフォーマンス:インプットに対する成果やサービスの価値の確認)の4つとしている。これらの対象は、政策の立案から施行の過程と合わせて考えることができ、理論から導かれた仮説を用いて事前にその政策の効果を理論的に検証する①、政策の施行のまさに最中に実施状況を検証する②、そして事後にその成果物を評価する③および④という関係になっている。

次に、政策評価の対象をマクロ・メゾ・マイクロという次元でとらえた場合の、上記の①～④との関係をみてみる。政策の理念や目的、基盤となってい

る理論などのマクロ次元を対象とした評価はその政策の内容との整合性として示され、本来的には政策の策定段階で①理論(セオリー)評価によって確認されると考えられる。しかし実際には既存の政策を評価する際にも①が用いられ、この場合、その評価手順に沿ったロジックモデルが獲得されるかどうか判断基準となる。次にメゾ次元の評価は政策によって設定される構造やシステムがその対象となる。この場合、事前に①の理論に基づく仮説の検証によって評価を得る場合もあれば、その実際の運用と機能の状態を評価対象として②実施過程(プロセス)の評価として行われる場合も考えられる。そのシステムがいかに正しく(計画通りに)実施・機能しているかの評価である。さらにマイクロ次元の評価は、政策によって実施された事業や実践の成果、すなわち事後の③や④の評価ということになる。

このような評価の対象についての区分に従って障害者福祉政策をみてみるとどうなるだろうか。まず、マクロ次元では特に障害者福祉政策の理念や目的としてしばしばみられるのがノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョン、自立と自律などの理念と、その実現といった表現である。またこれらの概念とともに実現すべき障害者の生活や社会のあり様などが示される。最近では当事者中心

や障害の社会モデルも不可欠な要素であろう。これらの理念によって示される目的に対して、政策自体の妥当性がマクロ次元では評価されることになる。

次にメゾ次元でみてみると、前述の4つの対象のうちの理論(セオリー)の評価にあたる部分と、実施過程(プロセス)の評価となる場合が考えられる。つまり、前者の場合はその構造の理論的妥当性の評価となり、その際に障害や障害者を取り巻く社会環境などを踏まえたものとなる。そして後者の場合には、それらシステムのアクセシビリティや実施(実行)可能性といった点の評価、そして実際の運用が適切に行われているかの評価などが考えられる。

最後にミクロ次元では、やはり政策によって行われる実践の成果・効果ということになるだろう。障害者福祉政策において給付はその中心的位置を占めるものであり、それらが実践された際のアウトプット(実績、サービスや給付の量など)やアウトカム(実際の障害者の生活や社会の変化)が測定され、政策の「良し悪し」を決める基準となっていく。

この「良し悪し」の判断という点に関連して、評

価についても一つ確認しておかなければならないのが、何のために評価するのかという点だろう。これは冒頭の「何を評価するのか」にも直結することだ。例えば、龍・佐々木(2004)は改善や資源配分の最適化および効率化、提供や納税者への説明責任のための材料を提供することを政策評価の目的としている。

このように、政策評価はその評価を用いて何かについての優劣や是非の区別をつけるためのものであり、当然評価の結論はそれが可能なかたちで提供される必要がある。つまり、必ずしも評価自体に優劣や是非についての結論が含まれている必要はないが、それを用いてそういった判断が可能なかたちで示されなければならない。そこで評価における指標が重要となる。仮に評価の結果が政策の実態を描写しただけのものであっても、その描写が適切な指標に基づいていれば、その指標が示す価値に基づいて優劣や是非を判断することが可能となる。

このように政策評価においては、評価対象と次元(何を評価するのか)の明確化と、適切な指標の設定が重要となる。

2. 障害者福祉政策における評価

次に、実際の障害者福祉政策における政策評価はどのように行われているのかを概観していく。

(1) 実践の評価と政策評価への転用

日本では障害者総合支援法などの制度によって、公的な障害者サービスの給付システムに成果主義が導入されたことが知られている。またその前身である自立支援法では多様な実施主体の参入によってサービスの多様化が目指されたが、この多様化はその結果発生する競争による障害者サービス全体の質の向上と効率化を意図したものとさ

れた。そしてそれを後押しする仕組みの一つとして、それらのサービスを数値化された「成果」によって評価することが障害者福祉の実践において必要となっていった。さらに、施設運営などに関する第三者評価も一般的となっている。

サービスの成果や効果を数値化して評価することは、一方で障害者サービス全般に適用されるものではない。なぜなら、サービスの「成果」を示すためには、そこに何らかの変化や改善が必要となるからだ。さらに総合支援法のようにその成果に応じて事業費に差をつける場合であれば、その成果は

共通した基準で客観的に捉えられたものでなければならぬ。そうでなければ出た結果が公平なものとはいえないだろう。そのため、日常的な介護や居場所としてのサロン型の事業など恒常的な利用を前提としたサービスにはこのような評価の方法はそぐわない。これらのサービスは成果ではなくサービス実施の実績などで評価されるほうが妥当だろう。そこで就労支援や自立支援などの、具体的なゴールが設定されそれに向けて訓練を受けるようなサービスが成果を評価される実践となる。あるいは施設運営などに関して第三者評価も一般的となっている。

ここまでの話は政策の評価というよりは政策を通じた(実践の)評価であるが、同時にこのような評価が政策評価の一つの指標となる側面がある。実践の成果(障害者自身やその生活に生じた変化)は、それ自体が政策のアウトカムとして捉えることができるためだ。それは政策がもたらした改善効果(インパクト)として評価の指標となる。しかもその指標が客観性のあるもので、容易かつ簡潔にその変化や改善の状況を示すことができることから、政策の効果や意義を説明するための評価に用いられるようになるのだ。

同様に障害者政策の意義などを説明するために用いられやすい評価として、経済的指標による評価がある。実践においても経済的指標による評価は一部のサービスの評価には有用で、特に就労支援などはその結果自体が経済的指標(賃金や所得の有無や程度)で示しやすいため、サービスの効果を説明するために用いられることがある。あるいは、上述のようなゴール達成型のサービスの結果をそこに投入した経済的インプット(事業費など)と合わせて分析することで、費用対効果を出すという方法もある。

2000年代以降、障害者福祉政策の領域で障害者雇用の促進と就労支援が注目されてきたこともあり、目に見える効果としてこういった経済的指

標で政策の効果を示すことも多くなったように感じる。政策のアウトプットについても、前後の比較対象があれば、経済的インプットと合わせて効率性を提示することもでき、やはり政策の出来栄を示すことに使うことができる。

このように、障害者福祉政策における政策の評価は、評価それ自体を目的としたものというよりは、その評価を以て政策の意義や優劣を示すためのものとして為政者の側による「自己評価」として行われる側面が少なくない。そしてその場合、評価の次元は主にミクロであり実践の成果物を政策のアウトカムとして評価されることとなる。

(2) マクロおよびメゾ次元での政策評価

一方で、障害者福祉政策におけるマクロおよびメゾ次元での政策評価は十分に行われているとは言いがたい。そこには、冒頭に述べた「何を評価するのか」に関連した障害者福祉政策の評価の難しさがある。

龍・佐々木(2004)が示した政策評価の枠組みによれば、マクロの次元における政策評価の中心は、その政策に掲げられた目的との整合性の確認として捉えることができる。用意された政策やその構造・目標が、政策の目的の達成につながるものが理論的に説明できるか、つまり政策の目的に矛盾していないかが評価の軸となり、その整合性が基盤となる理論を基に評価されることとなる。理論(セオリー)評価では最終的に、政策の目的とその実現のために用いられたインプットからアウトカムまでの流れがロジックモデルとして示される。逆にこのロジックモデルが示されない、ロジックの途中で矛盾が生じるような場合、その政策は基盤となる理論が存在しないかそれに従わないものであり、期待される結果(目的の達成)が得られないということになる。

この評価においては、政策の目的が重要となる。その目的と、政策のインプット→アウトプットを通

じてもたらされるアウトカムとが、いかに理論的に裏付けられるかが鍵である。この作業は同時に、目的が達成された状態をより具体化されたアウトカムとして転化させるものでもある。そしてそのアウトカムは、何らかの測定可能な指標である必要があるが、この目的を指標化すること自体が難しく、マクロ次元での政策評価の大きな課題となる。

このような評価指標の課題は障害者政策や福祉政策に限ったものではないだろう。幸い、他領域では政策評価の議論も研究も障害者福祉政策よりは展開されている。そこでそういった政策評価一般に係るこれまでの研究を参考にした評価の試み（北川 2018など）が行われるが、実際に評価を行う段になると障害者福祉政策ならではの課題に直面することになる。

障害者福祉政策のマクロ次元での政策評価の最大の課題は、特に日本の場合において、その目的が非常に概念的あるいは抽象的で不明確であるという点である。事業（Project）レベルにまで絞れば多少具体的な目的が掲げられている場合もあるが、政策構造の上位に行くほどその具体性は消失し大きな理念として表現されるようになる。そこには曖昧さと同時に多様な意味が含まれ、そのために法文上や表面的に示された目的だけを手掛かりに評価を行っても適切な評価が行えないということになる。

障害者福祉政策の目的が概念的となるのは、そこに多くの場合でノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョンといった「理念」が謳われるからだ。それらの理念自体は重要な意味をもつものであるが、同時にそれらを実体としてとらえることの難しさがある。権利や平等といった表現も同様だ。しかし同時に、これらの理念が障害者とその生活のための政策において、欠くことのできない要素であることも事実であろう。それだけ障害者という存在が、社会において排除され差別され社会的に脆弱な立場へと追いやられ、当たり前の生活すら実

現することが難しい存在であるということだ。だからこそ、これらの重要な理念がどのようにして実現されるのか、そこにどのような理論的根拠があるのかをきちんと評価することが求められるといえるが、これらの理念の抽象度の高さが評価という具体的な指標を必要とする作業過程において大きな課題となるといえる。

ただし、そういったマクロ次元での政策評価の難しさが、必ずしも評価における技術的な問題ではないということも抑えておく必要がある。政策のなかには、その成立過程を見る限り、決まった枠組みや資源の配置、財政的条件ありきで構築されたと思しきものもみられる。これは、政策そのものというよりも政策の立案過程に課題があるといえる。

このような政策立案過程に端を発する問題はメゾ次元においても同様にいうことができる。他領域にくらべ遅れがちな障害者政策では他領域で成果をあげた既存の制度枠組みを参考にすることが度々起こる。あるいは、旧来の実践上の構造をいわば再利用するようなかたちで新たな制度が構築される場合もある。そのような場合、新たな制度の目的以前に「条件」が存在し、その条件ありきで制度構築がされることになり、制度の本来の目的との整合性は必ずしも考慮されない場合も多い²。

メゾ次元では、実施過程（プロセス）評価になるとその対象がマクロ次元よりも具体的になる分、政策評価における焦点化は比較的容易になる。具体的な事業の構造ともなれば可視化することもできるだろうし、その事業の結果も目に見えるかたちで現れることもある。しかし、同じメゾ次元でもその理論（セオリー）の部分に穴があると、その構造がそれらの結果をもたらしたという理論的な説明ができなくなる可能性が高い。たとえば前述の「条件」ありきの制度構築では、仮に良い結果が出たとしてもそれが制度の構造に起因するものなのか偶発的な幸運なのか判断ができないし、悪い結果が出たときに何を正すべきなのかも分からないという

ことになる。

多くの福祉政策においては、そこに実践という領域が存在する分、ミクロ次元にいくほど評価の対象を具体化しやすく評価のための指標の設定もしやすくなる。また評価の結果は政策の効果や成

果としても示しやすくなるため、政策評価がマクロ次元に傾倒しやすくなる。次節では、しかしながら現在の障害者福祉政策においてこそマクロやメゾ次元での評価の重要性が高いことについて述べていく。

3.個別化の時代の政策評価

(1)現代の障害者福祉政策

障害者とその生活に関する政策は長い時間をかけて変化してきた。そのなかで、現在の障害者政策では多くの基本的理念が国を超えて共有されるようになった。国連などの国際機関によるインシティブも重要で、最近では障害者権利条約³の採択と発効が障害者政策の方向性の世界的基準を形作ったといえる。

障害者の生活とそれを支える活動において20世紀最大の発見といえるのがノーマライゼーション(normalization)の理念だろう。1950年代にデンマークで生まれたとされるこの理念は、1960～70年代にかけてヨーロッパに浸透し、その後日本でも障害者福祉領域で一般的に聞かれる用語になっていった。ノーマライゼーションの考えは「普通化(ノーマルにする)」というその言葉の通り、障害者の生活を障害のない者の生活と同様の当たり前の生活とすること、そのための活動として広まった。

ノーマライゼーションほど一般的ではないが同様に掲げられた理念として、ソーシャル・ロール・バロリゼーション(social role valorization)という理念も登場する。これは何らかの価値のある社会的な役割を獲得する(できるようにする)というもので、障害者が単にそこに「居る」だけでなく、社会的な存在となることを目的としそのための活動を指す。ノーマライゼーションを発展させた考えとして位置づけられるこの考えから、障害者福祉の視点は徐々に如何に社会的な存在となるかへと移り、日

本でも1993年の障害者基本法(旧心身障害者対策基本法)により障害者の社会参加が法律の目的として掲げられた。

2000年代になるとソーシャル・インクルージョン⁴やインテグレーションという概念も障害者政策や実践のなかに登場するようになる。これらの理念の背景には、ノーマライゼーションが障害者を「障害のない者と同じようにすること」を目指すものではなく、あくまでも障害者としてそうでない者と共生する社会の実現への視座がある。

このように、ノーマライゼーションの意味やその目指す姿も、徐々に変化するなかで、障害者政策にはもう一つの特徴である「個別化」や「個人化」がみられるようになる。これらの理念が政策に取り込まれていった文脈は一つではない。一つにはノーマライゼーション運動から発生した脱施設化のなかでみられたパターンリズム批判という文脈がある。施設などでの大人数に対する画一的な支援や専門家主導で決定される支援への批判が、個々人の希望や生活状況に合わせた支援へと向かわせた。またこの流れは、ソーシャルワークの基本原則である自己決定の尊重の具現化としても重視され、実践のなかで当事者を主体化することが目指されるようになる、さらにまた別の文脈として、福祉多元主義の拡大と財政問題などを背景とした準市場化などの福祉サービス供給構造の変化のなかで受給者が利用者へと転換し、選択に基づく契約が持ち込またという側面もある。

そうして、障害者福祉政策のなかでも生活支援のためのサービス給付の領域で「個別化」や「個人化」という理念がさまざまな国の政策の中に取り込まれていく。このようにして、現代の障害者福祉に係る政策では、程度の差やその表現自体を用いるかどうかの違いはあっても、総意として障害者個人の希望や選択を尊重し、実現するためのいわば「カスタマイズ：個人仕様化」された支援の提供が理想とされ、掲げられるようになっていく。

(2) 政策評価への影響

障害者福祉領域にかかわらず政策において個別化を持ち込むことは、結果よりもその過程が重視されることとなる。なぜなら、個別化の中心には当事者自身による選択と、その選択における自由の保障があるからだ。個々人が自由に自分の選択を実現した際、そこにみられる結果は完全に個人の選択によるものとなり、その結果を統制することはできない。仮に選択肢を限定することで特定の選択肢内に個人の選択を収めることはできても、その選択肢の内での割合はやはり統制できないし、適切かつ十分な選択肢を用意していなければそもそも個別化したことにはならない。

また、個別化の理念の中心に同時にあるのは、個人の権利の保障という概念である。障害者がもつ生活の権利、サービス給付における自己選択実現の権利、あらゆる権利を保障することと政策における個別化は一体的なものとして理解される。そしてここでも、如何にして権利を保障するかという制度運用のなかの過程（申請手続きや給付決定など）が重要となる。例えば、まさに「カスタマイズ」という言葉を用いてその方向性が示されたフランスの障害者サービス制度では、障害者やその家族に対する情報のアクセシビリティ保障が掲げられ、そのためのワンストップ型サービスの機関が新たに設置された⁵。その機関と機能を通じてすべての障害者やその家族が必要な情報に確実にアクセ

スした上で選択することで、個人による最善の選択を最大限に実現することができるのである。

このように、個別化などによって政策における過程の重要性が増す一方で、その結果（障害者の生活に現れる変化）から政策のアウトカムを測ることは難しくなる。もともと特定の活動に焦点化され、そのなかでのゴールを目指すゴール志向型の事業であれば別だが、目指すゴールの設定から個別化が始まる制度ではそのゴール自体が多様なものとなり、単純な指標でとして捉えることも難しい。

そこで個別化がすすめられた政策において必要となるのが、政策の構造や過程の評価、つまりはメゾ（あるいはマクロ）次元での評価となる。つまり、現代の障害者福祉政策は、その政策の基本理念の変化に伴い、マイクロ次元での政策評価では評価しきれないものへと変化しているといえる。そしてそれは、メゾあるいはマクロ次元での政策評価の重要性が増しているということでもある。

(3) アウトカム指標をめぐる課題

障害者福祉政策のメゾあるいはマクロ次元での政策評価の難しさの要因の一つが、アウトカム指標の設定のしづらさである。政策の評価を目的との整合性についての理論的な論証で収めることも一つの政策評価の手法ではあるが、障害者福祉政策という障害者の実生活に寄与し実践を伴って展開される政策においては、それがどのようなアウトカムをもたらしたかという点は政策評価において重要な意義がある。目的との整合性においても、実際のアウトカムと政策の目的との関係が理論的に示されることがメゾおよびマクロ次元での政策評価の最終地点といえる。

実際のアウトカムの例をみてみると、たとえば北川（2017）は就労支援に関する障害者政策評価におけるアウトカムの例として「就業者数、障害者の社会参加、意欲の向上」といった例をあげてい

る。このほか、「自立の促進」や「QOLの向上」といったアウトカムが用意される場合もある。これらの例はあくまでも一般的な障害者政策の評価におけるものとして示されたものであるが、この例だけみてもアウトカムにはその政策と直接的に結びつくものだけでなく間接的なものや関連付けるための概念整理や解釈が必要になるものが含まれることが分かる。

このように、障害者政策におけるアウトカムが時にはその政策との関係性が説明なしには分からないほど距離のあるものとなるのは、前段でも述べたように、障害者とその生活に関する政策の目的が、ノーマライゼーションなどの大きな理念とその実現を意図した大きなものとなるところに一因があるといえる。

政策の理念が高次の大きなものになるほど、その理念に近いアウトカムと政策の実体との直接的かつ直線的な関係性は乏しくなり、また抽象度も高くなる。そうなる具体的な指標へと転化すること自体が難しくなるだけでなく、その指標化されたアウトカムの評価軸としての妥当性の説明における理論がより重要となる。そのアウトカムと政策の因果関係を示す必要があるからである。また、個人の生活レベルを超えて社会の変化にまで拡大したアウトカム指標は、評価者個人が評価のために測定することは難しくなり、既存の社会調査のデータなどが用いることなども必要となる。しかし本来評価のために行われたわけではない調査データはそのまま用いることが難しく、そこでも説明のための理論が必要となる。このようにして、大きな理念との整合性を問うようなマクロ次元での政策評価は、数値化されたアウトカム指標よりもその解釈と説明が重要なものとなる。

個別化に話を戻そう。障害者政策がその給付内容や実践よりも個別化や権利保障に焦点を定めるようになると、その過程の評価が求められ、メゾあるいはマクロ次元での政策評価が必要となる

ことは既に述べた。このとき、個別化や権利保障がその政策の目的であれば、評価されるのは「どれだけ個別化が実現されるか」や「権利が保障されるか」であり、その過程を形作る制度の構造と個別化や権利保障との関係を理論的に説明することが評価となる。

しかし、冒頭に述べたように政策の成果として実際のアウトカムとの関係性を以て評価を行うことになった場合、「個別化されたか」、「権利が保障されたか」という事実を測るための指標が必要となる。これらもまた(ノーマライゼーションの実現ほどではないにしても)指標化が困難なアウトカムである。

このように、障害者福祉政策において「個別化」や「個人化」、「自己決定の尊重」や「自律」といった概念がその基本理念に組み込まれるほど、政策による直接的な変化をアウトカムとすることが難しくなり、政策評価においては政策の過程とそれを形作る構造の妥当性の評価が必要になる。しかし、実際の政策評価はその意義や成果を示すために行われることが多く、そのためには妥当性の理論的説明だけでなく何らかの実際のアウトカム指標との因果関係を説明する必要が生じる。そこで、政策の目的が概念的で抽象的なものとなるほどアウトカム指標への転化が困難となり、結果、政策の意義や成果を示すことが非常に難しくなる。そして障害者福祉政策はそのような、概念的で抽象的な目的が最も根源的な目的の一つとして掲げられがちな分野だといえる。

4. 障害者福祉政策評価の限界

ここまで述べてきたような課題によって、障害者福祉政策の評価の中心は、ゴール志向型サービスなどのより限定的な制度を、さらに特定の事業やプログラムに限定した上での直接的なアウトカムによる成果や効果の評価へと傾倒する。

そういった政策評価にも一定の意義があるが、障害者の生活を支えるための枠組みである障害者福祉政策においては、恒常的に提供される生活支援や権利擁護のための支援、あるいは政策による規制など、ゴール志向型ではない領域にも多くの重要な制度があり、むしろゴール志向型の制度は障害者福祉政策の一部にすぎない。しかし同時にそれらゴール志向型でない領域の制度は、何らかの変化として捉えられる改善効果（インパクト）としてはその成果が現れにくい。そのためアウトカム指標の設定が難しく、多くの場合でアウトプット指標による実績の評価に留まってしまう。これが障害者福祉政策における政策評価の限界の一つである。

また、現在の障害者福祉政策の中心となってい

るマイクロ次元の評価に対し、障害者福祉政策を貫く基本的理念とその発展を背景として、政策による個別の変化よりもその過程の評価と精査が求められている。しかし、ここでもまたアウトカムとの因果関係の説明とそのためアウトカム指標の設定が大きな障壁として立ち上がる。そして実際に、政策の過程や構造が対象となるメゾ次元あるいはマクロ次元での政策評価は、障害者福祉政策においてはほとんど行われることがない。これがもう一つの限界となる。

このように、概して障害者福祉政策における政策評価の限界は、アウトカムの測定と指標化という課題によってもたらされるといえる。しかしそこには、障害者福祉政策がいずれもその根源的な目的としてもつ、ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョンと指標化の難しい理念の存在があり、これらの理念との関係をどう位置付けるかによって障害者福祉政策の政策評価の限界の意味も変わってくるといえる。

5. 結びに代えて: 今後へ向けた視座

ここまで障害者福祉政策における政策評価について概観し、その難しさが際立ったような感がある。比較的容易に思われるマイクロ次元の評価についても、実際には障害者特有のデータへのアクセス困難やそもそも有用なデータが存在しないといった課題、あるいは変化をとらえるために不可欠な継続的なデータ収集の不足などの問題も指摘される。

しかし、そもそも政策評価自体が十分に行われているとは言い難く、ここで示した限界についても、その限界に至るほど手を尽くしきっているとはいえ

ない。その意味で、まだこれからの展開の余地はあるといえる。メゾ次元の構造やシステムの評価はあまり行われていない一方で、マクロ次元に比べれば具体化がしやすく指標化やより直接的なアウトカム指標との因果関係の説明もおそらくしやすいだろう。少なくともこの次元でできることはまた数多くある。

また、比較を通じた政策評価も一考の価値がある。障害者福祉政策は多くの国々で展開され、それぞれに異なる社会的・文化的背景や文脈をもちながらも、同時に共通の理念や認識をもってそ

れぞれに実施される。これらの多様な障害者福祉政策の比較のなかで日本の障害者福祉政策の状態を把握することも評価の一つとしてみる事ができる。このような国際比較を通じた評価は、概念や定義の統一といった点で難しさがあるものの、やはりほとんど手を付けられていない領域であり、日本の障害者福祉政策を客観視するために有効な手段でもある。それを以て、冒頭に示した政策評価の目的である何らかの判断や説明責任のための材料を提供すること(龍・佐々木 2004)もできる。

きちんと行われた政策評価は、その政策の価値を示すものであり、また政策の質を高めることで政

策によって実現される様々な障害者福祉実践の質を高めるものでもある。それはひいては障害者の生活の質を向上させ、理想形としてある意味で掲げられるだけになっている崇高な理念を実現することにもつながるかもしれない。政策における障害者の位置づけや障害者福祉政策の基本理念が徐々に変化してきた中で、「正しい政策評価によって効果が担保された政策」の保障という考えが、今後の障害者福祉政策の基本になっていくのかもしれない。

※本稿では日本大学海外派遣事業による研究助成金による調査の結果が用いられている。

【参考文献】

北川雄也(2017)「日本の府省における政策効果把握と政策評価:もう一つの評価システム」同志社大学政策学会『同志社政策科学研究』18(2)、p.57-50。

北川雄也(2018)『障害者福祉の政策学—評価とマネジメント—』晃洋書房。
龍慶昭・佐々木亮(2004)『「政策評価」の理論と技法』(増補改訂版)多賀出版。

脚注

- ¹ ここでの政策は龍・佐々木(2004)の定義に倣い、「ある社会状況を改善するために、一つあるいはいくつかの目的に向けて組織化された諸資源および行動」(p7、8-9行目)としており、いわゆる「政策(Policy)－施策(Program)－事業(Project)」の階層構造のいずれの階層も含むものとする。
- ² 政策立案過程の評価については、実証的なデータに基づいて政策を策定するEBPM(Evidence-Based Policy Making)の考えを基にした評価などがある。
- ³ Convention on the Rights of Persons with Disabilitiesの訳(政府訳は「障害者の権利に関する条約」)。2006年12月13日に採択、2008年5月3日に発行した。日本は2007年9月28日に署名し2014年1月20日に批准書を寄託、同年2月19日に日本での効力が発効した。
- ⁴ ソーシャル・インクルージョン(social inclusion)自体は1970年代にフランスで用いられるようになったソーシャル・エクスクルージョン(social exclusion:社会的排除)の対概念あるいはその解決のための方法として1980年代からヨーロッパで政策理念として用いられるようになったもの。
- ⁵ MDPH(Maisons Departementales des Personnes Handicapees)は複雑な給付制度へのアクセスを保障するための部局として作られ、各自治体に設置されている。MDPHは障害者に対してあらゆる権利の行使とサービスおよび給付へのアクセスを保障するための機関として差別禁止法上に法的に位置づけられており、あらゆる障害者とその家族、支援専門職や関係者に対して門戸を開いている。

ジェンダーの視点から社会政策を評価する ——指標化をめぐる国際動向を手がかりにして——

武庫川女子大学 専任講師 田中 弘美

1. なぜ政策を評価することが重要なのか

1999年6月23日の「男女共同参画社会基本法」公布・施行から今年で21年、その間、これに基づいて「男女共同参画基本計画」が5年ごとに第4次まで策定されてきた。さらに2015年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立（2016年4月1日から施行）、2018年6月には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）が成立し、順次施行されている。こうした法体系の整備は、仕事や家庭をはじめとするあらゆる社会生活において男女ともに活躍することを推進するためのものである。

しかし、法体系における進歩とはうらはらに、実質的に社会がそのような方向に近づいていっているかと問われれば、強く頷けるほどの実感はない。その感覚を裏付けるように、今年7月には、これまで掲げられてきた「指導的地位に占める女性の割合を2020年までに30%まで高める」という目標を断念すること、さらに2021年度からの第5次男女共同参画基本計画では明確な時限を設けない方向性が示された。ほかにも、待機児童の解消（約1万7千人）、年次有給休暇取得率70%（52.4%）、民間企業における男性の育児休業取得率13%（6.16%）、6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間1日当たり2時間30分（1日当たり83分）なども、2020年を時限に設定されたが達成されていない（カッコ内は2016～2019年の最新値¹⁾）。問題は、目標を達成できなかったことだけではない。「なぜできな

ったのか」という原因を明らかにせず、また「どうしたらできるのか」という今後の道筋を示すこともなく、ただ単に時限を先延ばしにすることである。

このような事態を避けるためには、ある社会的目標を実現するために必要とされる政策体系が本当に「有効性」を持って形成・実施されてきたのかということが「評価」される必要がある。そして、評価をするうえで欠かせないツールが「指標」である。体系的で一貫性のある指標をもって達成度を測定することで、現状を可視化する、時系列の変化を捉える、国際比較によって自国の状況を相対的に位置づけるなどが可能となる。こうした縦断的・横断的分析は、社会的目標の実現（社会状況の改善）に取り組む政策の現状と課題をあぶり出し、次の一手に関する適切な判断を下すための材料を提供する。つまり、指標が政策を適切に評価するためのエビデンスとなり、そのような評価を実施してはじめて質の高い政策を提言・決定することが可能となるのである。

以上のような問題意識のもと、本稿では上で述べたような現状を打破するための今後の方向性について検討してみたい。その目的のため、まず、政策評価の視点からこれまでの日本のジェンダー政策研究を概観する。次に、日本の政策評価の現状と課題について述べ、改善に向けたヒントを国際動向、とりわけEUの取組みから探っていく。最後に、今後日本がとるべき方向性についていくつか提案する。

2. ジェンダー社会政策研究における評価の視点

ジェンダー視点からの社会政策研究では、これまで労働や社会保障制度の前提とされる家族モデル、社会通念や実態としての性別役割分業、その結果としての生活保障における男女の不平等、といった点ないしこれらの相互連関性を喝破することにその主軸がおかれてきた。そのため、問題の状況を改善するために、政策がいかにか機能しているのか(していないのか)、政策のさまざまな手段や機能、またその成否を、いかなる枠組みや指標を用いて「評価」していくべきか、といった議論は十分になされてこなかったといえる。

たとえば、当該分野の代表的なテキストである、木本喜美子・大森真紀・室住眞麻子編著『社会政策のなかのジェンダー』(2010年)は、政策評価法(詳細は後述)の成立から約10年が経とうとしているなかでの刊行にもかかわらず、政策評価への言及がみられない。現状分析や制度との関係が議論の中心であるが、そもそも、政策と成果にかかわる因果関係や政策過程におけるインプット、アウトプット、アウトカムなどの構図を示さないまま、各段階にあたる統計データが入り混じって叙述される傾向にある。

政策の成果(アウトカム)に明示的に言及している数少ないテキストでも、成果は貧困や社会的排除という概念枠組みから論じられることが多かった。たとえば、竹中恵美子『社会政策とジェンダー』(2011年)²⁾は、指標化とまではいかなないものの、「社会的排除」の実態を示す数値として、①非正規労働者の数・男女割合、②非正規労働者の賃金、③ニートの数、④フリーターの数、⑤生活保護受給世帯・生活保護基準以下のワーキング・プア、⑥相対的貧困率、⑦生涯所得に占める子育て費用の割合、⑧出産前退職、⑨社会保障制度からの排除という9つの尺度を挙げている。さらに、社会的排除をめぐる国際的な指標として、国連開発計画(United Nations Development Programme: UNDP)の人間開発指数(Human Development Index)、ジェンダー開

発指数(Gender Development Index)、ジェンダー・エンパワメント指数(Gender Empowerment Measure)を紹介している³⁾。

同様に、大沢真理編『承認と包摂へー労働と生活の保障』(2011年)の第1章で、大沢は「生活保障システムの機能ないし機能不全について、『社会的排除／包摂』論を取り入れて、それをシステムの『成果(outcome)』を表す概念とする」(p.33)として、相対的貧困率、再分配による貧困削減率(市場所得から可処分所得への貧困率の変化幅を市場所得レベルの貧困率で割った値)からこれを説明している。また、第5章で阿部彩は、欧州の先行研究に倣って、①基本ニーズの欠如、②物質的剥奪、③制度からの排除、④社会関係(ネットワーク)の欠如、⑤不適切な住居、⑥不十分な社会参加、⑦経済的ストレス、⑧所得ベースによる相対的貧困(=低所得)の8つの次元から、社会的排除率という合成指標を作成している。なお、これらはいずれも男女間ないし世帯類型間の差をみるジェンダー視点からの分析である。

ほかにも、伊藤セツ『生活・女性問題をとらえる視点』(2008年)は、効果的な政策立案や分析・提言に欠かせない統計データをジェンダー視点から改善し、国際比較可能性を高める必要があると論じている。横山文野『戦後日本の女性政策』(2002年)も、終章で、政策のすべての段階・過程においてジェンダー平等の視点を徹底する「ジェンダー主流化(gender mainstreaming)」を今後進めていく必要について触れ、そのうえで「具体的な指標を設定することは決定的に重要」(p.398)だと述べている。また、その指標を提供するツールとしてジェンダー統計の整備が不可欠であり、「こうした統計による指標化の試みを政策評価から政策改定のサイクルへとつなげていくことが重要である」(p.400)と述べ、政策評価の可能性にも言及している。

このように、国内のジェンダー社会政策研究では、政策評価の重要性やそのために不可欠な統

計データの整備などに言及する先見的な文献がある一方で、政策の成果についてエビデンスをもって査定する実証研究にはそれほど発展してこなかったといえる。特に「指標化」については、社会的排除という概念枠組みからいくつかの試みがみられるものの、全体的な熱量は弱かったと言わざるをえない。

ただし、この分野の研究史においては、雇用政策から社会保障、ケア労働、ジェンダーに起因する暴力やハラスメント、セクシュアリティまで分析対象となる裾野がどんどん広がっていく一方、他方では根強い「伝統的家族観」や性差別、権力の

非対称性が内在する社会構造のなかで闘いながら、固着した政策に変化を要請し続ける必要があったのであり、その意味では、現状の問題点を告発することに多くのエネルギーが費やされてきたのにも首肯できる。しかし、この「未開の研究領域」に踏み込むことで、政策分析・提言の質をさらに向上させることが可能だと思われる。したがって、ジェンダー視点からの社会政策の評価について、指標化を視野に入れた体系的・個別的な議論を進めることが、今後のより良い政策改善や実質的な社会の変化に向けた新たな推進力となっていくと期待される。

3. 日本における政策評価の展開と限界

日本における政策評価の実施は、1997年12月に行政改革会議『最終報告』で全政府レベルでの導入が提言されたことに端を発し、2001年6月には「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、「政策評価法」とする）が成立した。これは、①効率的な行政、②成果重視の行政、③国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）という目標のもと、各府省に対して所管する政策を客観的かつ厳格に評価し、その結果の政策への適切な反映を図るとともに、その評価に関する情報を公表することを義務づけるものである。2012年度には、「達成目標」「目標達成度合を数値で表す測定指標」「測定指標の目標値・実績値」の明示を各府省に求める目標管理型政策評価が導入された。また、政策評価制度について審議を行う諮問機関として「政策評価・独立行政法人評価委員会」（2015年度に「政策評価審議会」へと再編）が総務省に、さらに2017年度には内閣官房に「EBPM推進委員会」が設置されるなど、エビデンスに基づく政策立案・評価を徹底していく体制も整備されつつある。

現在、実施されている主な政策評価としては、①各府省による目標管理型政策評価と、②総務省による行政評価局調査の2つが挙げられる。前

者は、各府省が主要な施策についてあらかじめ目標を設定し（事前分析表の作成）、その達成度を測定して評価する（事後評価）ことで政策の成果（パフォーマンス）を、できる限り定量的に把握しようとするものである。それに対して後者は、複数府省が関係しているため一府省では十分に評価が行えない等の行政課題がある事案について総務省が独自に調査を実施し、その結果・分析に基づいた評価と提言を行うものである⁴⁾。

ジェンダーに関係の深い社会政策としては、「女性活躍推進」「子育て支援」「ワーク・ライフ・バランス推進」などが中心的な分野となるが、こうした分野における政策評価の現状をみると、目標管理型政策評価と行政評価局調査の両方で課題が散見される。たとえば、厚生労働省の目標管理型政策評価では、15ある基本目標の1つ「非正規労働者の処遇改善、女性の活躍推進や均等待遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること」の下に、「男女雇用機会均等法の履行確保および女性活躍の推進」という達成目標が掲げられている。しかし、これを測定する指標として挙げられているのは、「男女雇用機会均等法に基づいた事業主に対する行政指導の是正割合」と「女性活躍推進法に基づく行動計画策

定届の届出件数」の2つであり、「勤務年数男女差」や「女性管理職比率」などの実質的な女性活躍推進を表す指標が含まれていない。

さらに、「仕事と家庭を両立しやすい職場環境を整備する企業の取組を推進するとともに、男性による育児を促進する社会的気運の醸成を図る」という達成目標については、そもそも「取組を推進する」や「社会的気運の醸成を図る」といった表現が目標として曖昧なうえ、測定指標として挙げられているのは「次世代認定マーク(くるみん)取得企業数」と「男性の育児休業取得率」の2つであり、「男性の育児・家事関連時間」のような重要な指標が抜け落ちている(厚生労働省「平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表」)。他方で、内閣府の「第4次男女共同参画基本計画」では前述の指標を含む幅広い成果目標値と達成期限、最新値が示されている。しかしながら、上の厚生労働省の政策評価を確認した「総務省政策評価ポータルサイト」で内閣府のページをみても、事前分析表などの男女共同参画に関する目標管理型政策評価は公表されておらず、ここに縦割り行政の弊害が推察される。

総務省の行政評価局調査については、少子化対策(2004年度)、ワーク・ライフ・バランスの推進(2013年度)、女性活躍の推進(2019年度)といったテーマでこれまで実施されている。それぞれの評価報告書を読むと、「少子化対策」がテーマの時には、その目標として当然のことながら「出生数の増加、合計特殊出生率の上昇」が挙げられている。しかし、次に「ワーク・ライフ・バランスの推進」をテーマに実施した際には、「仕事と生活の調和が実現した社会の構築」が目標として掲げられ、測定指標として「就労による経済的自立」(就業率、時間当たり労働生産性の伸び率、フリーターの数)、「健康で豊かな生活のための時間の確保」(労働時間等について労使の話し合いの機会を設けている割合、週労働時間60時間以上の雇用の割合、年次有給休暇取得率、メンタルヘルスケアを受けられる職場割合)、「多様な働き方・生き方の選択」(在宅型テレワーカーの数、短時間

勤務を選択可能な事業所割合、自己啓発を行っている労働者割合、第1子出産前後の女性の継続就業率、保育等の子育てサービスを提供している割合、男性の育児休業取得率、6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間)が挙げられている。さらに、「女性活躍推進」のテーマでは、目標として「持続的成長の実現、社会の活力維持」が掲げられているが、評価の方法は、企業を対象とした調査を通して女性活躍推進法に基づく取組の実施状況を把握し、関連指標(女性の平均継続勤務年数、女性管理職比率など)との関係を探る内容となっている。

以上のおり、現在の政策評価の実施状況を概観するだけでも、課題が山積みであることは明白だろう。まず、目標管理型政策評価に関しては、達成目標に対して適切な測定指標が選定されていないのではないか、異なる府省が示す達成目標、目標値、各種の施策、評価枠組みにおける重複や欠落部分が整理されていないのではないか、などは大きな疑問点である。次に、行政評価局調査に関しては、目指すべき社会像としての政策目標が、少子化の克服なのか、仕事と生活が調和するライフスタイルの実現なのか、女性の労働市場における活躍なのかがはっきりしない。その時々実施される評価のテーマによって流動的に変わっていく点に大きな問題があるといえる。

そもそも、雇用、社会保障、出産・ケア労働などの政策領域は互いに重なり合う部分が多い。政策評価法に規定されるように厳格な評価を行うためには、その前提として関連する政策全体の見取り図や、政策手段と効果の因果関係の論理などが体系立てて明示されることが必須となるはずである。

4. ジェンダー平等の指標化をめぐる動き

(1) 国際比較のための指標

現在、ジェンダー平等に関して、国際的動向や各国の達成度合を測定するための指標化の試みがいくつかの国際機関によってなされている。そのなかでも主なものとしては、グローバル・ジェンダー・ギャップ指数、ジェンダー不平等指数、ジェンダー平等指数などが挙げられる(表1)。

グローバル・ジェンダー・ギャップ指数(Global Gender Gap Index)は、世界経済フォーラム(World Economic Forum: WEF)が2006年から毎年公表している。日本でも毎年報道されるため、多くの人にとってもっとも馴染みのある指標だろう。グローバル・ジェンダー・ギャップ指数は、世界153か国を対象に、経済、教育、健康、政治の4

表1 国際的な指標との中身

指標	導入年	対象国	概念的枠組み	具体的内容	利用データ	上位5か国と日本		
グローバル・ジェンダー・ギャップ指数 (世界経済フォーラム)	2006年	153か国	①経済的な参加と機会	・労働市場参加	・労働市場参加率	1. アイスランド 2. ノルウェー 3. フィンランド 4. スウェーデン 5. ニカラグア ... 121. 日本		
				・報酬	・勤労所得			
				・昇進	・男女賃金格差に関する使用者の主観			
				・教育へのアクセス	・幹部・管理職、技術職・専門職			
②教育の修得	・初等、中等、高等教育への就学率	・識字率	③健康と生存	・健康な生	・出生児の男女比			
	・健康寿命	・大臣						
	・政治的エンパワーメント	・政治的決定への参加		・国会議員	・過去50年間の女性国家元首の在任年数			
	④リプロダクティブ・ヘルス	・健康な性と生殖		・妊産婦死亡率	・青年期の出生率			
ジェンダー不平等指数 (国連開発計画)	2010年	162か国	②エンパワーメント	・政治的決定への参加	・国会議員	1. スイス 2. スウェーデン 3. デンマーク 4. オランダ 5. ノルウェー ... 23. 日本		
				・教育へのアクセス	・中等教育以上の教育を受けた人			
				③経済的地位	・労働市場参加		・労働市場参加率	
ジェンダー平等指数 (欧州ジェンダー平等研究所)	2013年	EU28か国	【コア指標】				1. スウェーデン 2. デンマーク 3. フランス 4. フィンランド 5. イギリス 日本: 対象外	
			①仕事	・参加	・フルタイム換算した雇用率	・就労年数		
				・分離	・教育・保健医療・ソーシャルワーク分野の雇用率	・労働時間の柔軟性		・個人・家族理由による柔軟な労働時間調整 (2015年)
				・仕事の質	・健康と安全に関する労働者の主観	・仕事の緊張度 (2015年~)		・キャリアの見通し指標 (雇用の継続、雇用契約、雇用継続の見通し) (2017年~)
				・職場訓練				
			②お金	・金銭的資源	・勤労所得	・純所得		
				・経済状況	・貧困リスクの低さ	・所得再分配		
			③知識	・学歴	・高等教育修了率			
				・分離	・高等教育における教育・保健・福祉・人文専攻率			
				・生涯教育	・教育・訓練への参加率			
			④時間	・ケア活動	・働く親・祖父母の育児時間	→子ども・高齢者・障害者に対するケア (2017年~)		
				・社会的活動	・働く人の家事時間	→家事時間 (2017年~)		
				・働く人のスポーツ、文化、余暇活動	・働く人のボランティア活動			
			⑤権力	・政治的	・大臣	・国会議員		
				・社会的 (2017年~)	・地方議員	・公共放送局の役員		
				・経済的	・役員	・国内オリンピック委員会の役員		
				・研究費提供組織の役員				
			⑥健康	・健康状態	・役員	・中央銀行の役員		
				・健康寿命	・主観的健康状態	・寿命		
				・生活習慣 (2017年~)	・喫煙・飲酒習慣	・健康寿命		
				・アクセス	・必要な診療を受けられる	・必要な歯科診療を受けられる		
			【サブ指標】					
			⑦交差する不平等	・年齢、障害、人権など	・外国出身者、高齢者、ひとり親の雇用率			
⑧暴力	・直接的、間接的	・統一的な統計データなし→13つの尺度の明示 (2018年)						

注1) 対象国の数は2020年現在のもの

注2) 各国ランキングは、「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数」2020年、「ジェンダー不平等指数」2018年、「ジェンダー平等指数」2019年のデータ。出所) 世界経済フォーラムウェブサイト、国連開発計画ウェブサイト、EIGE (2013; 2015; 2017) を基に筆者作成。

つの次元における資源・機会へのアクセスについて男女の相対的格差を測定し、結果を国別のランキング形式で公表する。標準化されたスコアは0～1の値を取り、0がもっとも不平等な状態、1が完全に平等もしくは女性が男性よりも優位にある状態を表す。最新の結果では、アイスランド、ノルウェー、フィンランド、スウェーデンなど北欧諸国が上位を占め、日本は121位となっている。

ジェンダー不平等指数(Gender Inequality Index)は、国連開発計画(United Nations Development Programme: UNDP)が人間開発指数(Human Development Index)の一部として2010年から公表している。世界162か国を対象に、リプロダクティブ・ヘルス(女性の性や生殖に関する健康)、エンパワメント、経済的地位の3つの次元における達成度合の男女格差を測定し、標準化された0～1の値を取るスコアで示す。スコアは不平等の度合を示すため、0が完全に平等な状態、1が3つの次元すべてにおいて男女の一方が他方よりも不利な状態に置かれていることを表す。こちらも、スイス、スウェーデン、デンマーク、オランダ、ノルウェーなどの北欧・西欧諸国が上位を占め、日本は23位という結果である。

上の2つのグローバルな指標に対して、ジェンダー平等指数(Gender Equality Index)は、EU加盟諸国に限定して達成度合をより詳細に測定するために、欧州ジェンダー平等研究所(European Institute for Gender Equality: EIGE)によって2013年に開発された。仕事、お金、知識、時間、権力、健康の6つのコア指標と、交差する不平等と暴力という2つのサブ指標から構成されたスコアは、標準化され1～100の値を取る。1が完全な不平等を表し、100が完全な平等を表す。したがって、スコアが高いほどジェンダー平等の達成度合が高いといえる。そのようにして測定された結果は、国別ランキングを含む全体報告書と各国別の詳細報告書という形式で隔年ごとに公表されている。

これらの指標からわかることは、第1に、いずれも複数の次元から成る合成指標であること、第2に、いずれの指標にも共通する中心的な分野があ

るということである。まず、ジェンダー平等は、社会における複数の側面から構成される概念であるため、その達成度合を単一の尺度で測るには無理がある。そのため、いくつかの中心的な側面を選定する必要があるが、以上の3つの指標では共通して、経済、教育、政治、健康という4つの分野が含まれている。

さらに、ジェンダー不平等指数では23位という結果である日本が、グローバル・ジェンダー・ギャップ指数では121位に大きく後退することも興味深い。これは、各分野におけるジェンダー(不)平等を測る際に、具体的にどのような項目を考慮に入れるかという点に左右される。たとえば、ジェンダー不平等指数では労働市場参加率のみが経済分野の尺度となるのに対して、グローバル・ジェンダー・ギャップ指数では労働市場参加率に加え、報酬や昇進なども尺度に含まれる。日本の現状として、就業している女性の約6割が、低賃金で賞与もなく、昇給や昇進の機会も乏しい非正規雇用労働者であることを考慮すれば、こうした側面が加味されることで結果として順位が下がるのは十分に理解できる。つまり、労働市場への参加というよりも労働の「中身」こそが、とりわけ日本においては、女性にとって不利な状況をもたらしているということである。

このことは、中心的な各分野に関して一定の深度をもってみていかなければ、実際のジェンダー格差が覆い隠されてしまう可能性を示唆する。グローバル・ジェンダー・ギャップ指数やジェンダー不平等指数の強みは、主要先進国のみならず途上国も含む多くの国々を対象としていることである。そうすることで、まさに世界規模の潮流や地域性の違いなどを明らかにできる。しかし他方で、経済水準や政治、社会文化が異なる多くの国々を同じ土俵にのせて議論することには困難も付随する。特に、指標化に際しては、すべての国で比較可能性の高い(ある程度、統一的な方法論で取得された)データが利用できるかどうかはボトルネックとなる。

実際に、国連開発計画(UNDP)のウェブサイトには、ジェンダー不平等指数の限界として、「データの制約によって採用する指数の選択肢が狭め

られている。たとえば、地方議会やその他の公的領域への参加や、仕事の質、無償労働、余暇時間、資産の所有状況、ジェンダーに起因する暴力、コミュニティの意思決定への参加といった重要な側面が反映されていない」ことが挙げられている。つまり、より多くの国を比較対象に含めようとするれば、データの利用可能性の問題から、測定できる項目が制限されるため、指標の枠組みはより簡素化されたものにならざるをえない。しかしこのことは、各分野における具体的な政策提言・改善につなげるためのエビデンスを得るという目的に照らせば、重大な弱みとなる。

その点において、欧州ジェンダー平等研究所が公表するジェンダー平等指数は、上記の限界を克服することに成功している唯一の国際指標である。表1のとおり、ジェンダー平等指数では、仕事の質や収入などの経済状況、地方レベルでの政治参加も項目に含まれる。また、「時間」というコア指標が設けられている点も特徴的である。ここに、家事・育児などのケア活動や、地域社会でのボランティア活動や余暇活動といった社会的活動が含まれている。さらに、サブ指標として、ジェンダーに起因する暴力も含まれている。これについては、2013年当初は統一的な統計データがなかったが、その後、共通の定義やデータの整備が進められ、2018年にさまざまな種類の暴力をカバーする13の尺度が示された。今後は、この指標も含めたより包括的な測定・評価が行われていくことと思われる。

(2) EUにおける指標化への道のり

ジェンダー平等指数(Gender Equality Index)の開発、その測定・公表を行っている欧州ジェンダー平等研究所(European Institute for Gender Equality: EIGE)は、EUにおけるジェンダー平等実現に向けた政策評価の中心的な役割を担う独立機関として2010年に創設された。理事会(Management board)、専門家会議(Expert's Forum)、執行局(Director)の3つの部門から成り、それぞれ加盟国の代表者や分野の専門家、利益団体の代表者(民間活動団体、使用者代

表、労働者代表)など多様なアクターで構成されている。欧州委員会、欧州議会、EU理事会といった関係機関と連携しながら、EUおよび加盟国に対して高水準の研究とデータを提供することが主な仕事であるが、その目的として「政策立案者や主要ステークホルダーが十分な情報とエビデンスに基づく意思決定を行うこと」が明示されている。

そもそも、このような機関が創設される背景には、欧州におけるジェンダー平等への地道な取り組みの歴史がある。その起点はEUが成立する以前、欧州経済共同体(European Economic Community: EEC)創設時に定められた、1957年ローマ条約までさかのぼる。このなかで、男女労働者の同一賃金原則が適用されることが規定された。その後も主に労働・社会保障関連の諸指令を成立させていく一方、1997年アムステルダム条約では、「ジェンダー主流化(gender mainstreaming)」の原理がEUの基盤的文書の中に明記されるにいたる。ジェンダー主流化とは、すべての政策における、計画から、設計、実施、モニタリング、評価までのすべての段階にジェンダー視点を盛り込むことを指す(政策にかかわるあらゆる局面でジェンダー視点による検討がなされることが当たり前になる、という意味で「主流化」という)⁵⁾。

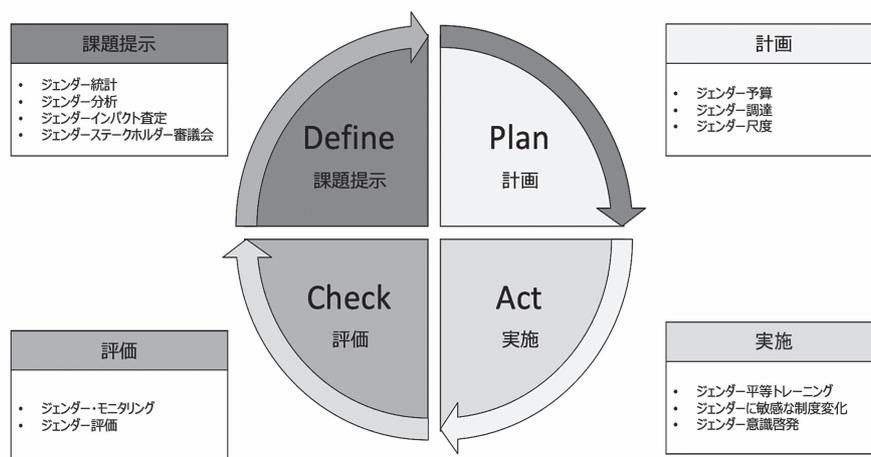
それをふまえて、2000年にはEU基本権憲章(Charter of Fundamental Rights of the European Union)第23条でジェンダー平等が基本的人権として規定された。さらに同年のリスボン条約では、EUにおける政策の中核的要素としてのジェンダー平等の原理と政策はそれを促進することが明記され、次の10年間で到達すべき女性の就業率や保育サービスの稼働率などを含む具体的な目標数値が明示されることとなる。また同時期に、そのようなジェンダー主流化アプローチや方法論の発展の拠点となる「ナレッジ・センター」創設の必要性が議論されるようになる⁶⁾。そして、2005年の欧州委員会(European Commission)において欧州ジェンダー平等研究所の創設が公式的に発表され、「女性と男性の平等へのロードマップ 2006-2010」のなかで、前述のような社会的・政策目標の

達成度合を測るための加盟国共通のアセスメントツールとして、ジェンダー平等指数(Gender Equality Index)を開発することが、この研究所の最初のタスクとして掲げられたのである(EIGE、2015)。

以上のような背景から、EUにおけるジェンダー平等に関する指標化の特徴として、次の2点が挙げられよう。第1に、「ジェンダー平等の実現」という明確な社会的目標が、各種政策の目標設定において依拠すべき確固とした基盤となっていることである。とりわけ、ジェンダー平等をすべての市民が保障されるべき基本的人権として規定している点は大きいといえる。第2に、すべての政策過程におけるジェンダー主流化の一環として、ジェンダー平等指数の開発・利用が位置づけられていることである(図1参照)。EUの文書には、「ジェンダー主流化は、政策を女性、男性、女の子、男の子、すべての市民のニーズにより効果的に応答するのにすることで、より質が高く、社会的に意義のあ

る政策立案・立法を保証する。結果として、公的な介入をより効果的なものにし、不平等を存続させない」(EIGE、2016: 5)と書かれており、ジェンダーに基づく不平等の根絶という社会的目標に向けて、政策や法制度がいかに機能しているかを評価し、改善につなげるといった目的が明確である。

逆に言えば、ジェンダー平等への政治的コミットメントとそれに整合する法的枠組みなしではジェンダー主流化アプローチの成功はありえない。また、ジェンダー主流化のもつ最大の意義は、具体的な目的や目標を明示することに加え、政策過程全般に対して明白な「アクションプラン」を要請する点にある。つまり、設定された時間枠組みのなかで期待された結果を達成するために、置かれた文脈や前提となる条件を考慮したうえで現実的で有効な手段について検討し実施する、その責任や、それに必要な知識・技量を整えることを政策関係者に強く求めるのである(Ibid.)。



出所) EIGE (2016) を参考に筆者作成。

図1 ジェンダー主流化サイクル

5. より良い政策評価の実施に向けて

ここまで、日本のジェンダー政策研究における政策評価の視点の弱さ、政策評価の実施状況にみられる政策目標や測定指標を含む枠組みの不明瞭さについて論じた。さらに、指標化をめぐる国際的な動向、特にEUにおける指標化の展開と特徴についてみてきた。このような国際動向から日本は

何を学ぶべきであろうか。

まず第1にいえることは、政策の成否を評価するための確固とした枠組みや指標を構築する必要があるということである。日本の現状は、一方で毎年公表されるグローバル・ジェンダー・ギャップ指数(世界経済フォーラム)の自国の順位のみに一喜一憂し、

他方ではおそらく国民の多くは、関連する分野の政策が関係府省によって毎年評価され公表されていることを知らないだろう。このような現状を打破するためにも、ジェンダー平等指数(欧州ジェンダー平等研究所)に匹敵する体系的な指標化が必須となる。内閣府男女共同参画局の公表する「成果目標の動向」がもっとも近いところにあると思われるが、これをベースに、国際比較可能な枠組みで「指標化」することが重要である。また、単純にその年の結果を公表するにとどまらず、結果と政策の関係、時系列変化などを「分析」しなければならない。そこまでして初めて、「指標化」が政策を評価し改善につなげるというサイクルのなかで生きてくるのである。

さらに、結果の「見せ方」も重要である。ジェンダー平等指数は、ジェンダー平等研究所のウェブサイト上でグラフィックに視覚化された形で公表されている。簡単な操作で単純な国際比較などもできるため、たとえば中学生がこのデータを利用して自由研究を行うといったことも可能だろう。国民に対する説明責任や啓発も政策評価の重要な役割であり、それを果たすためには、誰がみてもわかりやすいデザインや使いやすいユーザーインターフェースなど「公表の仕方」の工夫をしていくことも欠かせない。

第2に、政策目標を明確にする必要がある。なぜ日本では上記の指標化がなされないのかを考えたとき、本来重なり合う領域の政策であるにもかかわらず評価の実施時期やテーマ設定によって政策目標が変わっている状況は、重大な阻害要因であると思われる。一方でEUに再度目を向けると、2013年に初めて刊行された「ジェンダー平等指数報告書」はこのような書き出しから始まっている。「女性と男性の平等は、欧州連合の基本的価値であり、経済的および社会的成長にとって不可欠である。欧州2020成長戦略において示された、現在の経済的・社会的課題に向き合い、社会正義を確保し、スマートで持続可能な発展を実現するという目標に到達するためには、ジェンダー平等がヨーロッパの政治的議論の中心に位置づけられなければならない」(EIGE、2013: 2)。

日本の政策評価においては、特に少子化対策、

ワーク・ライフ・バランス、女性活躍が三つ巴になっている印象だが、これらを論理的に整理し構造化する必要がある。私見を述べれば、ワーク・ライフ・バランス(女性も男性も仕事と生活が調和するライフスタイルの実現)を政策目標の中心に据えるべきである。女性活躍は経済的自立に関する別次元として、少子化克服はこれらの目標の達成に近づいていく先に出現する波及効果(インパクト)として位置づけたほうがよい。少子高齢化という文脈のなかで、女性を労働力の担い手(ないし税金・社会保険料の納付者)として、また「産む性」としてみなすのは「国の論理」にほかならない。そのような論理から脱却し、国民一人一人を生活者としてみなす視点から描き直すことが求められよう。その際に前提となるのは、ジェンダー平等を基本的価値・人権として明示することである。経済だけでなく社会的な目標として「ジェンダーに基づく不平等の根絶」を掲げ、これが各種政策の目標設定において依拠すべき確固とした基盤となっているEUのやり方を大いに参考にすべきであろう。

第3に、政策評価の位置づけ・意義を明確にする必要がある。EUのジェンダー主流化アプローチの強みは、目指すべき社会的変化の目標から、目標達成のための政策枠組みの設計、達成度合を測定するための指標の開発、指標を用いた定期的なモニタリング、モニタリング結果というエビデンスに基づく政策提言までの一連のプロセスが体系的に整理され、そのすべての段階をジェンダー視点で実施していることである。これが、日本の総花的で一貫性に欠ける政策評価との大きな違いである。日本はおそらく「政策評価を実施すること」ありきになっており、その先にある目指すべき社会的変化のビジョンや総体的な政策目標は何かと聞かれたら、政策関係者でも端的に答えられないのが現状であろう。何のために政策評価を行うのか、という根本的な議論がもっとなされなければならない。

以上をふまえて、日本が今後とるべき方向としてより具体的に2点を述べて結語としたい。1点目は、一定の時間をかけて、政策評価の目的、政策目標、評価枠組み、評価指標について議論・吟

味していくことである。EUでも欧州ジェンダー平等研究所の創設に少なくとも5年、ジェンダー平等指数の開発に3年かかっている。当初の指標から改良していく部分もあってよいが(実際、ジェンダー平等指数も部分的に改良を重ねている)、長く使っていくの枠組みとなるには基盤づくりが重要である。突貫工事では限界がある。

2点目は、第三者機関が中心となって政策評価を進めることである。目標管理型評価のように自前の政策を自前で評価することも大事ではあるが、失敗(うまく機能していない、効果がない)ケースを明らかにすることのインセンティブがないことは大き

な足かせとなる。うまくいかなかったことの原因が解明されないまま放置されるだけでなく、そのこと自体を公表しない隠蔽体質になったり、そうならないために最初から達成しやすい目標・指標を選んだりすることにつながりかねない。したがって、客観的な評価を可能にする体制づくりが必要である。その点においても、各国の代表者、専門家、労使や民間団体の代表など多様なステークホルダーが構成する欧州ジェンダー平等研究所のあり方は参考になる。日本の研究者は、今後こうした動きへの中核を担うことで、より質の高い政策提言、社会状況の改善に貢献していかなければならないだろう。

参考文献

EIGE (2013) Gender Equality Index – Report.
EIGE (2015) Gender Equality Index 2015 – Measuring gender equality in the European Union 2005-2012: Report.
EIGE (2016) What is Gender Mainstreaming?
Hubert, A. and Stratigaki, M. (2011) ‘The European Institute for Gender Equality: A window of opportunity for gender equality policies?’, *European Journal of Women’s Studies*, 18(2), pp. 169-181.
伊藤セツ(2008)『生活・女性問題をとらえる視点』法律文化社。

木本喜美子・大森真紀・室住真麻子編著(2010)『社会政策のなかのジェンダー』明石書店。
大沢真理編(2011)『承認と包摂へー労働と生活の保障』岩波書店。
竹中恵美子(2011)『社会政策とジェンダー』明石書店。
田中弘美(2020)「政策評価の重要性ー福祉とジェンダーをめぐる」埋橋孝文編著『どうする日本の福祉政策』pp.122-137。
横山文野(2002)『戦後日本の女性政策』勁草書房。

脚注

- 1) 内閣府男女共同参画局「第4次男女共同参画基本計画における成果目標の動向」(平成27年12月25日決定)。
- 2) 第10章「格差社会の中の女性ーいま求められている改革とは何か」(初出は、大阪市公文書館『研究紀要』20号、2008年)。
- 3) ジェンダー開発指数とジェンダー・エンパワメント指数は、1995年の導入当初から理論・方法論的な限界が指摘されていたため、2010年「人間開発報告書」からは、これら乗り越える目的で開発されたジェンダー不平等指数が利用されている。
- 4) 行政評価局調査は、複数府省にまたがる政策や府省に共通する制度・手法を活用する政策を横断的に評価する「統一性・総合性確保評価」と、対象を特定の政策に限定せずに各府省の業務の実施状況をチェックする「行政評価・監視」にさらに分かれるが、本稿では前者に焦点を絞って論じる。
- 5) ジェンダー主流化の概念は、1995年に中国・北京で開催された第4回世界女性会議で採択された「北京宣言・行動綱領」のなかで、ジェンダー平等の実現に向けた具体的戦略として提唱されたものである。したがって、EUに限らず日本も含めたジェンダー平等に対する国際的アプローチの起点として位置づけられる。
- 6) ジェンダー平等に関する研究所の創設について初めて明確に言及されたのは、1999年6月9日ストックホルムにて、当時のジェンダー平等大臣Margareta Winbergが主宰し、すべての加盟国の平等機関の代表者と委員会を招いて実施されたセミナーであったとされる(Hubert and Stratigaki, 2011)。それまでもジェンダー平等を優先度の高い政策として展開してきたスウェーデンが1995年に新たにEUに加盟したことが、EU全体でこれを具現化していく展開の推進力となったと推察される。

全日本自動車産業労働組合総連合会 (自動車総連)

副事務局長 森口 勲 氏



- ・目指すべき賃金水準に向けて、「絶対額を重視した取り組み」を推進
- ・加えて、企業内最低賃金の取り組みを強化することで、全体の底上げ・底支え、格差是正を図る

1. 2020年総合生活改善の位置づけ、大きな方針

― 取り組みのポイントや全体的な位置づけについて、お聞かせください。
自動車総連は、12労連、約1,100単組、79.8万人の組合員から構成されている。日本における自動車産業全体の就業者数は約560万人であり、全体の就業者数(約5,600万人)の約1割を占める。また、自動車総連に加盟する単組の約7割は299人以下の中小であり、業種では車体・部品、販売が多くを占めている。私たちの取り組みが、産業、ひいては社会全体に影響を与えるという思いで、諸活動を行っている。

2020年総合生活改善への取り組みにあたり、自動車産業を取り巻く環境は非常に厳しく、米中貿易摩擦等により減収減益基調にあった。さらに、100年に一度といわれる産業の大変革期を迎えている。このような背景のもと、「自動車産業の大変革期だからこそ、職場をもっと元気に前向きにさせるために自動車総連一体となって総合生活改善に取り組む!!」をコンセプトとし、(1)「働く者の将来不安の払拭」と「日本経済の自律的成長」の実現、(2)「生産性運動に関する三原則」の実践により、労働の質的向上に対する適正な成果配分を実現し、社会全体に波及させる、(3)目指すべき賃金水準や働き方に向けて取り組むことで、全体の底上げ・底支え、格差是正を進展させる、という意義を掲げて取り組んだ。

課題として、賃金の規模間、業種間の格差是正や、全体の底上げが必要であるという認識のもと、①「絶対額を重視した取り組み」と②「企業内最低賃金の取り組み」の二点に意思入れし、注力して取り組むこととした。①は、取り組みを強化して2年目である。賃金の高さ

(絶対額)を意識した交渉を行うことにより、格差是正につなげることをめざす。②は、特定最低賃金にも波及するものであり、自動車産業で働く仲間、全ての働く者に波及しうるものであることから、強化することとした。(下図)

また、賃金のみでなく、イキイキと働き、安心して生活できる職場と社会に向け、働き方・社会政策にも両輪で取り組むこととした。

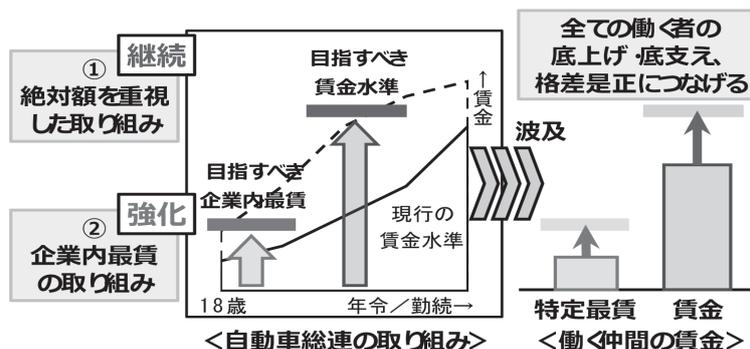
2. 取り組みの実績

― 各取り組みについての結果、経過に対する評価をお聞かせください。

<賃金>

「絶対額を重視した取り組み」では、以下のステップを設け、(ステップ1:賃金データの入手、ステップ2:賃金実態の分析・課題の検証、ステップ3:賃金カーブ維持分の算出・労使確認、ステップ4:賃金課題の明確化・目指す水準の設定・改善計画の立案、ステップ5:具体的な取り組み(要求根拠化、個別賃金要求、制度見直し)、ステップ6:配分への関与・検証)、各単組がどのステップまで進んでいるかを確認しながら、取り組んでいる。この取り組みにより、たとえば「5年で目標水準まで引き上げるにはどうすればいいか」と考えるなど、各単組が自立し、自らロジックを組んで交渉できるようになる。結果的に、妥結額にも跳ね返り、底上げ・底支え、格差是正につながるという循環をめざしている。

結果は、厳しい交渉環境の中、昨年に続き、賃上げを継続させることができた。賃金改善分の平均獲得額は1,250円となった。また、300人未満は1,393円となり、中小が大手単組を上回り、底上げ、格差是正につながったといえる。目指すべき賃金水準や賃金課題の解



2020総合生活改善の賃金に関する取り組みイメージ(自動車総連作成)

決に向けて、自ら要求を考え交渉することが浸透しつつあり、着実に前進していると受け止めている。一方、賃金課題の明確化には、状況分析が必要であるが、特に中小では非専従の組織も多い中、どのように底上げするのかという点は、課題意識を持っている。その底上げのために、賃金セミナーの展開、単組の好事例の横展開などを行っていく予定である。

<企業内最低賃金>

18歳以上の最低賃金の要求基準額は、昨年より4,000円高い164,000円とした。2020年の平均締結額は162,021円となり、協定締結割合は79%まで上がっている。これまでも取り組んできたが、取り組みを強化したことが、大きく影響した結果ととらえている。今後も力を入れていく予定である。

<年間一時金>

獲得月数は4.33カ月(昨年4.49カ月)となった。新型コロナウイルス感染症(以下、コロナ)拡大の影響が大きく、季節別回答や付帯事項付き回答が増加した。一部単組では、妥結後に夏季一時金の再交渉を余儀なくされたケースもあり、継続した取り組みが必要となっている。

<働き方の改善>

①個々人のワーク・ライフ・バランスの取れた働き方の実現、②多様な働き方に基づく職場全体の生産性向上、③自社・産業の魅力向上を通じた人材確保の観点から、積極的に取り組むこととした。職場課題を踏まえた労使の議論により、労働時間の短縮や働き方の改善につなげることができた。また、職場の生産性向上などの議論が加速し、会社の将来を見据え、職場や生産性がどうあるべきかという議論が行えたことは、大きな成果だといえる。春闘交渉終了後に、労使委員会を立ち上げたり、生産性向上の議論を継続している労組もみられる。取り組みは前進しているものの、継続した取り組みが必要だと考えている。

<非正規雇用で働く仲間に対する取り組み>

処遇改善や同一労働・同一賃金など、取り組みを前進させることができた。一部単組では、組織化できていない非正規雇用の仲間も多く、直接的に取り組むことに難しさがある。今後も、組織化を含めて継続した取り組みが必要となっている。実績としては、要求提出は501単組であり、そのうち賃金要求を有額で行った労組は98単組であった。このうち、46単組が有額回答を得て、平均額は14.3円であった。

3.まとめ

— 今後の課題(中長期的な課題)と2021年総合生活改善への課題等についてお聞かせください。

2020年総合生活改善の取り組みを通して、冒頭の「取り組みの意義」を一定程度実現することができ、また、職場の元気やモチベーションにつなげることができたと受け止めている。全体の総括として、自らの要求を主張し、最大限の回答を引き出したことは、将来につながる着実な一歩といえる。さらに、賃上げでは、中小が大手単組を上回り、企業内最賃でも取り組みが前進したことは、底上げ・底支え、格差是正につながった。また、職場や賃金課題、働き方など、労使の話し合いや継続協議などの議論が前進したことも大きな成果であり、職場の

生産性向上に寄与するものと受け止める。

一方、産業や全ての働く者の底上げ・底支え、格差是正の進展は未だ道半ばであり、継続した取り組みが必要であると考えている。中小では、改善分未獲得の単組があるほか、一部大手単組では、多様な回答や賃上げの見送りなど、賃金交渉の難しさが顕在化し、賃上げ課題への対応が必要となっている。

2021年総合生活改善に向けて、自動車総連の社会的役割を踏まえれば、「賃上げによる人への投資」に中長期的に取り組まなければならない。しかし、コロナの影響が極めて甚大であることや、それに伴い働き方が大きく変化しつつあることから、総合生活改善がこれまで通りできる環境にはならないと想定している。従来の延長線上ではない新たな取り組みの進め方も十分に検討・議論を進めていくことが必要である。

産業の変革期という100年に一度のタイミングで、コロナにも対峙しているという状況においては、より職場の力を高めていくことが重要と考える。したがって、2021年総合生活改善では、コロナ禍を契機として捉え、職場の環境整備や新たな働き方の取り組みにも意思を入れていく予定である。

4.新型コロナウイルスの影響と取り組み

— 組合活動への影響、産別組織としての取り組み等についてお聞かせください。

コロナによる組合活動への影響は、オンライン会議や少人数対話など、新たな組合活動への変化が求められており、現状でも進みつつある。今後も、新しい活動の形を模索しながら、運動を進めていけるよう、取り組んでいく。

産別としての取り組みは、産業の基盤維持・強化に向けて、上部団体や顧問議員と連携し、要請活動による政府への働きかけを実施してきた。また、経営者団体との労使会議においては、現場の実態を踏まえた意見交換や要請活動を実施することができ、中小企業の支援につなげることができたと受け止めている。

今後の課題・展望として、「ウィズコロナ」を踏まえた自動車産業の持続・発展を考えていかなければならない。新たな働き方の取り組みに関しても、テレワークを中心に色々な変化が出てきている。一方、インフラ整備が進んでいるところとそうでないところの差も出てきている。このコロナ禍を契機として、全体でこの変革期にふさわしい働き方を議論し、検討を重ねていくことが重要だと考える。

自動車総連(全日本自動車産業労働組合総連合会)
メーカー、車体・部品、販売、輸送の各業種、及び一般業種で働く79.8万人の仲間が広く集結した産業界労働組合組織。1972年に結成され、以来その体制を強化しながら、産業政策活動や、賃金をはじめとする労働諸条件の改善活動、社会福祉活動、さらには労働組合の国内・国際連帯などに積極的に取り組んでいる。

森口 勲(もりぐち・いさお)氏

1998年4月、本田技研工業株式会社入社。2008年9月、本田技研労働組合浜松支部 執行委員(非専従)。2010年9月、本田技研労働組合本部 専任中央執行委員となり、以降専従として同組合本部 副書記長、副中央執行委員長、全本田労連 中央執行委員を歴任。2019年9月より、自動車総連 副事務局長。現在に至る。

(インタビュー日 2020年10月6日)

論壇ナビ 2020

第10回:日本学術会議会員の 任命拒否問題と「学問の自由」

京都府立大学公共政策学部 准教授 秦正樹

2020年8月、前安倍首相は、戦後最長政権を更新した直後に、突然の体調問題で再び辞任することとなった。その後の総裁選では、ポスト安倍と目された岸田氏や、議員の高い支持を持つ石破氏との三つ巴を抑えて、長年、官房長官として政権を支え続けてきた菅義偉氏が勝利し、新首相となった。菅新首相は就任後より、デジタル庁創設・行政改革の推進・携帯電話料金引き下げなど「菅カラー」を全面に押し出す政策を提示し、世論からも一定の支持率を獲得した。そうした矢先に起きた菅新首相にとって最初の関門が、表題に示した日本学術会議における人文社会学者6名の任命拒否問題である。日本学術会議は、この問題がクローズアップされるまで、その存在自体を知らなかった人も多いような、いわば「地味な団体」である。今回の問題は、その任命権者の菅首相自身が日本学術会議に対して政治的圧力をかけたとも見える点に注目が集まっている。さらに、6名が任命を拒否された理由について、菅首相の弁明は不明瞭であることもこの問題をさらに大きくしている。菅首相は、「総合的・俯瞰的に判断」とか、(推薦名簿を見ていないと自ら述べながら)「会員の多様性を重視」と説明するなど、矛盾した弁明を繰り返している。野党側は、任命拒否問題を「学問の自由を封殺する動き」であると厳しく批判しているが、与党側は論点を変えて、学術会議を既得権として「改革」の必要性を訴えている。このようなすれ違いがなぜ生じているのか。今回は、この任命拒否問題に関する各種の論考を取り上げて、論点整理とさまざまな主張の内容について紹介したい。

「学問の自由」は脅かされているのか？

任命拒否問題に関して、村上陽一郎(東京大学/ICU 名誉教授)「学術会議問題は「学問の自由」が論点であるべきなのか?」(『WirelessWireNews』2020年10月7日)では、学術会議会員の任命権者はあくまで首相にあることを重視し、この問題を「学問の自由」の侵害と直結させて議論することには批判的である。また西田亮介(東京工業大 准教授)「学術会議の任命拒否問題くらいで「学問の自由」は死なない」(『PRESIDENT ONLINE』2020年10月20日)は、日本の大学の厳しい予算状況や、日本の大学が各種世界ランキングで大きく地位低下していることが、そもそも政府とアカデミアの緊張関係の背景にあると説明する。

その上で、この問題が直接に「学問の自由の死」につながることはない述べ、同時に、世論における保守層に対する菅首相のリップサービスの側面があるのではないかと指摘する。篠田英朗(東京外国語大学教授)「日本学術会議の任命拒否問題は「学問の自由」とは全く関係がない」(『PRESIDENT ONLINE』2020年10月13日)も、日本学術会議はあくまで一つの機関であって学問の主体ではないと指摘する。さらに学問の自由は「国民が有する自由」であって、学者の特権として存在するわけではないとも述べている。

日本学術会議は「改革」されるべきなのか？

前述したように、本任命拒否問題は、日本学術会議のあり方まで議論が及んでいる。木村幹(神戸大学教授)「研究者にも理解できない日本学術会議が国民に理解されるわけがない」(『現代ビジネス』2020年11月5日)は、多くの研究者でも日本学術会議とはどのような組織なのかについて理解されていないことを指摘し、15年前の法改正以降、各学会は学術会議の下部団体ではなくなったにも関わらず、実質的に一部の学会関係者による運営となっており、多くの研究者にもわかりにくい組織になっていると述べる。野口旭(専修大学教授)「学者による政策提言の正しいあり方—学術会議問題をめぐって」(『Newsweek』2020年10月18日)も、民主党政権下での復興特別税の創設に関する学術会議の提言をとりあげて、政治的判断を伴う争点に対して、実質的に一方の政治的立場を支えるような「提言」を科学的知識という名のものに行ってきたと批判的に見る。田中秀臣(上武大学教授)「国難の今、「日本学術会議」の国会論戦など愚の骨頂でしかない」(『iRONNA』2020年10月27日)では、日本学術会議は多くの学者の自発的協力で運営されている実態を節目し、過去には一部の政治的にアクティブな会員にコントロールされていた可能性があることを指摘する。

政治的攻撃の防波堤としての「国民の理解」

以上の論稿では、日本学術会議の任命拒否問題は、それですぐに学問の自由が脅かされることにはならないとの意見が多かった。もともと、各種の論稿はそれぞれに学術会議を考える重要な論点と材料を示す一方で、数多の学者のごく一部の声であるという点にも注意が必要である。とくに、後段の学術会議の存在意義を疑問視するような声が、日本のアカデミア全体で必ずしも共有されているとはとても思えず、同時に、政府とアカデミアが対立する状態が好ましいはずもない。政治的圧力からの防波堤として、(筆者を含む)研究者一人ひとりが、国民に対しても「学問の意義」を理解してもらう努力を積み重ねることがますます重要であるように感じられた。

秦正樹(はた・まさき 政治行動論・政治心理学)

三島由紀夫が書かなかった「近江絹糸争議」の謎に迫る

【第10回】巨海公子インタビューを巡って(1)

國學院大學経済学部
教授 本田 一成

記者の暴言をきいたのは、そのすぐあとだと思います。「血だらけになればよい」。何と無責任な、何と無思いやりのない言葉でしょう。私はその時決心したのです。「どんなことがあろうと第二組合に入る・・・」(こみきみこ『その時19才の私は!!』(私家版)、pp.36-37)

1. 巨海公子

野付利之のインタビューの途中で、富士宮支部専従書記であった巨海公子の文字通り手書きの手記を手渡された。持ち帰って内容を読んで、争議の実情をつぶさに記録した実況中継のような内容に驚く。導かれるように、速やかに巨海が住む富士宮を訪れることとなった。この手記は、大阪市のエル・ライブラリーに寄贈するとともに、手記は著者が翻刻した後に、同ライブラリーのウェブ上で公開している (<http://shaunkyo.jp/webdatabase/sonotoki19sainowatashiha.html>)。

富士宮に到着し、さっそく富士宮焼きそばを食べた。巨海と待ち合わせた浅間大社に到着し、神社の人たちとおしゃべりして、珍しく國學院大學出身者が非常に少ないことを知る。83歳の巨海と会いご自宅へ移動して話を聞く。

巨海は1934年、横浜生まれである。家業は菓子屋であったが戦災で焼失したため、山梨県の疎開時代を挟んで静岡県富士宮郡へ転じた。地元の中学卒業を経て、静岡県立富士宮東高校を卒業後、1953年3月に近江絹糸富士宮工場へ入社し、事務部労

務課給与係に配属された。

近江絹糸争議では労組本部、支部の役員たちの活躍が目立っている。そのかたわらに巨海がいた。淡々と綴った野付についての記述もさることながら、それ以上に、常に事態や推移を横からみていた巨海の目は貴重である。

そこがリサーチのポイントであった。巨海はもともと事務職員であり現場労働者たちとは違う視点をもっている。また、第二組合加入後は専従書記となり、後に本部書記も経験している。決して日の当たることのない裏方からの視点がある。

2. 事務職員

近江絹糸の事務職員とは何か。遠隔地から採用していた男女の中卒労働者とは異なり、本社の大卒幹部候補生たちとも異なる。高卒の月給社員だが、もちろん野付のように技術系ではなく、デスクワークである。事務職員の多くは地元の高卒女性たちである。

しかし、地元住民であっても自宅通勤は禁じられ、寮に入る。寮は工場労働者とは違う社員寮であり、舎監がいるわけでもなく自由度が高い。休憩時間が十分に確保され、外出規制も緩く、巨海は映画館に通っていた。男性社員も独身中は寮に入る。ちなみに工場長は、浅間大社裏にある、かつて料亭であった大きな建物を借り上げた、家政婦付きの社宅に住んでいた。

巨海が担当していたのは工員の給与計算だから

「コウキュウ」と呼ばれていた。毎月大量の労働者の給与を計算する。したがって、巨海は他の事務職員と一緒に働く時間が多いものの、工員たちをよく知る立場にいた。毎年入ってくる年下の中卒労働者たちにとって「お姉さん」のような存在である。

ある日、巨海は守衛と押し問答をしている中年男性を見かけた。聞き回してみると、巨海も知っている3人姉妹の父親であった。給料日になると遠路はるばるやって来て、その給料を受け取りにくる。今月はいずれかの娘が居留守を使ったのであろう。他のやつがいるはずだ、と食い下がる父親は、金を受け取ると近所の居酒屋に駆け込み泥酔している。毎月繰り返される出来事から、必死で働く女性労働者たちの背後にある故郷の生活環境を知り、巨海は胸を痛めた。

富士宮工場の一部はもともと病院であった。巨海は入社後に、工場建設の際に入院患者を強引に追い出したことで、近隣住民からの評判がすこぶる悪いことを知った。外部との接触が制限され、情報がせき止められる工員たちと違って、事務職員には様々な情報が集まる。例の警察隊介入による工場正門前の衝突では、市民による大規模な破壊行動が発生した。他の工場と同様に近江絹糸が地元の評判を落としていたことも遠因と考えておいた方がよいであろう。

3. 会社側の動静

当初、巨海は労組の存在をまったく知らなかった。昼休み、事務所前の広場でバレーボールをしていた仲間と職場に戻る時に、全織同盟と東電労組が正門前で赤い旗を振りながらスピーカーから流した労働歌が聞こえた。労働歌はすぐに止み、守衛と小競り合いをしていたのを目撃した。既に本社で労組が結成されていたが、巨海は何も知らない。

その1954年6月初旬、以前から労組の結成のために動き回っていた有志男性工員たちが秘かに会社と衝突していた。事前に動きを察知され封じられただけでなく、仏間で叱責がはじまった。巨海と同僚が

それを目撃した。普段は小声の管理職が首謀者たちを責め立てる聞いたこともない大音量の罵声のうわさが事務社員に駆け巡った。その翌日に大槻正徳と佐久正司が、工場の「精紡大通り」で見せしめのための糸つなぎをやらされた拳句、大槻は解雇された。「精紡大通り」とは外部に設置されたトイレに行くために多数の通行者が発生する最も目立つ地点であった。『写真記録』に掲げたように、現在はイオン店内の食品大通りになっている。

それをつまずき、労組結成の決行が遅れ、危ぶまれた。だが、機敏に工場を脱出した鎌田實らの活躍があり、結成に漕ぎつけた。同時に、4月に大阪本社から転勤してきた寺田尚夫が合流した。巨海は工場近隣の喫茶店で外部の者と話し込んでいる寺田の姿を頻繁に目撃するほどで、案の定、寺田は労組と関係がありそうだ、という噂が職場で流れはじめていた。

その頃、巨海は事務所の大金庫の中で奇妙なものを見つけている。当時、給料は職員が25日、工員は20日締めのみ末日支給であり給料袋の手渡しだから、巨額の紙幣、硬貨を入れる大金庫があった。巨海が手に取ったのは、大きなトウガラシの缶であった。富士宮工場では未遂となったが、第二組合員が集まるところへまき散らすためのものである。本部から持ち込まれ、他工場では使われた。

「君、委員長をやってみるか。応援するよ。賃金でも何でも交渉して上げてやるぞ」。何事もないように管理職が部下に言い放ち、同室にいた巨海氏が聞いたその一言で、2日後の早朝に中庭のテニスコートで第三組合が誕生した。

野付は知らないうちに第三組合結成の発起人の一人にされていた。第三組合に合流させられて怒りだした女性事務職員たちは野付を女子社員寮へ呼び出して詰問する。事態が飲み込めず黙って聞いていた野付は、巨海が数日前の上司部下のやりとりのことを話すと、真相がわかった、と言い残して出て行った。内部の目から会社側の動きを追うと、行為がリアルだ。

手元にある富士宮支部OB会報を読み漁って、第二組合の誘いに乗らないよう、社長夏川嘉久次から高価な靴下が支給されたというOBの回想を見つけた。そういえば、朝倉克己から、彦根では第二組合対策で焼きが第一組合の組合員たちへ振る舞われた、と聞いた。

矢富徹彦も夏川は妙に大垣によく来ていた、と言っていた。わざわざ社長が現場にまで出てくる視察とは何なのか謎であったが、視察の中にこうした手なづけが含まれていたわけである。なお、矢富によると社長車は当時日本に3台しかなかったモデルのキャデラックで、車幅が広く大垣工場正門を通行できなかったため、正門を改修したほどである。

4. 第二組合へ加入

巨海は、『その時19才の私は!!』の中で、第二組合加入に出遅れた焦りを正直に告白している。第三組合員は突然40%の昇給となった。だが、「金と地位とに迷いたる卑怯、下劣の奴・・・」と耳に入ってくる労働歌に感じる後ろめたさ。友だちだった第二組合員からぐずぐずしている情けない人と冷笑を浴びせられるような感覚など。しかし、第二組合に行ったら仕事を放棄することになり工員たちに迷惑がかかる。今月も給料計算の仕事が迫っている。若い自我が呼び起こすさまざまな葛藤が、一步を踏み出すための足かせになることを教えてくれる。当初は無関心だった「ゼン SEND ウメイ」はできることなら入りたい「全織同盟」になっていた。

その膠着状態を破ったのは、例の7月13日に警察が介入した正門前の激突であった。泣き叫ぶ声、怒声、悲鳴が乱れる中、警官が男女問わず一人の組合員を相手に3人がかりで襲い掛かり、着ていたシャツが破られて最後は足蹴にされた女性組合員が川へ落ちていく。新聞記者たちは富士宮工場に普段から張り付き、乱闘などになると、正門の上や守衛所の屋根に上ったり、事務所の2階などへも入り込んでいた。

事務所の2階から見ていた巨海は悲鳴をあげた

が、その直後に大きな衝撃を受けた。すぐ横にいる工場長を見ると、工場長は笑っていたのである。髪をつかまれて引きずられ、暴力を受け続ける若者たちをみて笑うことができる人間をみて寒気がした。

今度は新聞記者から信じられない言葉を聞いてもう1つの衝撃が巨海を襲った。「ここで女の子か誰かトラックにひかれて血だらけになればよい写真になるんだけどなあ。」そういえば、『写真記録』は斎藤美奈子が朝日新聞に書評を掲載した他は、新聞ではいっさい取り上げられることはない。記者にとっては思うところがなく、ネタにならないのであろう。

巨海は、同じ会社の仲間のはずの若者が、警官にひどい目にあわされながら必死で抵抗していることに同情しながら、同じ気持ちで門の外にいる市民たちが会社に腹を立てて怒鳴っている声ははっきり聞こえるようになった。

これで第二組合へ加わることを阻むものがすべて消えた。巨海らは管理職の数時間にわたる詰問や説得を受け流してから鳥岩旅館へ向かい、加入届に記入して組合員となった。巨海は宇佐美忠信らに事務処理能力を買われ、全織同盟争議対策本部となった亀屋旅館の2階奥に詰め、出金伝票処理や旅費精算などの仕事に没頭した。これで近江絹糸労組富士宮支部や大阪の労組本部で専従書記として働く運命が決まった。

数年後巨海は高校の同級生が警官になり、正門前の激突時に加わっていたことを知り、激しく問い詰めた。その返事はかぼそい声だったという。「僕だってやりたくなかったけれど、命令だからしょうがないじゃないか。」

執筆者の本田一成氏による『写真記録・三島由紀夫が書かなかった近江絹糸人権争議』(2019年、新評論刊)、『オルグ!オルグ!オルグ! 労働組合はいかにしてつくられたか』(2018年、新評論社刊)の特別割引注文書を用意しました。office.hondabooks@gmail.comまでご請求ください。

正会員の議案書分析

議案書を読む(2020年・最終回)

早稲田大学社会科学総合学院 教授 篠田 徹

さて今年の「議案書を読む」も最終回だ。前回から、製造業のなかでもその創造性豊かな製品開発で有名な会社の労働組合(以下、便宜上X社と表記する)の『2020・2021年度運動方針(案)』を読んでいる。

少し間があいたので、前回ぼくがこの議案書に関して述べたことを、簡単におさらいしておこう。ひとつは、この議案書が提起した、新しい組合名称のコア部分である「クルーアライアンス」にこめられた意味だ。そこでは、X社に働くあらゆる人びとを、X社という「大きな船の乗組員」とし、この組合と乗組員が「それぞれの持ち場で能力を発揮し、お互いに助けあって船を動かし目的地まで行動を共にする」集団になれるような役割を果たすことがめざされている。ここにぼくは、会社と従業員がより自律した形で関わりあう、個人と組織の関係についての現代的な期待や希望、あるいは理念を反映した組合観や企業観が反映されているとみた。

そして、この組合観や企業観には、組合の役割を、会社に組合員が提供した労働力をより高い値段で買うことを要求する「デマンド」型よりむしろ、組合に関わるあらゆる人が、各自が望む形で自分を高められるよう応援し、会社をそのような機会が多くあるところにし、これらの人びとの成長の果実の還元によって会社が発展し、同時にそうした互いの成長の機会提供の場として更に充実するという好循環を生む仕組みを作ることで、組合はその存在価値を増すという「サプライ型」の考えが反映されていると考えた。

これに関連して、前回ぼくは、この議案書にはも

うひとつ、ぼくがこれまで労働組合の機能について述べてきたことが方針化されていることを指摘した。それは、すべての人びとが排除されず、互いに支え合い助け合いながら、それぞれ自己実現を果たすことができ、自分たちの希望を叶え、課題を解決するプロセスに関わる機会が与えられる社会において、あらゆる人びとに求められる「シビックスキル(civic skill)」をアップさせる組合になるということだ。この部分は、まだ多くのひとにとって、なじみのある話とはいえないので、少し詳しく再論しよう。

シビックスキルの定義にはいろいろあるが、その根っこにある考え方は、集団的自助、社会的自助である。つまり、自分が成長したり成功できたりするのは、みんなが助けてくれるからであり、だからそのみんなに恩返しを少しでもするためにも、自分も含めたみんなのコミュニティの一員として様々な責任を果たす。これは、近年企業経営をめぐる必須アイテムである「企業の社会的責任」(CSR)の考え方とも共通している。それにならって、ぼくは先の集団的自助の構成員であるぼくらを、「社会的責任を果たす個人」と呼ぶ。

このように、ぼくたちが社会的責任を果たすことができるようにするのがシビックスキルで、そのポイントは、自分が属する集団やコミュニティ、そして社会や国に対する責任を果たすために、それらを良くすることに積極的に関わるスキルということだ。具体例をもう一度あげれば、コミュニケーションやコラボレーション能力、属する集団、組織、社会の仕組みについての知識、これには当然民主主義の仕組みや投票、そして意思決定の仕方などが含まれる。近

年日本でも多く聞かれるようになった、国連のSDGs（持続可能な発展目標）の言葉にならって表現すれば、自分たちの集団や組織、社会を、誰も取り残さず、より多様な人たちをより公平公正なかたちで受け入れ、ともに平和で幸福に生きていける開かれた場所にするために、問題点を指摘し、それをいかにすれば解決できるかを建設的に話し合うための批判的思考能力ということになる。つまり、みんなで自分たちのために一緒に何をしたらいいかを話し合い、それをできるだけみんなが納得する形で決め、そこで決まったことにみんなが積極的に関われる努力をするためのスキルということだ。

最近はこのシビックスキルにDiversity, Equity and Inclusion（多様性、公平公正、包摂、略称DEI）の視点を加える傾向が、国際的、とくにグローバル・カンパニーとよばれる企業の世界でよく見られる。このなかで、多様性には、人種（肌の色ではなく、特異な政治経済的、社会文化的経験の歴史をもつ集団としての）、民族、ジェンダー（特定の社会と時代を経て形成されたアイデンティティとしての）、セクシュアリティ（出生後に選択可能な性的志向性）、階級・階層（経済社会的地位をあらわす）、言語、文化（生活の仕方としての）、出生地、信仰、年齢、障がい、政治的指向のそれが含まれる。

公平公正には、偏見、ハラスメント、差別の問題をなくすことであり、これには上記の多様性の目安に加えて容姿や人生経験、立ち居振る舞いなどによるこれらの行為への対応が求められる。また同時にあらゆる人びとに平等に機会が与えられる環境整備が入る。さらに包摂には、違いを歓迎し、異なる考え方を尊重して耳を傾け、すべての個々人が孤立し取り残される思いを持つことなく、その集団に属し受け入れられているという感覚をもてるよう、集団としてのあらゆる努力をすることである。この努力には対話や熟議のトレーニングや寄り添いをはじめとするアウトリーチ（対応すべき相手が来るのをまつのではなく、自分からそうした相手に近づいていく）の取り組みも含まれる。長くなったが、以上のようにサプライサイド・ユニオニズムの観点から、前回ぼくがこの組合の議案書を読んで、語ったことだ。

そして、このX社労組の議案書には、このサプライサイド・ユニオニズムに踏み込んだ、あるいはそれを推進するうえで格好の方針が書いてある。今回は

それについて触れよう。まずは以下の部分を見てほしい。

(2) 成長（育成）で取り組むテーマ

●テーマ：労働協約の見直し

◎背景と根拠：

1. 労働協約は長らく内容の見直しに踏み込んでおらず、現在とは異なる部分や時代背景にそぐわない点が多い

◎課題：

1. 労働協約の時代遅れ、不備、不徹底
2. 組合規約の時代遅れ

●テーマ：春闘（春季生活闘争）

◎背景と根拠：

1. 団体交渉の結果が外部環境に影響を受けたものとなっている
2. （グループ再編に伴い：篠田注）社内で労働条件に差が生じている

◎課題：

1. 日本全体の春闘の取り組みもトヨタがリーディングを降り、現状の取り組みでは団体交渉が外部環境に影響を受けやすいものになりやすい
2. （グループ間の：篠田注）労働条件の差異

※上記の2テーマの「取り組み」は割愛した。

●テーマ：組合員の成長

◎背景と根拠：

1. 各職場などで開催される経営協議の場で議題を立てられない
2. 組合活動に興味を持たない
3. 制度がよくわからない

◎課題：

1. 会社制度・経営指標が理解しにくい、できない
2. 組合の活動内容がわからない 届いていない 自らに関係ない（ように見える）内容が多い
3. 会社・組合ともに知りたい情報がどこにあるかわからない

◎取り組み：

1. ケースに応じた研修の実施（層別だけでなくコンテンツ別の研修も）

2. 中略
3. 代議員ノートの改訂
4. 経営知識を取得するための学習ソフトの導入検討

●テーマ:(会社側)管理職の成長

◎背景と根拠:

1. (会社側)管理職の組合活動や各種制度への理解(知識と寄り添い)が足りない

◎課題:

1. 管理職の組合制度への理解を深めるための研修に組合が深く関与していない

◎取り組み:

1. 管理職に対し、「適切な組合主導の研修」を実施する

●テーマ:教育部(執行部)の成長

◎背景と根拠:

1. 組合員さんの組合離れが止まらない(改選投票率が年々下落)
2. 経営協議の場で経営層と執行部とで対等な協議が成立しにくい
3. 組合活動のペーパーレス、IT技術化が進んでいない

◎課題:

1. 組合員さんへの組合活動の魅力伝達不足
2. 執行部メンバーの会社制度・経営指標への理解不足
3. 執行部メンバーのIT技術など効率化についての知識能力が不足している

◎取り組み:

1. 執行部の企画力を強化するため、他労組(他団体)事例を学ぶための交流を実施
2. ファシリテーションの外部研修受講と各メンバーがリーダーを務める(新)研修の実施
3. 経営知識を取得するための学習ソフトの導入検討
4. IT技術などが効率化を意識した技能の習得

以上は、この組合が2020年度と21年度に掲げた「活動方針」(主な取り組み内容)の三本柱、「活躍(活用)」「成長(育成)」「組織・職場の活性化」のなかの二番目の内容だ。ちなみに一番目、三番目のテーマだけ示しておく、(1)活躍(活用)ー公平・公正感のある賃金・人事制度の構築、多様性・柔軟な働き方、パート社員の組合員化、(3)組織・職場の活性化ーXクルーアライアンスを通じたメンバーシップの強化、コミュニケーションの強化、ワークライフバランスの充実、助けあいの歩みとその拡大である。

これらのテーマも、これまで前回今回とぼくが述べてきたこと、とりわけ近年社会で重視されるべきことと十分関係があるのだが、シビックススキルということになるとやはり二番目の柱が大事になろう。ではどういう意味においてかということ具体的をいうと、まず確かにここには、課題としてこの組合が問題だと感じている状況が書いてある。

ただ、ぼくとしては、これらの状況はシビックススキルのトレーニングとグッドプラクシスのための格好の機会とうつつ。たとえば、これらのテーマはそれらの具体的なプログラムの実施場所となる。まずは各職場で経営協議に備えるための組合員や従業員の間での対話が必要となろう。それにはまず会社の仕組みやその運営に関する情報を整理するところからはじめなければならない。普通、職場の集会や会議の話になると、その対話の持ち方や話し方、話のもってきたり決め方といった対話の技法が話題の中心となる。もちろんそれは大事だし、ここでもそれへの問題意識も十分読み取れるが、ここでは会社と組合、労使関係や人事労務、経営やその環境についてまず学ぶことが重視されている。

これは、情報収集とその理解や分析が必要になるが、それはこの組合や組合員、そして職場の構成員にとって、またとない会社という自分たちが属する社会の大切なパートに関するリテラシー(生きていくための基礎教育、いわゆる読み書き算盤、礼儀作法、修身)教育の機会になる。そこで大事なことは、これらを「我がこと」として身につける学び方であろう。また組合らしい、いいかえると会社や職場のそれとは一味違った理解の仕方があってもいい。

たとえば、小学生のときに行った自分たちの地域を理解する社会的なそれはいまでも使える。そ

ここで強調されたことは、地域で営まれていることはすべて、どれ一つ欠けても地域がうまくいかなくなるし、あらゆるひとが、誰ひとりいなくなっても地域が困るという、ダイバーシティ(多様性)とインクルージョン(包摂)で大事な互いのポジティブでオーガニック(有機的)な関係やつながり、さらにそうした包括的な見方や視野だ。

こういうスキルが、当面の仕事や会社や組合にとって役にたつことはすぐわかるが、同時に一人ひとりの毎日の生活や中長期のキャリア、そして長い人生にとっても大切なことも、このごろの人は理解できるはずだ。したがって組合活動の魅力伝達においても、この点をもっと強調してもいいと思う。つまり“組合をやっていると勉強になる”ということだ。実際組合では、こうした会社情報に加え、対話の技法や集団での物事の決め方、交渉のスキルを含めて、ほかではなかなか教えてもらえないシビックスキルのトレーニングとプラクシスの機会が満載である。しかもそれがほとんど無料で提供される。こんなおいしいところはない。さらにこの組合のいいところは、IT技術を駆使した効果的な習得と時間の節約をはかっているところだ。

組合の“たまにキズ”なところは、なにごとにも丁寧な対応をめざすために、どうしても長時間の非効率な部分への配慮に躊躇し、結果として一部の人のしか関われなくなることだ。ぼくは最近の食べ物や生き方でポジティブに強調されるスローなところは、組合のいいところだと思っている。けれどもそのスローワークのポジティブな部分にあぐらをかいて、ネガティブな要素の改善に努めないのはもったいないことだと思う。だからITを使い、時間を貴重なリソースと考え、ペーパーレスなど環境に配慮したこの組合が指向する活動スタイルに好感をもつ。何よりも、それがこれまで組合に関わりにくかった女性や若者にその機会を与えることにもなるからだ。

そしてこうしたシビックスキルの貴重な実践の場所として、職場、部門、会社大での経営協議があることが、ここでは理解されている。とりわけ労働協約と組合規約の見直しと春闘はそのもっとも貴重な機会として位置づけられているところがいい。いうまでもなくこれらは、職場のルールブックづくりであり、仕事生活のうえで最も大事なシビックスキルの発揮場所である。これをいかに「クルーアライアンス」的な

発想と手法でおこなっていくか、非常に興味のわくところである。

また春闘もそうだ。毎年やってくる仕事をとおした生活のたなおろしであるこの国民的行事を、だれかのやったとおりになぞるのはやはりもったいない。もちろん春闘でまわりの会社や産業、国、世界の状況に配慮することは必要だ。けれども、やはり自分たちがどうしたら互いに異なる働き方に納得しながら、ワンチームとしてやっていくことができるのかを、みんなまで考え話し合い、これが自分たちのやり方だと確信できることが何より大事だ。これに関して、この組合が管理職へのアプローチを忘れていないのがいい。組合活動がうまくいっているところはどこも、いい意味で管理職を見方につけている。また管理職もいい意味で組合を活用している。労使関係では、管理職はしばしばひっくり返して会社の人にされてしまうが、実態はもっとまだら模様だし、ある意味会社からも自律した部分がある。

以前、ある組合の議案書は、管理職を人間の体の動脈に、組合を静脈にみたと、互いに補完しながら会社全体の円滑な運営を中枢で担っていると表現していたが、そうしたパートナー感覚があってもいいと思う。

そろそろ与えられた紙幅もなくなってきた。今回読んだX社労組の議案書は、ぼくの言葉で表現すれば、組合員をはじめ会社のステークホルダー(会社と関係をもつすべての人びと、この組合でいえば「クルー」)が、互いに支え合いながら自己実現をはかれる仕組みをつくる(この組合がいう「アライアンス」) サプライサイド・ユニオニズムが、その実現のために最も重視すべきシビックスキル(クルーとしての成長と責任を果たすための技能)のトレーニングと実践のメニューを披露したまことに学ぶことの多い内容であった。

最後に今年もこうした学びの機会をたくさん与えてくださる稔りある議案書を提供していただいたすべての労組のみなさまに改めて深く感謝したい。

1月号(通巻1096号)

●グローバルズムを点検する

第2回: 大航海の拡大はモノとカネ

小原 篤次

●地球儀

流動化しはじめた国際関係——EU・アジア

板東 慧

●特集: [座談会] 労働・社会の未来を語る

古賀 伸明

本山 美彦

安室 憲一

板東 慧

●労働批評(第5回)

篠田 徹

●リサーチファイル

第1回: 連載のはじめに

本田 一成

●論壇ナビ2020

第1回: 外国人介護労働者の受入れ

松浦 司

●名刺広告

2月号(通巻1097号)

●グローバルズムを点検する

第3回: 独立国は増えている

小原 篤次

●地球儀

第4次産業革命と企業

板東 慧

●特集: 2020春闘方針

インタビュー

相原 康伸氏(連合 事務局長)

「春闘」はどこにいくのか—2020年の風景—

高木 郁朗

男女格差とは何か—2020春闘への期待— 小倉 祥子

●論壇ナビ2020

第2回: 投票率の低下をいかに食い止めるか?

秦 正樹

●労働批評(第6回)

篠田 徹

●リサーチファイル

第2回: 朝倉克己インタビューを巡って(1)

本田 一成

3月号(通巻1098号)

●グローバルズムを点検する

第4回: 病を広げるもの

小原 篤次

●地球儀

新型肺炎流行と国際パニック・シンドローム

板東 慧

●Monthly Review

福田徳三著作集の刊行と労働100年

玉井 金吾

●特集: 産業としてのスポーツ

産業としてのスポーツの可能性

ワールドマスターズゲームズ2021関西が何をもたらすのか

高橋 一夫

健康のためではなく、「レースに出る」からなのだ

産業としてのスポーツを考える:

コーポレートゲームズがもたらしたもの

手嶋 雅夫

労働組合の新しい役割としての産業政策

「スポーツでニッポンを元気に」

石川 要一

●労働批評(第7回)

篠田 徹

●論壇ナビ2020

第3回: 大学入試改革の現状と今後

松浦 司

●リサーチファイル

第3回: 朝倉克己インタビューを巡って(2)

本田 一成

4月号(通巻1099号)

●地球儀

EUの危機を招く難民・移民問題

板東 慧

●特集: 産別トップに聞く 運動・産業を取り巻く現状と今後の展望

松浦 昭彦氏 (UAゼンセン 会長)

川本 淳氏 (自治労 中央執行委員長)

高倉 明氏 (自動車総連 会長)

野中 孝泰氏 (電機連合 中央執行委員長)

安河内 賢弘氏 (JAM 会長)

神田 健一氏 (基幹労連 中央執行委員長)

増田 光儀氏 (JP労組 中央執行委員長)

松岡 衛氏 (生保労連 中央執行委員長)

岡島 真砂樹 氏 (日教組 中央執行委員長)
野田 三七生 氏 (情報労連 中央執行委員長)
難波 淳介 氏 (運輸労連 中央執行委員長)
伊藤 敏行 氏 (フード連合 会長)
酒向 清 氏 (JEC連合 会長)
境田 道正 氏 (損保労連 中央執行委員長)

●労働批評(第8回)

篠田 徹

●グローバリズムを点検する

第5回:まさしく貿易戦争

小原 篤次

●リサーチファイル

第4回:オーミケンシ労組本部インタビューを巡って(1)

本田 一成

●論壇ナビ2020

第4回:緊急事態宣言は私たちに何をもたらすか?

秦 正樹

5/6月号(1100号)

●グローバリズムを点検する

第6回:都市化が進んだ日本

小原 篤次

●地球儀

武漢ウイルスとマスク狂騒曲への適応力の強化が望まれる

板東 慧

●Monthly Review

新型コロナウイルス感染の拡大と移動の自由制限問題

板東 慧

●特集:議案書を読む

—正会員の議案書分析—

篠田 徹

補足資料

編集部

●特別寄稿

通信規格5Gで先行するファーウェイ、
トランプ政権の嫌悪 が示す不都合な現実

本山 美彦

●論壇ナビ2020

第5回:コロナショック対策としての現金給付

松浦 司

●リサーチファイル

第5回:オーミケンシ労組本部インタビューを巡って(2)

本田 一成

7月号(通巻1101号)

●グローバリズムを点検する

第7回:政治主導の9月入学論

小原 篤次

●地球儀

新型コロナウイルスの影響で変貌遂げるライフスタイル

板東 慧

●Monthly Review

コロナ禍後の働き方革命

安室 憲一

●特集:2019年参議院選挙にみる、組合員の政治意識

カリスマ的指導者と破壊的創造

—2019年参議院選挙を起点として

新川 敏光

第53回共同調査(組合員政治意識総合調査)の知見

共同調査における「伝統的無党派層」と

「現代的無党派層」の分析

新倉 純樹

共同調査データを用いた分析

・政治的態度類型と政党支持

東 正訓

・どのような働きかけ・情報源が投票に影響するのか

増田 知也

・労働組合活動の参加におけるジェンダー・ギャップとその変化

大倉 沙江

・組合推薦候補者の認知度とイメージは、組合員の投票行動をどのように左右するか

宮田 尚子

●論壇ナビ2020

第6回:誰のための「9月入学制」か?

秦 正樹

●リサーチファイル

第6回:矢富徹彦インタビューを巡って(1)

本田 一成

●正会員の議案書分析(第2回)

8月号(通巻1102号)

●グローバリズムを点検する

第8回:外国人客で熱狂したリゾート

小原 篤次

●地球儀

コロナショックと今後の課題

板東 慧

●特集:2020春闘

成果と今後の課題(前編)

2020年春闘総括にあたって検討すべき課題は何か

高木 郁朗

●産別組織インタビュー

木暮 弘 氏 (UAゼンセン 書記長)

神保 政史 氏 (電機連合 中央執行委員長)

中井 寛哉 氏 (JAM 書記長)

津村 正男 氏 (基幹労連 事務局長)

●論壇ナビ2020

第7回：新型コロナとSDGs

松浦 司

●リサーチファイル

第7回：矢富徹彦インタビューを巡って(2)

本田 一成

●議案書を読む(第3回)

篠田 徹

9月号(通巻1103号)

●グローバリズムを点検する

第9回：女性役員がいると株価があがる

小原 篤次

●地球儀

中国がもたらす悪影響を如何にたちきるか

板東 慧

●特集：2020春闘 成果と今後の課題(後編)

2020春季生活闘争を振り返って

富田 珠代

組合員の個別賃金決定に労働組合はどう関わっているのか

橋元 秀一

産別組織インタビュー

日下部 大樹氏 (生保労連 中央書記長)

北野 真一氏 (情報労連 書記長)

佐藤 宏哉氏 (フード連合 事務局長)

石川 聡一郎氏 (サービス連合 事務局長)

●論壇ナビ2020

第8回：何のための「レジ袋有料化」か?

秦 正樹

●リサーチファイル

第8回：野付利之インタビューを巡って(1)

本田 一成

●議案書を読む(第4回)

篠田 徹

10月号(通巻1104号)

●グローバリズムを点検する

第10回：「数式の経済学」の功罪

小原 篤次

●地球儀

隠蔽される中国の食糧危機と犠牲者の実数

板東 慧

●Monthly Review

ブラック・ライブズ・マター運動の背景と意義

竹沢 泰子

●特集：コロナ禍における労働組合の取り組みと意義

コロナ禍の雇用とこれからの労働組合

玄田 有史

「コロナ禍における組合の取り組みに関するアンケート」

結果報告

取り組み事例インタビュー

味の素AGF労働組合

島忠労働組合

●論壇ナビ2020

第10回：コロナとジョブ型雇用

松浦 司

●リサーチファイル

第9回：野付利之インタビューを巡って(2)

本田 一成

●議案書を読む(第5回)

篠田 徹

11 / 12月号(1105号)

●グローバリズムを点検する

第11回：創業20年で日本に進出してきた米国車

小原 篤次

●地球儀

コロナ感染と中国事情

板東 慧

●特集：社会政策における政策理解と政策評価

社会政策における「政策」理解をめぐる

埋橋 孝文

朴 蕙彬

楊 慧敏

孫 琳

福祉国家研究と政策論

— <社会分析>と<政策分析>の接点を求めて—

金 成垣

社会政策論における政策論の位置づけと特徴

—障害者福祉政策の評価をめぐる課題—

山村 りつ

ジェンダーの視点から社会政策を評価する

— 指標化をめぐる国際動向を手がかりにして—

田中 弘美

●春闘インタビュー 2020

森口 勲氏(自動車総連 副事務局長)

●論壇ナビ2020

第10回：日本学術会議会員の 任命拒否問題と「学問の自由」

秦 正樹

●リサーチファイル

第10回：巨海公子インタビューを巡って(1)

本田 一成

●議案書を読む(2020年・最終回)

篠田 徹

●2020Int'lecowk 年間索引

主要經濟勞働統計

p:速報値 (preliminary) r:訂正值 (revised)

年 月	勞働力人口		職業紹介		税込現金 給与総額 (全産業)	実質賃金 指 数 (全産業) 2010=100	総実勞 働時間 (全産業) 時間	消費者物価指数 C.P.I		全国勞働者世帯家計 収支(168都市町村)		
	雇 用 勞働者	完 全 失業者	月 間 有 効 求人数	有効求人 倍 率				東 京 都 区 部	全 国 167 都 市 町 村	実収入	実支出	
	万 人	万 人	千 人	倍	円	2010=100	時 間	2015=100		円	円	
2016	5,729	208	2,570	1.39	315,590	100.8	143.7	99.8	99.9	526,973	407,867	
2017	5,460	190	2,726	1.54	316,966	100.6	143.4	100.0	100.4	533,802	412,462	
2018	5,936	166	2,782	1.62	323,553	100.8	142.2	100.9	101.3	558,718	418,907	
2019.7	6,034	156	2,709	1.59	374,609	116.4	144.1	101.5	101.6	480,036	446,156	
8	6,025	157	2,680	1.59	276,699	85.7	135.8	101.8	101.8	521,571	415,283	
9	6,017	168	2,695	1.57	271,945	84.2	138.2	101.8	101.9	457,427	416,893	
10	6,046	164	2,730	1.57	272,285	83.9	140.6	102.1	102.2	536,075	394,855	
11	6,046	151	2,702	1.57	285,414	88.0	142.0	102.2	102.3	475,548	389,599	
12	6,043	145	2,666	1.57	564,886	174.1	140.3	102.2	102.3	1,074,143	530,013	
2020.1	6,017	159	2,567	1.49	275,260	84.9	131.3	101.9	102.2	484,697	401,348	
2	6,026	159	2,567	1.45	266,706	84.5	135.6	101.8	102.0	537,666	390,709	
3	6,009	176	2,492	1.39	281,632	87.2	137.0	101.8	101.9	490,589	415,178	
4	5,923	189	2,197	1.32	274,825	85.1	137.8	102.0	101.9	531,017	406,241	
5	5,920	198	1,938	1.20	268,789	83.3	121.9	102.0	101.8	502,403	400,042	
6	5,929	195	1,930	1.11	443,111	102.5	136.9	101.9	101.7	1,019,095	473,617	
7	5,942	197	1,959	1.08	368,756	102.3	140.2	102.1	101.9	685,717	412,666	
前月比(%)	0.2	1.0	1.5	-2.7	-16.8	-0.2	0.2	0.2	-32.7	-12.9	2.4	
前年同月比(%)	-1.5	26.3	-27.7	-32.1	-1.6	-12.1	0.6	0.3	42.8	-7.5	-2.7	
資料出所	総務省 勞働力調査		厚生労働省 職業安定業務統計				毎月勤勞統計調査		総務省		総務省 家計調査	

年 月	生 産 指 数 (鉱工業)	生産者 製品在庫 率指数 (鉱工業)	稼働率 指 数 (製造 工業)	機 械 受 注 (船舶・電力 除く民需)	工 作 機 械 受 注 総 額	建築着工 総 計 (床面積)	企業倒産 (負債総額 千万以上)	貿易統計			
	2015=100	2015=100	2015=100	億 円	100万円	1000㎡	件 数	輸 出	輸 入	差 引	
2016	100.0	101.0	98.5	102,600	1,250,003	132,962	8,446	70,035,770	66,041,974	3,993,796	
2017	103.1	100.6	102.3	101,431	1,645,554	134,679	8,405	78,286,457	75,379,231	2,907,226	
2018	104.2	104.6	103.1	105,091	1,815,771	131,149	8,235	81,478,753	82,703,304	-1,224,551	
2019.7	102.2	108.5	101.8	8,969	101,278	11,974	802	7,053,835	6,326,051	727,784	
8	100.5	110.7	99.3	8,753	88,487	11,167	678	6,141,243	6,286,946	145,703	
9	102.4	108.8	99.5	8,502	98,973	10,316	702	6,368,318	6,496,598	128,280	
10	98.3	113.1	96.3	7,988	87,453	10,615	780	6,577,064	6,564,221	12,843	
11	97.7	115.0	95.6	9,261	81,669	10,067	727	6,379,013	6,466,519	87,506	
12	97.9	115.6	94.9	8,157	90,114	10,356	704	6,576,097	6,735,246	159,149	
2020.1	99.8	115.2	97.4	8,394	80,777	7,988	773	5,431,202	6,746,313	1,315,111	
2	99.5	112.5	95.6	8,585	77,224	9,030	651	6,321,285	5,214,703	1,106,582	
3	95.8	121.9	92.2	8,547	77,447	9,837	740	6,358,054	6,350,851	7,203	
4	86.4	138.5	79.9	7,526	56,143	9,992	743	5,206,030	6,137,194	-931,164	
5	78.7	148.6	70.6	7,650	51,239	9,444	314	4,185,622	5,026,959	-841,337	
6	80.2	138.0	75.0	7,066	67,190	9,925	780	4,862,354	5,135,263	-272,909	
7	87.2	125.7	82.2	7,513	69,788	9,702	789	5,369,179	5,362,105	7,074	
前月比(%)	8.7	-8.9	9.6	6.3	3.9	-2.2	1.2	10.4	4.4	-102.6	
前年同月比(%)	-14.7	15.9	-19.3	-16.2	-31.1	-19.0	-1.6	-23.9	-15.2	-99.0	
資料出所	経済産業省			内閣府 機械受注統計調査	日本工作 機械工業会	国土交通省 建築着工統計調査	東京商工 リサーチ	財務省 貿易統計			

Project News

研究プロジェクト概要と各回のテーマ・報告者

AI社会に生きる

主査: 本山 美彦(所長)

「人工知能」(AI)と「ビッグデータ」技術の爆発的な進展は、「サイバー空間」の性格を根本的に変え、いまやAI社会の到来は不可避であるといえる。一方、AIに対し、対抗できる理論はまだ発表されておらず、働く者の立場から、この議論を行うことが必要である。「生きた労働」がAIによって排除されることから生まれる深刻な社会不安を、少しでも「生きる幸せ」に向けた方策を見出していくことを志向している。2018年4月に第1回研究会を行い、約2年の開催を予定している。

労働界からは、連合のほか、産業別組織を中心に11組織の参加を得た。また、本研究プロジェクトでは、AIの技術論のみならず、国際的・政治的な観点も踏まえ議論を進めていく予定であり、社会学や経済学の研究者・専門家もメンバーに加わっている。

日程

第1回 2018年4月10日 「基調講演: AI社会に生きる」 本山 美彦 氏(京都大学名誉教授/国際経済労働研究所 所長)	第5回 2019年4月25日 「AI社会のあり方」 広井 良典 氏(京都大学こころの未来研究センター 教授)
第2回 2018年7月27日 「最新のAI—インダストリアル IoTの最前線—」 入江 満 氏(大阪産業大学工学部 教授)	第6回 2019年6月6日 「AIに対する電機連合の考え方 電機連合第7次産業政策(案)より」 斎藤 牧人 氏(電機連合産業政策部 部長)
第3回 2018年10月26日 「デジタル変革と雇用システム—どう捉え、どう対応するか—」 山田 久 氏(日本総合研究所 理事)	第7回 2019年12月24日 「AI時代の労使関係—どう捉え、どう対応するか—」 山田 久 氏(日本総合研究所 副理事長)
第4回 2019年1月23日 「ICT基盤業務のオフショアリングとアジア」 平川 均 氏(国士舘大学経済学部・大学院 グローバルアジア研究科 教授)	第8回 2020年9月18日 「AI社会実装の最前線: AI、5G、クラウドとの融合」 入江 満 氏(大阪産業大学工学部 教授)

働きがいと制度・施策

主査: 八木 隆一郎(専務理事・統括研究員)

「働きがい」はON・I・ON2調査のテーマの1つであり、これまで研究所は調査結果を用いて労働組合活動の重要な柱の1つである「働きがいのある職場」づくりに向けた提言活動などの支援を行ってきたが、より充実した支援を行うためには最新の学術的な働きがい研究を継続的に積み重ねていくことがあわせて重要である。これまでにワーク・モチベーションに関わる意識データベースを構築し、企業業績との関係についての研究およびその成果の公表等を進めてきた。今後は企業制度・施策の実態を把握するための調査を実施するとともに、意識データベースとのリンクによって、企業制度・施策が組合員の意識に与える影響を明らかにしていく。研究結果は、第49回共同調査企業制度・施策に関する組織調査として発信する。あわせて、正社員と非正規従業員の働きがいに関する分析や、流通業従業員を対象とした働きがいの分析を行い、得られた知見や成果を発信していく予定である。

日程

<2016年度> 第1回 2016年5月20日 「人事制度・施策が企業内賃金格差に与える影響」 菊谷 達弥 氏(京都大学経済学部 准教授) 「第49回共同調査 速報報告内容の共有」 坪井 翔 氏(国際経済労働研究所 准研究員)	<2018年度> 第1回 2018年9月27日 ①流通業の店舗別WMと業績 向井 有理子 氏(国際経済労働研究所 研究員) ②某地銀における従業員のWMとCS、店舗業績の関係 坪井 翔 氏(国際経済労働研究所 准研究員)
第2回 2016年9月7日 「年代別分析結果の報告」 田中 宏明 氏(国際経済労働研究所) 「制度施策に関する分析方法」 坪井 翔 氏(国際経済労働研究所 准研究員)	第2回 2019年1月25日 ①「薬剤師の経営管理について —組織/職業コミットメントと役割コンフリクトへの着目—」 本間 利通 氏(大阪経済大学) ②「集団間でなぜ葛藤が生まれるのか? —地位差に着目した社会心理学的検討—」 杉浦 仁美 氏(近畿大学)
第3回 2017年1月10日 「第49回共同調査 分析結果報告」 坪井 翔 氏(国際経済労働研究所 准研究員)	第3回 2019年3月6日 「企業統治と雇用システム」 齋藤 隆志 氏(明治学院大学)
<2017年度> 第1回 2017年11月11日 「第49回共同調査DBを使用した分析結果報告」 ①等級制度に関する分析結果報告 齋藤 隆志 氏(明治学院大学 経済学部 准教授) ②女性活躍推進に関する分析結果報告 坪井 翔 氏(国際経済労働研究所 准研究員)	<2019年度> 第1回 2019年9月20日 「流通業における従業員満足度とその影響に関する分析」 竹野 豊 氏(京都大学大学院経済学研究科 博士後期課程) 「90年代からの仕事満足と賃金の構造変化についての考察—時代と世代に着目して」 岡嶋 裕子 氏(大阪大学 経営企画オフィス 准教授)
第2回 2018年1月19日 「第49回共同調査 第II期報告書の共有」 坪井 翔 氏(国際経済労働研究所 准研究員)	第2回 2020年1月24日 「調査回答データの質を高める試み」 阿部 晋吾 氏(関西大学社会学部 教授、国際経済労働研究所 非常勤研究員)

ライフパタン研究会を中心に、人は、変化が大きい成人に至るまでの過程だけでなく、生涯にわたって発達するという生涯発達心理学に着想を得、人生の構造を明らかにするべく研究を継続している。その中心をなす概念として、「人の生涯にわたる発達のモデルは単一のコースではない」との仮説を立て、得られた結果から多変量解析により、人生のあり方のパターン-ライフパタンの抽出を目指している。これまでに、試みに年齢を軸にした場合のライフパタン抽出を行っており、そのアルゴリズムは発見・開発されている。また、仕事生活と家庭生活と趣味や地域などの第3生活領域、ストレス、メンタリング、ゆとり、生き方受容、生き方志向など各領域の基本設問が完成し、各領域への積極的関与と応答性を含み、より踏み込んだ関わり(「家族する」「会社する」「地域・社会する」)について概念整理・設問設計を行い、分析仕様の検討も進んでいる。2014年度にはこの研究の知見を用いた第44回共同調査ON・I・ON3を発信した。

日 程

<2015年度> ※第1回～第5回は省略した。

第6回 2015年9月10日

生育歴項目検討

井田 瑞江 氏(関東学院大学社会学部 准教授)

大野 祥子 氏(白百合女子大学)

第7回 2015年10月24日

生育歴項目検討2

大野 祥子 氏(白百合女子大学)

神藤 貴昭 氏(立命館大学文学部 教授)

第8回 2015年11月13日

ON・I・ON3で扱う領域全体の概念図の検討

川崎 友嗣 氏(関西大学社会学部 教授)

古川 秀夫 氏(龍谷大学国際学部 教授)

第9回 2015年12月15日

ON・I・ON3で扱う領域全体の概念図の検討2

大野 祥子 氏(白百合女子大学)

三川 俊樹 氏(追手門学院大学心理学部 教授)

第10回 2016年2月2日

ON・I・ON3報告書の検討1

神藤 貴昭 氏

山下 京 氏

<2016年度>

第1回 5月26日

ON・I・ON3調査票の見直し

川崎 友嗣 氏(関西大学社会学部 教授)

神藤 貴昭 氏(立命館大学文学部 教授)

第2回 6月10日

ON・I・ON3報告書、分析後再検討

山下 京 氏(近畿大学経営学科 准教授)

大野 祥子 氏(白百合女子大学)

第3回 10月7日

ON・I・ON3報告書、分析とストーリー

大浦 宏邦 氏(帝京大学文学部 教授)

神藤 貴昭 氏(立命館大学文学部 教授)

第4回 11月11日

ON・I・ON3報告書、分析とストーリーについて2

川崎 友嗣 氏(関西大学 社会学部 教授)

第5回 2月16日

ON・I・ON3報告書、分析とストーリーについて3

山下 京 氏(近畿大学 経営学部 准教授)

大野 祥子 氏(白百合女子大学)

Information

< WEB 開催 > SRC 研修コースのご案内

ON・I・ON2 入門セミナー

【第1回】10月27日(火)

【第2回】11月25日(水)

13:30～17:00(休憩・質疑含)

※各回、時間・内容は同じものとなります。

〈好評のうちに終了しました〉

SRCのための調査活用セミナー

【第1回】11月5日(木)

【第2回】12月1日(火)

【追加開催】12月15日(火)

13:30～17:00(休憩・質疑含)

※各回、時間・内容は同じものとなります

〈第1回、第2回は好評のうちに終了しました〉



公式 Twitter アカウント開設のお知らせ

(公社)国際経済労働研究所では、このたび公式 Twitter アカウントを開設しました。

お知らせや共同調査・研究の知見などを、WEBや機関誌とはまた違った形でお届けします。

Twitter アカウントをお持ちの方は、ぜひフォローや投稿のシェアをお願いいたします。

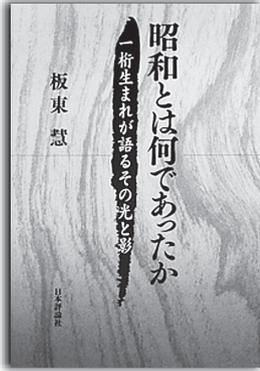
アカウント：国際経済労働研究所 @iewri_official

編集後記

本号の特集は、埋橋先生にご協力いただき、「社会政策における政策理解と政策評価」を掲載しました。福祉国家研究、障害者福祉、ジェンダーといった各観点からご寄稿いただき、社会政策論の今後の学問的発展に寄与するものとなりました。

本年も、皆様から様々な形で当研究所の情報公開にご協力いただき、ありがとうございました。運動に資する情報を来年も積極的に発信していけたらと思います。来年もよろしく願いいたします。

(S)



板東 慧 著

A5判 定価3,500円(税込み)

昭和とは何であったか

一桁生まれが語るその光と影

労働調査論を確立し、自立的労働組合主義を提唱し、構造改革論を通して余暇と働き甲斐の関係の重要性をめぐって生活文化論を提案した著者の運動と研究から「昭和」を総括し、贖罪的平和論の克服による21世紀日本を追求する。

◆目次◆

序章	昭和とは何だったのか
第一章	太平洋戦争と大空襲
第二章	戦後の始まりと占領下の日本
第三章	大学生生活と学生運動
第四章	労働調査研究所から国際経済労働研究所へ
第五章	研究者としての総括的覚書——研究主題と業績
第六章	昭和が遺した課題
結章	私の生い立ち——神戸っ子の系譜



〒170-8474 東京都豊島区南大塚3-12-4 TEL:03-3987-8621(販売)、-8598(編集)
ホームページ <http://www.nippy.co.jp>



四六判/並製/352頁
ISBN 978-4-7503-4777-6

◎本体価格 2600円+税

人工知能と 株価資本主義

AI投機は何をもたらすのか

本山美彦 著

際限なく拡大するIT社会に拍車をかけるAI技術の進歩。巨大IT企業の影響力が増し、株式が巨額の富と巨大な力を揮う「株価資本主義」が到来している。フィンテック、ブロックチェーン、ロボット人材がもたらす未来を金融、貨幣、コンピュータの淵源をたどりながら論じ、AI賛美論がもたらす投機的ユーフォリア(多幸感)に警鐘を鳴らす。

序章	株価資本主義の旗手——巨大IT企業の戦略
第1章	高株価を武器とするフィンテック企業
第2章	積み上がった金融資産 ——フィンテックを押し上げる巨大マグマ
第3章	金融の異次元緩和と出口リスク
第4章	新しい型のIT寡占と情報解析戦略
第5章	フィンテックとロボット化
第6章	煽られるRPA熱
第7章	簡素化される言葉——安易になる統治
第8章	性急すぎるAI論議 ——アラン・チューリングの警告
第9章	なくなりつつある業界の垣根
第10章	エイジングマネー論の系譜
第11章	フェイスブックの創業者たち ——株価資本主義の申し子
終章	株価資本主義の克服 ——超高齢化時代のオルタナティブ・ファイナンス

明石書店

〒101-0021 東京都千代田区外神田6-9-5
<http://www.akashi.co.jp/> TEL 03-5818-1171 FAX 03-5818-1174

*図書目録送呈 *価格税別

Int'lecowk

Vol.75-11-12 No.1105
November/December, 2020

International Economy and Work Monthly
Evaluation and Indices of Social Policy Outcome
About the Understanding of "Policy" in Social Policy Study

T.Uzuhashi
H.Park
H.Yang
L.Sun

Welfare State Research and Policy Proposal

S.Kim

Challenges in the Comparative Study of Social Policy for People with Disabilities

R.Yamamura

Evaluating Social Policy from a Gender Perspective: Trends in the International Indices

H.Tanaka

年間購読料 15,000円(送料込)

定 価 1,500円(送料別)